

## シンポジウム次第

### 罪に問われた人の社会復帰支援 ～「よりよい弁護士制度」の実現に向けて～

- |        |                          |       |
|--------|--------------------------|-------|
| 〈総合司会〉 | 広島弁護士会会員                 | 日野真裕美 |
| 1      | 開会の辞                     |       |
|        | 広島弁護士会会長                 | 久笠信雄  |
| 2      | 挨拶                       |       |
|        | 中国地方弁護士会連合会理事長           | 池上忍   |
| 3      | 基調講演                     |       |
|        | 元札幌矯正管区長                 | 中島学   |
| 4      | 調査報告                     |       |
|        | 広島弁護士会更生保護プロジェクトチーム      | 工藤舞子  |
| 5      | パネルディスカッション              |       |
|        | パネリスト                    |       |
|        | 元札幌矯正管区長                 | 中島学   |
|        | 福岡地方裁判所部総括判事・元広島地方裁判所裁判官 | 富田敦史  |
|        | 弁護士 愛知県弁護士会会員            | 田原裕之  |
|        | 広島県地域生活定着支援センター長・社会福祉士   | 仁井恭子  |
|        | コーディネーター                 |       |
|        | 広島弁護士会更生保護プロジェクトチーム      | 中村麗子  |
| 6      | 閉会の辞                     |       |
|        | 広島弁護士会副会長                | 伊藤寛之  |



# 目 次

第1	基調講演	
1	基調講演者略歴	1
2	基調講演資料	2
第2	調査報告	
1	矯正施設に対するニーズ調査等の報告	16
2	保護観察所に対するニーズ調査等の報告	36
3	既によりそい弁護士制度が始まっている単位会についての報告	38
4	弁護士会員アンケート	43
第3	パネルディスカッション	
1	パネリスト略歴	54
2	田原裕之弁護士資料	
	「よりそい弁護士」制度—愛知県弁護士会からの報告	55
3	仁井恭子氏資料	
	地域生活定着支援センターについて	60
4	更生支援計画書（参考）	68
第4	意見書等	
1	中国地方弁護士会連合会の宣言（2014年（平成26年）10月10日）	71
2	日本弁護士連合会の意見書（2022年（令和4年）3月17日）	83
第5	関係法令その他資料	
1	再犯の防止等の推進に関する法律	100
2	「再犯防止推進計画」概要版（国）	107



# 第1 基調講演



## 中島学氏の略歴

昭和63年4月、法務省（1種・教育職）に採用され、その後、法務本省や矯正管区の勤務を挟みながら少年院、刑務所等で勤務。平成31年4月美祢社会復帰促進センター長、令和2年4月福岡少年院長、令和3年4月札幌矯正管区長を歴任。令和4年3月末日で定年退職し、現在、高松矯正管区成人矯正調整官。

勤務の傍ら、罪に問われた方々の支援活動等の社会活動にも従事し、NPO法人「食べて語ろう会」顧問、一般社団法人「日本自立準備ホーム協議会」理事に就任。その他、九州大学大学院において、学位（博士（法学））を取得。

長年に亘り、矯正教育・指導に携わった経験を活かし、刑事政策領域における研究論文等も多数発表する等、研究活動領域においても積極的な発信を続けている。

# 刑事政策の新たな動向

—再犯防止と社会復帰支援—

## 1 はじめに：刑事政策の熱い時代

2016年の再犯防止推進法の制定

2021年の少年法の改正

2022年の刑法の改正

## 2 これまでの刑事政策

(1) 「社会化」を目指した戦後の刑事政策

- ・ 監獄法改正案：近代化、国際化、科学化/管理行刑から処遇行刑へ
- ・ 少年法改正論
- ・ 社会内処遇としての更生保護

(2) 課題対応に迫られた平成の刑事政策

- ・ 過剰収容
- ・ 矯正施設での職員事故：名古屋刑務所事件/広島少年院事件
- ・ 保護司の高齢化/不足

## 3 刑事政策上の新たな取組

(1) 課題対応策

- ・ 過剰収容対応：PFI刑務所、福祉専門官等の配置

- ・職員事故対応：行刑改革会議、少年矯正を考える有識者会議
- ・法改正：刑事収容施設法、新少年院法・少年鑑別所法、更生保護法

## (2) 「司法福祉」の定着

- ・「処遇」の出現：矯正処遇、処遇要領、処遇指針
- ・「支援」の出現：入口・出口支援、立ち直り支援、就労支援、自立支援

## (3) 政策としての「再犯防止」

- ・再犯防止推進法/再犯防止推進計画
- ・国・地方自治体・企業・民間団体等による連携

## 4 刑事政策の今後の課題

### (1) 「拘禁刑」の創出

- ・刑務作業の変質
- ・「改善更生に必要」とされる処遇の実施

### (2) 被害者保護/支援

### (3) よりそい弁護士制度

## 5 まとめ

「改善更生」から「ことばの形成」そして「再社会化」へ

## 処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

### 背景・経緯

#### ◎再犯防止対策の必要性・重要性

再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、**安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要・重要**

#### ○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

- ・犯罪をした者等に対する指導及び支援については、その者の特性を踏まえて行う（11条1項）
- ・指導につき、被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するよう留意（11条2項）
- ・再犯の防止に有効な者につき、社会内で指導を受けられるよう、必要な施策を講ずる（21条）

#### ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

犯罪者処遇の充実のための法整備についての法制審議会の答申を踏まえ、所要の措置を講じる。

○平成29年2月 法制審議会に諮問 ～ 令和2年10月 答申



#### ◎ 拘禁刑の創設〔刑法、刑事収容施設法の改正〕

- 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

#### ◎ 刑の執行猶予制度の拡充等〔刑法、刑事訴訟法、更生保護法等の改正〕

- 再度の執行猶予の適用範囲の拡大
- 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入
- 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

#### ◎ 施設内・社会内処遇の一層の充実化等〔刑事収容施設法、更生保護法等の改正〕

- 受刑者に対する社会復帰支援
- 受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用
- 被害者等の心情等を踏まえた処遇
- 刑執行終了者等に対する援助 など

## 侮辱罪の法定刑引上げ

### 背景・経緯

#### ◎近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情

インターネット上の誹謗中傷が社会問題化し、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっている。

⇒ **侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であることを示し、抑止する必要**

○令和3年9月 法制審議会に諮問 ～ 令和3年10月 答申



#### ◎ 侮辱罪の法定刑引上げ〔刑法の改正〕

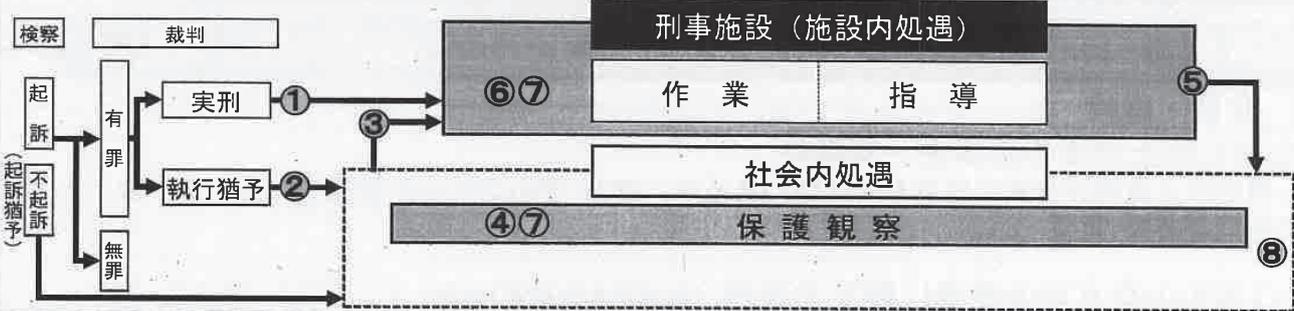
（侮辱）  
第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。  
（30日未満）（1万円未満）

※ 公訴時効期間は1年（刑事訴訟法第250条第2項第7号）

（侮辱）  
第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

※ 公訴時効期間は3年（刑事訴訟法第250条第2項第6号）

# 処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入



## ◎ 拘禁刑の創設 [刑法、刑事収容施設法の改正]

### ① 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

【改正案刑法12条等,新旧P2等】

- 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
- 禁錮は、刑事施設に拘置する。
- 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

➢ 現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

※ 整理法により、他法律の罰則の改正等を行う

## ◎ 刑の執行猶予制度の拡充等 [刑法、刑事訴訟法、更生保護法等の改正]

### ② 再度の執行猶予の適用範囲の拡大

【改正案刑法25条2項,新旧P3等】

- 再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑を、1年から2年に引き上げる
- 初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付することができるようにする

➢ 裁判所の選択肢を広げ、個々の事案や特性に応じた処分

### ③ 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入

【改正案刑法27条等,新旧P5等】

- 猶予期間中に再犯し、その判決確定前に猶予期間が経過した場合にも、刑の執行ができるようにする

➢ 猶予期間全体を通じ、執行猶予制度の機能(收容される心理的強制による再犯防止)を確保

### ④ 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

【改正案更生保護法81条の2〜等,新旧P96等】

- 再保護観察付執行猶予者に関する特則を規定(再犯要因の的確な分析、少年鑑別所への鑑別依頼等)
- 再度の保護観察付執行猶予を受けた者に対する処遇を強化
- 更生保護事業者等による専門的援助を受けるよう指示することを指導監督の方法に追加
- 上記専門的援助を受けることを特別遵守事項の類型に追加
- 改善更生に向けた特定の行動を示す事実の申告等を一般遵守事項に追加 等

➢ 保護観察の処遇を充実強化

## ◎ 施設内・社会内処遇の一層の充実化等 [刑事収容施設法、更生保護法等の改正]

### ⑤ 受刑者に対する社会復帰支援

【改正案刑収法106条,新旧P62等】

- 刑事施設の長による社会復帰支援(帰住、医療、就業、修学等の支援)を規定

➢ 刑事施設の長の責務として、より一層の取組を推進

### ⑥ 受刑者の資質・環境の調査(処遇調査)における鑑別の活用

【改正案少鑑法17条1項3号等,新旧P114等】

- 刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大

➢ 若年の受刑者を始めとする個々の受刑者の特性に応じた処遇を推進

### ⑦ 被害者等の心情等を踏まえた処遇

【改正案刑収法84条の2,103条,新旧P60,61等,改正案更生保護法50,57,65条等,新旧P80,82,84等】

- 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備
- 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育を行うことを明確化
- 被害の回復・軽減に努めるよう指示することを保護観察の指導監督の方法に追加

➢ 罪を犯した者等に、被害の実情等を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせる

### ⑧ 刑執行終了者等に対する援助 など

【改正案更生保護法83条の2,85条,88条の2,88条の3等,新旧P89等】

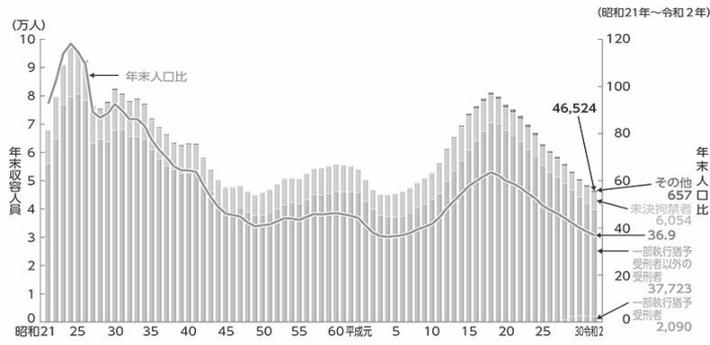
- 更生緊急保護の充実化(対象拡大、期間延長等)
- 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定の新設
- 地域住民等からの相談に応じ助言等の援助を実施 等

➢ 釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施

シンポジウム配布資料

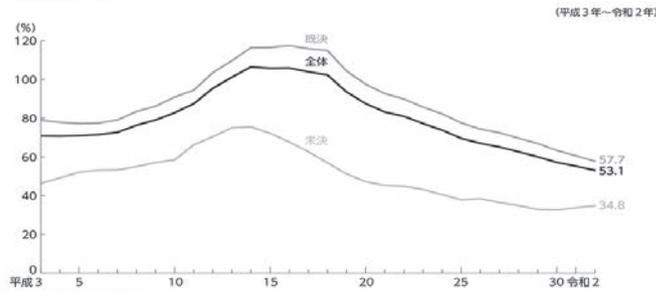
○犯罪白書：令和3年版から再犯防止に関する主な資料

2-4-2-1 図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移



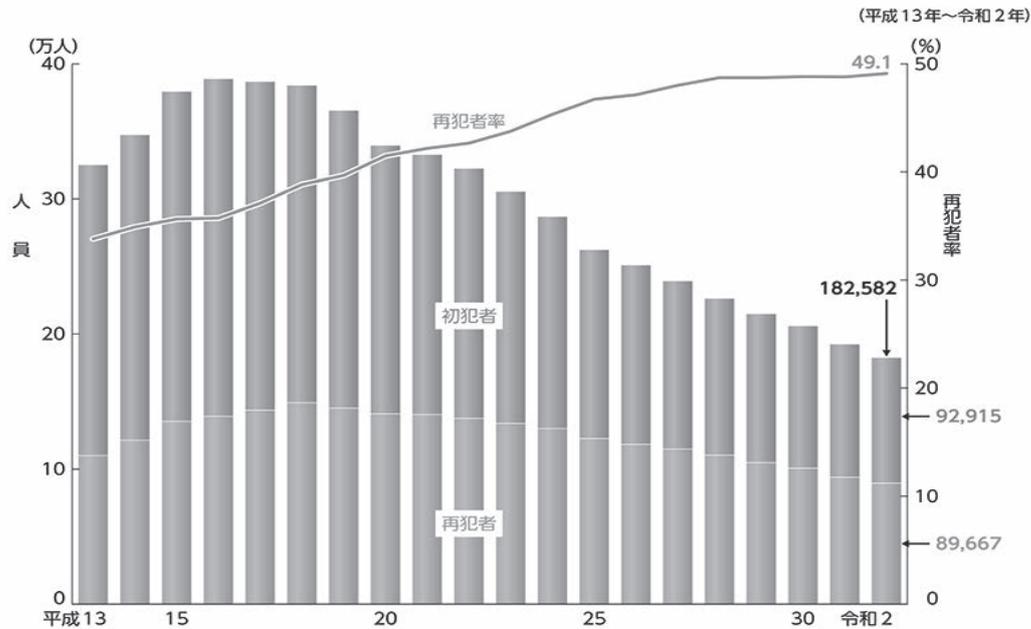
注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。  
 3 「その他」は、死刑確定者、労務場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。  
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

2-4-2-2 図 刑事施設の収容率の推移



注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。  
 3 「既決」は、労務場留置者及び被監置者を含む。  
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

5-2-1-1 図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

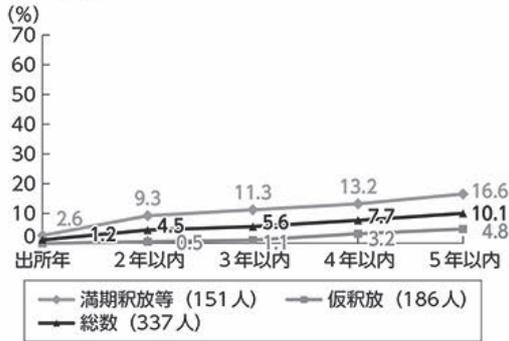


注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

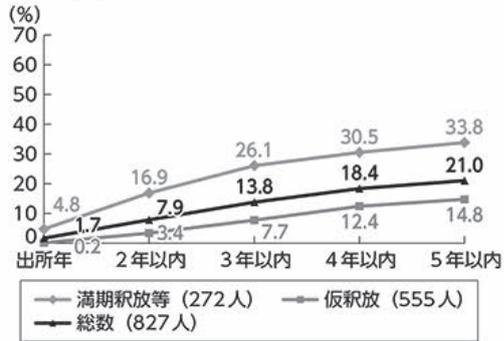
5-2-3-8図 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（罪名別）

(平成28年)

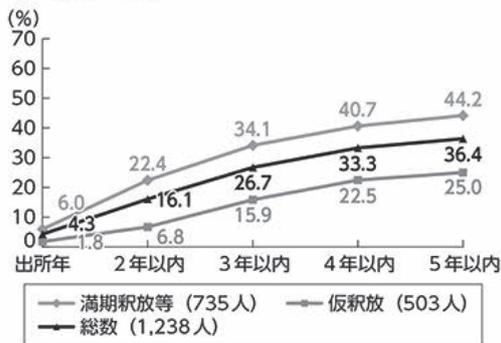
① 殺人



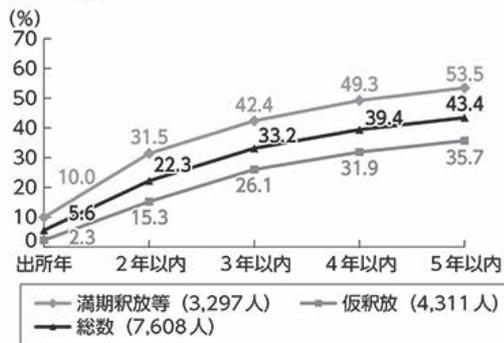
② 強盗



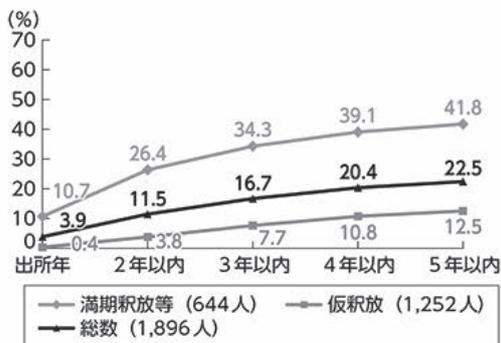
③ 傷害・暴行



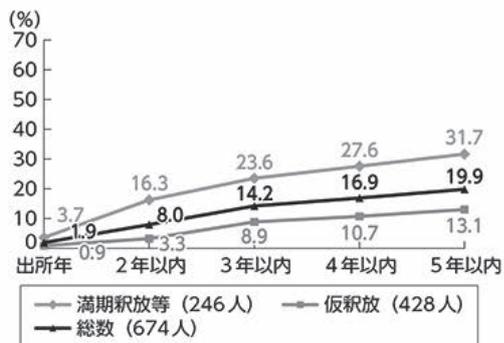
④ 窃盗



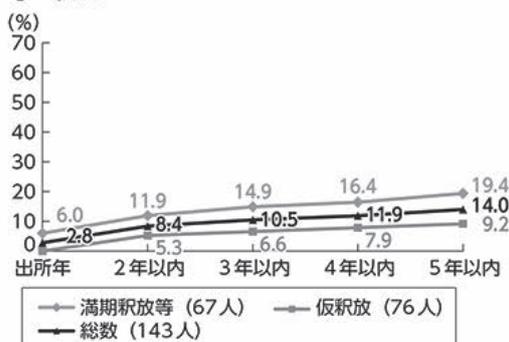
⑤ 詐欺



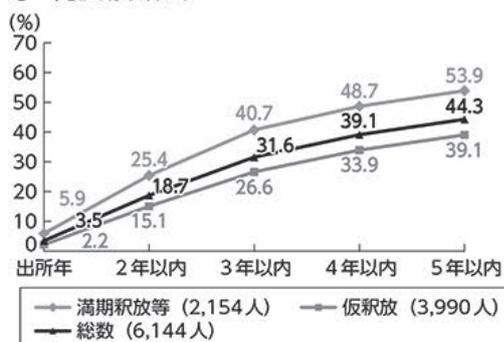
⑥ 強姦・強制わいせつ



⑦ 放火



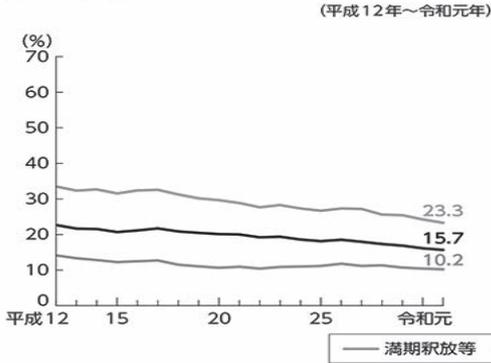
⑧ 覚醒剤取締法



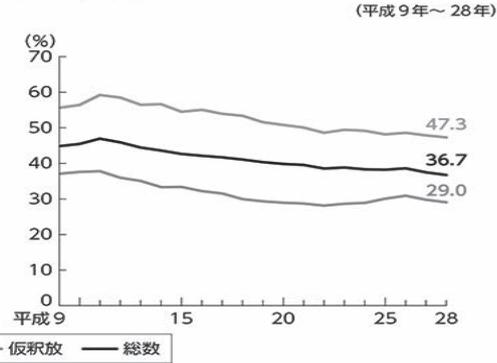
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2に同じ。  
 2 「5年以内再入率」は、平成28年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和2年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 3 平成28年に仮釈放により出所した者のうち、殺人及び放火については、同年末までに再入所した者はいなかった。

5-2-3-9 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

① 2年以内 (平成12年～令和元年)



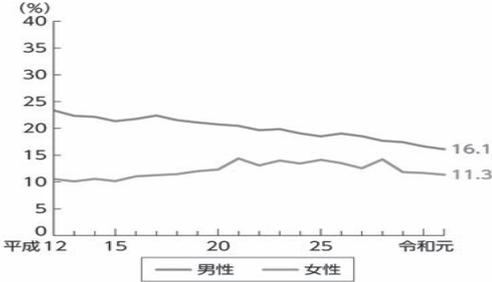
② 5年以内 (平成9年～28年)



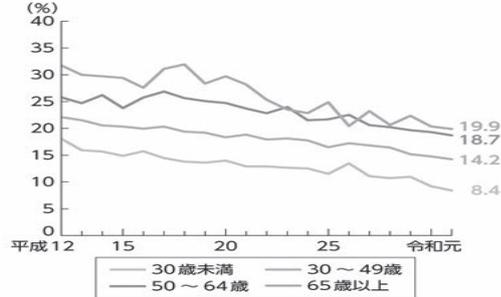
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目(翌年)の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10 出所受刑者の2年以内再入率の推移(男女別、年齢層別、罪名別)

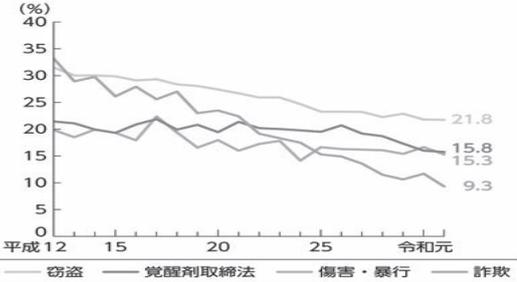
① 男女別 (平成12年～令和元年)



② 年齢層別 (平成12年～令和元年)



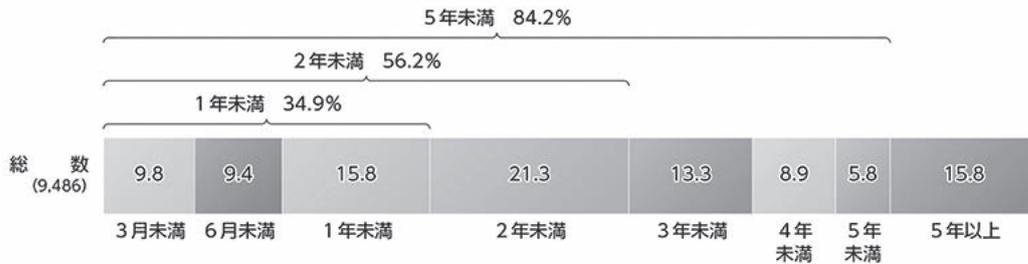
③ 罪名別 (平成12年～令和元年)



注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。  
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

5-2-3-11 再入者の再犯期間別構成比

(令和2年)



注 1 矯正統計年報による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 4 ( )内は、実人員である。

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点課題と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

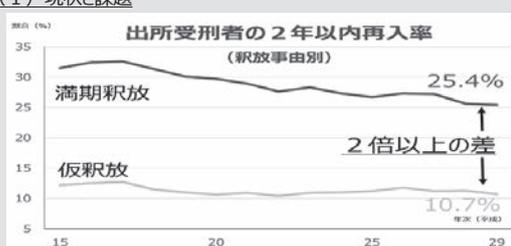
# 10の再犯防止アクション宣言

新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進計画に基づき、特に以下の施策を重点的に推進します。

<p><b>国が率先</b></p> <p>犯罪をした者等に対する支援等に関する国の取組を一層推進するとともに、その展開を図ります。</p>	<p>1 <b>国による犯罪をした者等の雇用等の推進や協力雇用主の受注の機会の増大</b> 保護観察対象者の雇用や協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組を一層推進します。</p> <p>2 <b>犯罪をした者等の特性に応じた指導や修学支援の充実</b> 特性に応じた指導や円滑な学びの継続に向けた修学支援を一層推進します。</p>
<p><b>地方を後押し</b></p> <p>犯罪をした者等に対する支援等に関する地方公共団体の取組を促進します。</p>	<p>3 <b>地域のネットワークにおける取組の支援</b> 刑事司法手続を離れた者を含む犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるよう、地域の支援ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援します。</p> <p>4 <b>地方再犯防止推進計画の策定等の促進</b> 地方公共団体が、地方再犯防止推進計画の策定など地域の実情に応じた再犯防止施策を検討・実施することができるよう、必要な情報提供等を積極的に実施します。</p>
<p><b>民間のチカラを結集</b></p> <p>犯罪をした者等に対する「息の長い」支援を支える民間の活動を促進します。</p>	<p>5 <b>民間協力者の確保</b> 幅広い年齢層や多様な職業の国民に保護司・協力雇用主を始めとする民間協力者として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施します。</p> <p>6 <b>地域社会における居場所の確保</b> 一時的な居場所である更生保護施設・自立準備ホームや定住先となる住居の確保を進めるとともに、住居提供者に対する支援を充実します。</p>
<p><b>新たな挑戦</b></p> <p>重要事項について、新たな取組の導入も含めて検討を行います。</p>	<p>7 <b>一層効果的な入口支援の在り方の検討</b> 一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討を行います。</p> <p>8 <b>薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討</b> 刑の一部執行猶予制度の運用状況や地域の医療機関等の整備状況等を踏まえ、海外における各種拘禁刑に代わる措置も参考しつつ、効果的な再犯防止方策について検討を行います。</p> <p>9 <b>更生保護事業の在り方の検討</b> 更生保護施設に犯罪をした者等の処遇の専門施設としての機能が求められていることなどを踏まえ、更生保護事業の在り方の見直しに向けた検討を行います。</p> <p>10 <b>再犯防止活動への民間資金の活用等の検討</b> 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等を支援するため、持続可能な基金の創設など、民間資金の活用方策について検討を行います。</p>

## 再犯防止 再犯防止推進計画加速化プラン 令和元年12月23日 犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

<p><b>1 満期釈放者対策の充実強化</b></p> <p>(1) 現状と課題</p>  <p>⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠</p> <p>(2) 成果目標</p> <p>令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少 ※ 2,726人(直近5年間の平均) →2,000人以下に減少</p> <p>(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用</li> <li>○ 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実</li> </ul>	<p><b>2 地方公共団体との連携強化の推進</b></p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。</li> <li>○ 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。</li> </ul> <p>(2) 成果目標</p> <p>令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援 ※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）</p> <p>(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供</li> <li>○ 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援</li> </ul> <p><b>3 民間協力者の活動の促進</b></p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。</li> <li>○ 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。</li> </ul> <p>(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化</li> <li>○ 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進</li> </ul>
---	---

## よりそい弁護士制度に期待すること

-支援者としての元当事者との対話-

○**中島学**：元札幌矯正管区長、NPO 法人食べて語ろう会顧問、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会理事、一般社団法人 ignis 理事/長野県出身

○**高坂朝人**：NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知理事長、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会代表理事/広島市出身

### 《よりそい弁護士制度との出会い》

**中島**：今日はよろしくお願ひします。高坂さんとは少年院出身者の自助グループである「セカンドチャンス！」が立ち上がった直後の平成22（2010）年に津富宏先生とご一緒に、私が院長をしていた米子市にある短期少年院の美保学園に講演にお越しになられて以来のお付き合いで、平成29（2017）年からは、広島基町のぼっちゃんこと中本忠子さんを通じて、一緒に少年院出院者等の支援をする等、本当に、毎月、毎週、ご連絡を取り合う関係となりましたよね。

**高坂**：本当に不思議なご縁ですね。今年の3月には中本さんが口火を切られた、自立準備ホームの全国組織である「日本自立準備ホーム協議会」を立ち上げ、私がおその代表理事となっているのも、これまでの皆さんとの結びつきがあったからこそだと思っています。人と人とのつながりは本当に大切にしていなくてはならないものだと、改めて感じています。

**中島**：今日は、先日、広島でも試行が始まった「よりそい弁護士制度」について、高坂さんご自身の視点から色々とお話をお伺ひしたいと思います。私自身は昨年度、札幌矯正管区長を務めました。着任前から、札幌弁護士会の秀島弁護士や高野弁護士が、愛知県等ですでに開始されている「よりそい弁護士制度」について、札幌の矯正施設でも実施ができないかと模索されておられることを

聞き及んでおりました。再犯防止等の社会資源というか、一つの支援体系が増えることは非常に重要なこととおもっておりましたので、着任後、矯正管区内でプロジェクトチーム的なものを立ち上げ、近隣の札幌刑務所の担当者と一緒に、制度導入を検討し、11月には弁護士会と矯正管区の間で、申合せ事項の覚書を取り交わすことができました。高坂さんは愛知県が主な支援のフィールドですが、そもそも、「よりそい弁護士制度」はいつご存じになられたのですか？

**高坂**：具体的な日時としては、2018年6月8日に愛知県再犯防止連絡協議会が設置され、そのメンバーの一人となったこともあり、愛知県が県の再犯防止のための事業の一つとして『よりそい弁護士制度』による社会復帰支援モデル事業を行うことを知りました。その後、先行して事業展開されている兵庫県弁護士会に行かせていただき、その具体的な取組み内容の説明をしていただいたりも致しました。

### 《よりそい弁護士制度による支援》

**中島**：高坂さんご自身が支援活動の中で、実際に「よりそい弁護士制度」を活用されたエピソードや、またその中においても、特にこれはやはり弁護士さんの支援等が有効だった、という支援に関するエピソードなどがありますか？差し支えないの範囲で、教えていただけたらと思います。

**高坂**：これは今年の7月下旬に、具体的な解決に至ったケースなのですが、私の団体が運営する自立準備ホームで生活している女性には、加害者の立場であった方も複数名おられます。その方々の中には、実家の住所や電話番号等が、ネット上に出ている方もいらっしゃる、その実家に住んでおられる実父のところへ直接、複数の、被害者と名乗る方々からお金の要求がなされるということがありました。しかし、加害者の立場の方が本当に支払わなくてはならないものかどうか不明確なものも多く、実父の方は、その電話対応等で

心身ともに疲弊してしまい、それだけでなく、このような対応をさせられているということで、その女性と実父の方との親子関係までもが悪くなってしまったケースがありました。

このケースに対して、「よりそい弁護士制度」を活用してご相談をさせていただきました。その結果、担当された弁護士さんが女性の代理人となり、複数の被害者に連絡をとってくださり、結果として実父への直接の連絡が皆無になりました。また、不自然なお金の要求をしていた人達からの請求の連絡もなくなり、親子の間のギクシャクした関係も改善された、ということがありました。

被害弁償については、正当な請求をしてこられる被害者の方への被害弁償については、本人、よりそいの弁護士さんと私も入った3者で打合せをすることになっています。このようなケースは、やはり「よりそい弁護士制度」がなかったら、**問題が、徒に焦げ付いたり、親子関係の悪化が、本人自身の生きづらさを更に強めたりと、悪循環に陥ってしまったケース**だったのではないかと考えております。

#### 《よりそい弁護士制度の認知度》

**中島**：第三者的な、しかも専門家が間に入ってくださらないければ、一步間違えば再犯や、大きなトラブルが発生しかねない、そんなケースはまだまだ、沢山あるようにも思えますが、高坂さんの周りにおられる立ち直り支援の関係者の方々には、この「よりそい弁護士制度」に関してどの程度認知されているのか、また、制度自体に関してどのようにお感じになられているのか、何かお聞きになっていることはおありですか？

**高坂**：私の周りにおられる非行少年の支援者の方も、また弁護士の方の中にも、「よりそい弁護士制度」やその活用方法をご存知ではない方もおられました。弁護士の皆様にとっては負担が大きくなるのかもしれませんが、先ほどのケースのような事が、他でも多々あるのではないかと思いますと、

制度自体に関する地道な広報活動の積み重ねの必要性を感じています。私自身のところに直接、法律的な相談が来ることはそう多くはありませんが、機会があるたびに「よりそい弁護士制度」については、説明をさせてもいただいております。

#### 《よりそい弁護士制度の周知》

**中島**：新しい制度が認知され定着されるまでには、本当に地道な取り組みや広報の積み重ねが不可欠ではあると思います。一方、制度が認知されるためには、利用された方々、「本当に良い制度に出会った」ということを、具体的に感じられた方々が、発信されていくことが何よりも重要ではないかとも思っています。高坂さんの今のお立場からで差し支えないのですが、「よりそい弁護士制度」がさらに有用に活用されるためには、どのような点を改善といたら失礼ですが、調整というか、どのようなことに重点を置いていけばよいとお考えでしょうか？

**高坂**：利用させていただく立場で、このようなことを言うのもおこがましいのですが、**実際の活用したケースを、支援者や、他の弁護士の先生に、直接・具体的に地道に周知していくことを、積み重ねていくことが必要ではないか**と思います。また、「よりそい弁護士制度」を使う当事者の方たちに対して、矯正施設や保護観察所などの職員の方々が、丁寧に説明を重ねていくことの必要性も感じています。

#### 《よりそい弁護士制度に期待すること》

**中島**：それぞれのケースを共有して、その成果等について協議を重ねていくという方法も有用な気がしています。次の質問となりますが、「よりそい弁護士制度」について、今後、期待することはどのようなことでしょうか？

**高坂**：今は、保護者の経済的な事情を問わず、観護措置になっている少年には、全件付添人がついていると思いますが、その取り組みが定着するまでは様々なことがあったと思いますし、担当された

といいますか、その推進を図ってこられた先生方には、とても大変なご苦労があったのではないかと思います。

推進を図ってこられる中で、様々な課題が克服され、今は、全件に付添人がつくことが可能になりました。それと同じように、今後は、全都道府県において「よりよい弁護士制度」が導入・定着されることを心から期待しています。私は、**法律を破った少年に対して最も肝心な事は、審判後も、確かな大人、法律のプロである弁護士が寄り添っていただくことだと思っていますし、そのことで再非行が減ると固く信じています。**

実は、私自身がそのような経験があり、具体的な課題を相談することとは別に、時々、事件を担当して下さった A 先生が、声を掛けて下さったことは、私自身が立ち直りの道を歩む上で非常に重要な支援であったと感じています。

《高坂さんの経験から言えること》

**中島：**今のお話に関連しますが、高坂さん自身が少年であった時に、このような「よりよい弁護士制度」があったとしたら、どのようなことを相談されていたと思われますか。

**高坂：**いくつもあると思います。思いつくものを列記しますと、**①非行グループや、暴力団の人たちと距離を置こうと思ったときの相談、②少年院出院後に、自分の生活がある程度安定した後に、被害弁償をどのようにしていったらいいかの相談、③場合によっては、住まいを失った時の相談、そして④借金問題の相談**などが挙げられます。その他、一般常識というか普通なら心配しなくてもいいようなことに関して過敏に反応したり、心配事が大きくなって不安に襲われるような時に、「心配ないよ！法的には何も問題ないから！」といった一言を掛けていただいただけでも、生活自体が安定していくようにも思います。**審判後も、判決後も、このように寄り添っていただける関係を持つことができたら、再非行・再犯に至ること**

**はなかった、そのような方は沢山おられると思います。**

先ほども少しお話しましたが、3回目の鑑別所で私の付添人だった A 先生は、少年院送致後も、手紙をずっと少年院に送って来ていました。そのような関係が継続していたので、出院後に挨拶に行かせていただき、その後、**細く長い関係が続きその時々連絡が、非常に自分の立ち直りには重要だったと感じています。**自分自身を心配して見守ってくれている大人がいるということを実感できることは、自分自身の存在を認めてもらっているという安心感に繋がったり、「本当に何かあれば A 先生に相談すればいいんだ！」といったお守りみたいな気持ちもあったように思います。

少年院にいたときに、A 先生から、何度も手紙を送ってもらえていなければ、出院後にご挨拶に行くこともなく、その後の繋がりもなかったと思います。**葉書一枚の関わりとでもいえる関係性が、その後の私への支えとなっているとも思います。**

《当事者が利用する際の留意点》

**中島：**大切なことを教えていただきありがとうございます。最後の質問となりますが、このような制度を、当事者が利用する場合に留意すべき点などあれば教えていただけたらと思います。

**高坂：**当事者の人たちは、困ったときに、弁護士に相談できる人もいれば、相談が苦手な人もいます。**相談が苦手な人が、相談をしやすくすることが大切だと思います。**相談をしやすくするためのポイントとしては、細くても、自然体で繋がり続けておくことが大切ではないかと思っています。監視や、管理や、指導されていると捉えられてしまうと、相談をするというアクションを取ることが難しくなると思いますし、繋がりも切れてしまう可能性が高くなるようにも思います。

**中島：**今回は、本当に貴重なお話をお聞きすることができました。制度が定着していくまでは、そ

れなりの課題があるとは思いますが、まずは制度を利用してもらうための下地づくりといったことが不可欠ではないかという点にもついても気づかせていただけたように思います。本当にありがとうございました。



# 第2 調 査 報 告



## 矯正施設に対するアンケート実施報告書

2022年（令和4年）7月26日

弁護士 工藤 舞子

（広島弁護士会）

### 1 矯正施設に対するアンケートの実施

広島弁護士会では、令和4年3月11日、中弁連シンポジウムの開催に向けて、中国地方の矯正施設に対して、矯正施設から出所する際の帰住先調整等に関する現状の取組状況や課題等について、アンケートを実施し、令和4年4月末日までに、全施設から回答を得た。なお、拘置支所は個別に調査はしていない。送付したアンケートは別紙のとおりである。

アンケートを作成するにあたっては、よりそい弁護士の活動内容として想定される①居住先調整、②就労先調整、③生活保護申請・年金申請、④医療の調整、⑤福祉的支援の調整、⑥薬物依存やアルコール依存の克服活動の調整、⑦家族関係の調整、⑧暴力団からの離脱問題等の調整、⑨被害者に対する対応という項目を挙げた。そして、項目ごとに、対象者の条件や支援開始時期、現状の課題等について調査した。

また、近年、矯正施設には社会福祉士等の配置もされていると聞いているので、その現状についても伺った。

そして、本シンポジウムのテーマである「よりそい弁護士」制度について、現場である矯正施設において、期待することや懸念されることについても、調査した。

### 2 調査分析結果

#### (1) 現状での矯正施設での取組状況等

なお、少年鑑別所からは個別具体的な取組がないとの回答だったため、以下では、刑務所、拘置所、少年院の合計13か所のデータを分析する。

##### ① 居住先調整

居住先調整は、13施設全てで実施していた。

対象者は、全受刑者とする施設が3か所、帰住先が決まっていない者とする施設が7か所、特別調整対象者とする施設が2か所、生活困窮者とする施設が1か所であった。

支援時期は、適宜とする施設が3か所、刑執行開始時とする施設が4か所、刑期終了の1年から1年3か月前とする施設が3か所、刑期終了3か月前とする施設が1か所、刑期終了1か月前とする施設が2か所であった。

連携先関係機関は、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、更生保護委員会、自治体（生活保護担当課）、生活困窮者自立支援事業所、ホームレス支

援の実績のある NPO 法人、居宅支援法人等が挙げられた。

支援する際の課題として、以下の声があった。

(条件等が理由で支援に載らないケース)

- ・帰住先がないが、支援を希望せず、支援を拒否するため、満期釈放になる者がいる。(10 年未満・B、10 年以上・B、10 年未満・A) 支援を拒否する者に限って、施設内適応が悪く、社会適応上の問題も大きいと思われる者が多い(10 年未満・B)。
- ・他機関が関わり面接者が次々と変わるため、知的制約のある者や認知機能の低下した対象者等、不信や混乱から支援を拒否することがある(10 年未満・A)
- ・持ち家を有していたり、家賃を年金引き落としにして確保したりしている場合、入所時から満期釈放を希望する場合は、引受人を依頼せず保護や支援を受けられない者が多い(女子)。

(本人の希望とのミスマッチ)

- ・特別調整等の福祉的支援を必要とする者は、集団生活に苦手意識を持っている者が多く、アパートでの一人暮らしを希望する傾向にあるが、アパートを帰住先とした早期の確保が難しい。(10 年未満・B)
- ・本人の希望を参酌しながらも出所後の安定した生活及び就労の確保ができるよう配慮すること。(10 年未満・A)

(受け入れ先の問題)

- ・矯正施設に在所中は制約が多く、長期的に居住する住まいを確保することが難しい。(10 年未満・A)
- ・地域の受入れが不十分。(10 年以上・A) 地域による社会資源に差がある。(10 年未満・A)
- ・関係機関の協力が得られず、調整が不調に終わる場合もある。(10 年未満・A)
- ・更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れが不可の場合。(女子)
- ・短期刑の者については調整が困難であること(拘置所)

(少年独自の問題)

- ・少年院在院者の場合、原則、仮退院による出院となる場所、保護観察の実施上、アパートでの一人暮らしは認められないことが多いことから、施設長等が引受人となってくれる更生保護施設等を探すこととなるが、更生保護施設は、社会復帰支援課程Ⅱの在院者で帰住先が困難な在院者には以前更生保護施設に帰住した上で再非行している者も多く、また、支援教育課程Ⅱで地元帰住が困難な在院者は性非行であることがしばしばあるが、性非行の在院者は受入れ困難として更生保護施設には受入れを拒否されることが多い。

また、保護観察所が自立準備ホームを調整してくれることはほぼないため、少年院が独自に調整する必要があるが、帰住について可否判断を持つのは保護観

察所であるため、保護観察所の許可を得ないと帰住させることができないこと。

その他、保護者が引受け意思を示していないため、施設等を探すものの、当該保護者が少年院の探した施設は自分の子どもには不相当だと考えるなどの不満を述べられて調整が難航することもある。(少年院)

- ・保護者その他の親族の下に帰住することとなるため、保護者との関係調整が必要である。また、更生保護施設等への帰住に当たっては、非行の内容、院内での行状等により帰住調整が難航するケースが多い。住所変更手続、健康保険証の手続等に関しては、出院後に行われている。(少年院)
- ・帰住先確保のための調整等に関するノウハウが限定的(少年院)

## ② 就労先調整

就労先調整は、13施設全てで実施していた。

対象者は、働く先のない者を対象としている施設が2か所、就労意欲があり就労支援を希望する者を対象としている施設が3か所、就労希望があり、個人情報の開示に同意をしている者を対象としている施設が3か所、稼働能力が必要な施設が5か所であった。この他、就労意欲を持つ見込みがある者(10年未満・A)や、就労経験が著しく乏しい者(10年以上・A)を対象にする施設もあった。

支援開始時期は、刑執行開始時とする施設が1か所、希望時とする施設が2か所、釈放見込み日の1年から1年6か月前とする施設が3か所、釈放見込み日の6か月から8か月前とする施設が2か所、釈放予定日の3か月前とする施設が5か所であった。

連携先としては、公共職業安定所(ハローワーク)、保護観察所、就労支援事業所機構、コレワーク中国(広島矯正管区矯正就労支援情報センター室)、更生保護施設、職規プロジェクト参画企業、協力雇用主などがあった。

課題としては、以下のような声があった。

(マッチングが困難)

- ・職業選択の幅が狭いため、希望の仕事とのマッチングが難しい(鳥取 10年未満・B)。
- ・受刑者の希望と求人との不一致により受刑者本人が、その現実を受け止められるかどうか、受刑者の高齢化により就労先が限定されていること(10年以上・A)。
- ・受刑者が希望する職種がないこと(10年未満・A)。
- ・精神疾患を有している者等、早期の就労を目指していたとしても明らかに就労が厳しいと想定される場合、就労を優先するか、治療を優先するか指導、支援に苦慮する場面がある。(10年未満・A)
- ・女子が希望する求人が少なく、帰住先で家事手続きなど、職業選択が男子に比べると低い傾向があり、女子で就労支援を希望する者が少ない。(10年未満・A)

- ・希望職種と求人のミスマッチ（拘置所）
  - ・18未満だと職種が限られ、就労につながりにくい。帰宅予定地付近で本人が希望する求人が見つからないことがある（少年院）
  - ・女子少年向けの求人が少なく就職先の開拓が困難（少年院）
- （本人の問題）
- ・自立した生活の構築と就労意欲の喚起。就労の基礎となる規則正しい生活を身に付けさせる。適切な金銭感覚を有していない。（女子）
  - ・受刑中に就職先が決まっても、出所後、就職先に出向かない、就労開始直後に仕事に行かない者などが、一定数存在すること（10年未満・A）
  - ・未内定で出所した場合に、継続的に求職活動を行う必要があること（10年以上・A）
- （住むところとセット）
- ・満期後の居住先（アパート）確保が難しい。会社名義でないと入居不可等（10年未満・B）。
  - ・更生保護施設に帰宅する場合、更生保護施設の規則等との関係から、在所中に内定を得ることを施設側が快く思わない場合がある。（10年未満・B）
- （個人情報）
- ・就労先への個人情報の取扱い（10年未満・A）
  - ・少年院における就労支援は、矯正局が発出している通達に基づいているところ、通達の規定によらず、少年院が直接事業主に在院者の就職をあっせんすることは職業安定法上許されないため、職業紹介は必ず公共職業安定所のほか、厚生労働大臣による許可や届出を経た職業紹介事業者等を通じて行う必要があるところ、実際には公共職業安定所との連携のみになっている。

なお、在院者が発信等を通じて個人的に事業主に雇用を依頼し、事業主がそれに応じて外部交通の枠組みで採用活動をするには差し支えないことになっているところ、どこまで少年院としてサポートするかは担当者次第となっている現状にある。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係により、本人の同意がない状態では情報が出せないところ、本人が虚偽の申告をしている場合等に事業主への情報提供の在り方が困難。特に矯正局が発出している通達によって、同意書の様式が定められており、公共職業安定所へ出せる個人情報が限られているところ、例えば、入墨の有無、向精神薬の処方の有無等の情報は通達上、伝えることになっていない。そのため、事業主が面接に来られた際、首等の見える箇所に入墨があり、そもそも採用ができないというようなことが起こり得る。

当院の対象である社会教育課程Ⅱ及び支援教育課程Ⅱの在院者においては、「過去に非行等をしていてもやる気があれば採用する。」といった犯罪等に理解

を示していただいているのみではなく、特性等への配慮が必要なことが多いが、協力雇用主等の中でも特性へ配慮していただける事業主となると限られている現状にある。

就労支援と同時に引受人になっていただくことを想定した支援を行う場合、事業主と在院者本人の間で合意ができていても保護観察所が許可を出さないと帰住が決まらないことがある。(少年院)

### ③ 生活保護申請・年金申請

生活保護申請の支援をしていない施設が3か所、年金申請をしていない施設が4か所あった。支援をしていない理由として、長期刑の受刑者を扱っている施設では作業報奨金があり、生活保護を調整する機会自体が少ないとのことであった。また、年金申請については受刑者自ら弁護士を介して手続きをしている例があるという意見もあった。

支援をしている施設では、対象者は、特別調整対象者やその他福祉支援が必要な者であった。年金受給手続きをせず時効により毎月受給権が消滅している場合に積極的に支援をしている旨の回答もあった。

支援開始時期は、生活保護については、出所前に行うところが多く、年金については確認時や保護観察所からの協力等依頼があったときと回答するところもあった。

連携先は、福祉事務所、自治体生活課、年金事務所、金融機関(ゆうちょ銀行)であった。

課題としては、以下のような声があった。

(自治体との連携・生活保護)

- ・福祉的支援利用(生活保護受給)のために住所設定が必要でも、自治体から了解が得られにくい(定住実績がない等)(10年未満・B)。
- ・個人情報保護の観点から、自治体によっては円滑な情報共有が測れないことがある(10年以上・A)。
- ・在社会時に生活保護受給歴がない場合、実施主体が定まらず申請が難航することがある(10年以上・A)。

(生活保護・事前申請ができない問題)

- ・申請は在所中には行わないため、事前連絡のみであり、実際に本人が窓口を尋ねているか不明である(10年未満・B)。
- ・生活保護は窓口で申請書の提出をもって申請受付となるため、あくまで情報提供にとどまる(10年未満・A)。
- ・生活保護の申請に関しては、自治体から釈放後に申請するように指導されるため、釈放後たちまち生活困窮に陥りやすい(10年未満・A)。

(年金・銀行口座がない場合)

- ・本人が銀行口座を持っていない場合、在所中に年金受取の手続きができない（10年未満・B）。  
（支援者、支援方法等の知識の問題）
- ・適当な支援者がいない場合の出所後の手続き対応（10年未満・B）
- ・社会福祉士等専門職員が不在であること（拘置所）
- ・一般の法務教官はほとんど知識がないため、勉強する必要があると感じている（少年院）。
- ・生活保護申請については、近年、必要とする事例はなく、年金については、20歳を超えた者に対し、必要な指導・助言を行っている（少年院）。
- ・当院の場合、当該案件自体が少ない。（少年院）  
（本人の意欲の問題）
- ・本人が自立した生活を継続させるための様々な福祉的サービスを紹介しつつ、生活力を付けさせるための就労意欲の醸成（10年未満・A）
- ・支援を拒む者への対応（10年未満・A）

#### ④ 医療の調整

医療の調整については、必要な者に対して、適宜、医療機関と連携して調整をしている。知能検査や認知症検査について実施している旨、特に回答いただいたのは、5か所であった。

連携先としては、医療機関、自治体、更生保護施設、知的障害者更生相談所、地方検察庁刑事政策総合支援室などがあった。

課題としては、以下のような声があった。

（在所中の医療体制の問題等）

- ・急に医療が必要になった際の対応、受入先医療機関の確保、出所後の入院に係る手続きに際しての支援（10年未満・B）
- ・常駐の医師がおらず、緊急時の対応が困難（少年院）
- ・高齢化が進み、体調不良を申し出る者の増加（女子）  
（保証人等の問題）
- ・在所中に行う医療措置等について、親族の同意を得る必要がある場合があるが、親族の連絡先が不明であったり、本人との関係性がかったりして連絡が難航する場合がある（10年未満・B）。
- ・保証人がいないことにより入院調整が困難であること（10年未満・A）。  
（個人情報の問題）
- ・対象者の個人情報の保護（少年院）  
（支援体制の問題）
- ・認知症検査後の評価と具体的な取組み（10年以上・A）

- ・認知症を発症した者について、当センターでは過去の事例が少ないため、発症者に対して、出所後の生活を見据えた福祉支援・サポートをスムーズに行うことができるか（10年未満・A）。
  - ・軽度知的障害及び認知障害を有しながら見過ごされている者の対応（10年以上・A）。
  - ・釈放後の支援が物理的に不可能なこと（拘置所）
  - ・入院する場合は、保安面での調整が必要（少年院）。
  - ・出院時に必要な在院者には本人の申出により診療情報提供書を交付しているほか、向精神薬を処方している在院者については、可能な限り保護者に出院後の予約等を依頼しておき、それまでに必要な数の薬を出院時に持たせる取扱いをしているが、予算上の裏付けはない点（少年院）。
- （本人の問題）
- ・紹介状を持たせるが、外部医療機関を受診しないこと（10年未満・B）
  - ・支援を拒否する者に対する対応（10年未満・A）

#### ⑤ 福祉的支援の調整

対象者を特別調整の対象者とする施設が4か所（うち、本人の支援を希望していることが条件であるとする施設が1か所）、高齢・障害等がある者を対象とする施設が5か所（うち、本人の同意や希望が条件である施設が3か所、帰住先がない場合とする施設が1か所）、必要がある者を対象とする施設が6か所（うち、本人の希望が条件である施設が2か所）であった。そのほか、保護観察所からの依頼があることや刑務所の独自調整となった者、生活困窮者も対象とする施設もあった。なお、本件の対象者の条件は、1つの施設で何個も条件を設定しているものもあった。

支援開始時期は、随時とする施設が5か所、保護観察所から依頼されたときからとする施設が1か所、刑終了日の1年3か月から2年前からとする施設が2か所、刑終了日の1年から1年3か月前からとする施設が3か所、刑終了日の3月から10月前からとする施設が2か所、出所時期に合わせてとする施設が1か所であった。

連携先は、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方自治体、福祉事務所、福祉施設、知的障害者更生相談所、岡山パブリック法律事務所、裁判所、障害福祉サービス事業所、依存症回復施設などが挙げられた。

課題としては、以下のような声があった。

（帰住地の調整とセットとなること）

- ・居住地特例により申請先が複雑であり、特定に時間を要する（10年未満・B）。
- ・本人の現在地住所（刑事施設）や登録している住所（住民票）、帰住予定地などがばらばらである場合、どの地域の窓口に問い合わせるべきか苦慮する場合がある（10年未満・A）。

(手続きの問題)

- ・自治体によって障がい者手帳等の手続を郵送で受け付けてもらえない(窓口でしか対応できない)と言われる場合があり、現実的に在所中に手続を進めることが難しい場合があること(10年未満・B)。
- ・電話や文書のやり取りが多く、本人の面接が多くできない場合がある(女子)。
- ・本人以外からの生育歴及び生育環境を聴取することが難しい点(養育者が所在不明など)。(10年未満・A)。

(受け入れ先施設の問題)

- ・当所の受刑者は大半が生命犯であることから、福祉的支援の実施について十分な検討を要する(10年以上・A)。
- ・受入先施設の確保(10年未満・B)。
- ・更生保護施設等を帰住予定としている対象者の場合、福祉支援(手帳取得)を理由に引受が不可となるなど、帰住地等の再調整を強いられる場合がある。刑期終了日が迫っている場合、本人が不利益を被る可能性があるため、比較的早期に対象者をあぶり出し、迅速に対応しなければならない点(10年未満・A)。
- ・福祉的支援の可否について、対象者の選定が残刑期を考慮すると再犯防止に資する充実した支援ができないことが想定される(10年未満・A)。

(支援体制の問題)

- ・社会福祉士等専門職員が不在であること(拘置所)
- ・福祉支援に関するノウハウを有する職員がいない。社会福祉士が配置されていない。(少年院)

(病識がない等本人の問題)

- ・支援が必要な状態にあるにも関わらず、認知症等で病識がない、現実検討識が低下しているなどの理由から、本人の同意を得られない場合があること(10年未満・B)。
- ・支援を拒む者への対応(10年未満・A)
- ・当センターにおいては、軽度知的障害の水準か、定型発達との境界域の水準にある者がやや認められる。在社会時に、自身の能力の遅れを受け入れられず劣等感や卑屈な構えを抱く者も多く、福祉的な支援に対して抵抗感を示す者も少なくない(10年未満・A)。
- ・地域生活定着支援センターの支援には、障害があることが必要であるところ、在院者自身が障害者扱いを嫌い、障害があることを認めない場合には支援が困難である点。その他、各種の保健・福祉サービスの活用においても、本人及び保護者等の同意や動機が必要となる。(少年院)
- ・本人又は保護者に障害の認識がない又は障害受容できていない場合があり、支援に同意が得られないことがある(少年院)。

(後見制度の利用)

- ・後見制度申立ての簡素化(10年以上・A)
- ・医師意見書を作成する医師の確保が困難であること(10年未満・A)。

⑥ 薬物依存やアルコール依存の克服活動の調整

対応をしていないと回答した施設が1か所あったほかは、依存症や問題を抱えた者に対して支援を行っていた。

支援開始時期は、刑執行開始時とする施設が3か所、随時とする施設が7か所、薬物に関しては2年に1回とする施設が1か所、処遇審査会において決定後とする施設が1か所であった。

連携先としては、精神科医、医療機関、ダルク、断酒会、民間リハビリ施設、精神保健福祉センター、保健所、自助グループ、NA、マック、AA、保護観察所、更生保護委員会、依存症回復施設、地域生活定着支援センターなどが挙げられた。

課題としては、以下のような声があった。

(本人等の問題)

- ・対象者が依存(症)である認識がないこと(10年未満・A)。
- ・出所後社会資源につながれるかどうかは本人の意思による部分が大きくなる(女子)。
- ・各種依存による再犯の防止に係る自己統制力の構築方法(10年未満・A)
- ・依存に対する否認の姿勢／離脱意思のなさ／社会資源／利用に対する抵抗感等(10年未満・B)
- ・自身が依存症であるとの認識が薄い者が多い。身近な物であるため、断酒への指導が困難な時がある(10年以上・A)。
- ・本人に依存症との自覚がなく、改善指導への動機付けが低いこと(10年未満・A)。

(支援体制、仕組みの問題)

- ・家族が引受人になっている家族が依存症者であることや引受人の依存症に対する理解が乏しく、必要な支援を受けることが出来ない場合がある(10年未満・A)。
- ・所として家族や引受人など、本人の身近にいる人からの理解や協力を得るための働きかけがないこと(女子)。
- ・社会内処遇に円滑に移行するため、外部機関と連携し、支援対象者の回復のための指導を行うこと(拘置所)。
- ・帰住先を依存症回復施設にする場合、保護観察所の許可を得る必要があること(少年院)。
- ・対象者の帰住先によっては、支援を受ける機関の協力が得にくい場合がある(少

年院)。

- ・仮釈放であれば、特別遵守事項にも盛り込まれ、保護観察所を通じて、本人の支援をして、社会につなげていくことが可能であるが、本人の状態についても、満期釈放者については、支援を受けるか否かは、本人の意向によるため、シームレスな支援が困難である (10 年未満・A)。

(社会資源の少なさ)

- ・社会資源を活用し、回復に向けた治療や援助等を受けさせる機会を増やす必要がある (10 年未満・B)。
- ・帰住予定地付近に自助グループで本人が希望する自助グループ等がない場合がある (少年院)。

(その他)

- ・コロナ禍において、感染状況によっては、感染リスクの観点から、外部講師を招へいが困難な場合がある (10 年未満・A)。

#### ⑦ 家族関係の調整

支援しているという回答が 8 か所、支援していないという回答が 5 か所であった。

支援開始時期としては、入所時からとする施設が 4 か所、随時とする施設が 3 か所、釈放の 1 か月から 2 週間前とする施設が 1 か所であった。

連携先は、保護観察所、更生保護委員会、自治体であった。

課題としては、以下のような声があった。

(家族の連絡先不明)

- ・福祉的支援を必要とする者は、家族関係が疎遠になっていることが多く、家族状況を把握することが難しい (10 年未満・B)。
- ・親族の住所・連絡先が不明である場合の対応、本人の同意を得られない場合の対応 (10 年未満・B)
- ・主に、出所後の引受関係となるが、関係が希薄になっている場合が多く、正確な連絡先を把握しにくいいため、連絡調整を図るのに困難する場面がある (10 年未満・A)。

(親族との関係構築の問題)

- ・当所は長期刑の施設であることから、親族が引受意思を示していても、長期刑の間に引受調整が不調となることがある (10 年以上・A)。
- ・経済的な問題による引受人の辞退の回避策又は新たな引受人の選定 (10 年未満・A)
- ・関係を継続させるための信頼の再構築 (10 年未満・A)

(支援制度の問題)

- ・少年施設については、家族に対する支援なども法令上実施可能であるが、刑事施

設については規定がなく、支援することが出来ないため、帰住地及び引受人である家族に何等かの問題があったとしても、支援する事が出来ず、結果、再犯を生んでいる現状があるように思料される（10年未満・A）。

- ・本人の意向だけでなく親族の考えも確認したい場合もあるが、保護観察所に係属していない場合、保護観察所を通じ確認することもできないことがある（女子）。
- ・面会に来られる保護者は調整が可能であるが、電話をしてもつながらぬような保護者の場合は支援ができないところ。担当の保護司は自宅を訪ねるなどしていると思われるが、どこまで調整されるかは個々の保護司、担当保護観察官によるところがある（少年院）。
- ・保護観察所から送付される生活環境調整状況通知書で帰住不可となった場合、他の帰住先を調整すること（拘置所）

#### ⑧ 暴力団からの離脱問題等の調整

暴力団構成員が在所している施設では適宜対応をしていた。

連携先としては、警察や暴力追放センターが挙げられた。

課題としては、以下のような声があった。

（相手方との調整）

- ・所属している組長が離脱に応じるか（10年未満・B）
- ・警察機関の把握と対象者の申述が合わない場面（対象者は既に離脱していると申し述べるなど。）もあり、支援、調整に困難を生じていることもある（10年未満・A）。

（本人の意思）

- ・暴力団からの離脱を希望しない者が多い。（10年未満・B）
- ・暴力団組員を離脱する意思のない者への対応（10年未満・B）
- ・刑事施設内の外部交通については、面会、信書の発受、電話通信など、限定されている中で、本人の改善更生の妨げとなる者については、禁止することとしているが、出所後の交友については、本人の意向によるところであり、関係交友問題の調整には至っていないものと思料される（10年未満・A）。

・事件に至った経緯や、出所後の人間関係の検討を考えさせること（10年未満・A）

- ・成育歴や罪を犯したことによる交友関係の偏りが大きい（女子）
- ・不良交友を居場所として認識している者がいる。また、多くは地元へ帰住するため、不良交友との関係が断ち切れない者がいる（少年院）。

・半グレ集団・暴走族については、実態を把握できないことが多い（少年院）。

（ノウハウ不足）

- ・暴力団からの離脱のケースは近年ないため、ノウハウが蓄積されていない（少年

院)。

⑨ 被害者に対する対応

被害者対応については、対応していると回答した施設が5か所、対応していないと回答した施設が8か所であった。

被害者通知制度に基づき検察庁に連絡をしているケースが主であるが、帰住予定地近隣に被害者が生活していた場合など環境調整において配慮していると回答したケースもあった(10年未満・A)

支援開始時期は、随時とするのがほとんどであったが、被害者がいる者で他の改善指導で被害者に関する指導を受けていない者への支援をしている施設では釈放予定の2か月前から支援を開始していた(10年未満・B)。

課題としては以下の声があった。

- ・刑事施設として、被害者・関係者と直接接触し対応する枠組みがない(10年未満・B)。
- ・被害者・被害関係者に対する謝罪や弁償等、受刑中にできること、やるべきことの、具体的支援策がない。謝罪等に対する被害者感情の本音が分からない(女子)。
- ・被害者ケアのあり方の難しさ。地域援助の対象者には、対人関係のトラブルを抱えている者が多い(少年鑑別所)。

⑩ その他として、以下の回答があった。

- ・高齢・障害を有する受刑者に対し、高齢受刑者等の特性や問題性を踏まえた指導(福祉制度への理解促進等)を実施している(10年未満・B)。
- ・家族関係(保護者(主に親権者である父母)の意向との対立等)や居住地が未定であることに加えて、医療、福祉、修(就)学等について複合的なニーズを抱えている者が少なくない(少年院)。

(2) 矯正施設への社会福祉士等の配置

刑務所及び少年院については、1か所を除き、社会福祉士等の資格を有する福祉職が1～4名の配置があった。他方、少年鑑別所及び拘置所には配置がなかった。

また、配置されている福祉職の資格としては、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士という回答があった。なお、公認心理士は社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している者が合わせてその資格を持っているという形であった。

活動内容としては、福祉支援が必要な者に対する業務が主であり、特別調整に関する業務に限らず、刑務所独自で行う福祉の支援や、認知症予防プログラムの実施なども行っているところもあった。

(3) 「よりそい弁護士」制度に期待すること等

・成年後見制度の利用等が必要な場合等 (10 年未満・B)

・金融機関での手続き支援 (給振用の口座開設)

雇用主との就労トラブルの相談 (給与不払、時間外他、契約不履行)

大型連休中の満期釈放者への支援 (所持金僅少で帰住先がなく、親族等からの援助も得られず、更生保護施設への帰住も拒否している者等)

一般病院に入院中に満期釈放となる者への支援 (身元保証人がいない場合等)

福祉サービス利用時、アパート賃貸契約時等において身元保証人を求められるが、不在時の対応 (10 年未満・B)

・罪を犯した人の受け入れに際して不安を感じる福祉事業所は少なくないため、事業所に受け入れた後に何かトラブルや問題が起きた際に、相談に乗ったり、具体的に対処してくれるという枠組みがあれば、受け入れに二の足を踏んでいる事業所の後押しになると考えられる。(10 年未満・A)

・在所中から関わっていただくことが可能となれば、関係機関の拡充、出口支援の充実化につながると思料する。

当所では、高齢化に伴い認知症を発症し、特別調整を希望する意思表示が できない受刑者に対し成年後見制度を活用しているが、本制度の申立て手続きが簡素化されれば、受刑者の高齢化対策は各施設共通の課題であり、より 本制度が活用されるものと思料する (10 年以上・A)

・養子縁組解消に係る手続

労役場留置であり出場に際し何らかの支援が必要と思われるものの、 適当な支援者がおらず、適当な支援者につなぐだけの時間的猶予もない場合

実際に始めてみないとどのようなことが課題になるか分からない 点は多々あると思いますが、相互に気軽に相談できる連携関係が できると良いと思います (10 年未満・B)

・各組織の連携は、図られているものの、制度の狭間で、支援の困難な者は、一定数存在するところ、矯正施設内外を問わず、継続した支援が可能であれば、ニーズがあるものと思料される。

支援を実施されるのであれば、公判段階等早期に実施して頂き、矯正施設 入所前から継続して支援頂けると、前記の調整、すり合わせも最小限となり、 シームレス支援が可能になると思料される。(10 年未満・A)

・矯正施設で行っている福祉的支援は受けたくないが、釈放後の生活のことで心配事があり、独りでは手続等することが困難であるため、誰かに手伝ってほしいと考えている者がいればニーズはあるのではないかと思う。(10年未満・A)

・被害者や被害者遺族に対しての具体的な対応指導・助言・家族関係(被害者が親族)(夫が暴力団関係者等)出所後の生活について助言(女子)

・特に、初めて逮捕・勾留等された者が、判決等により社会復帰する場合、スムーズに社会の一員となるための選択肢として、ニーズがあると考えられる(10年未満・A)

・帰住先確保の支援、帰住先との環境調整 療育手帳取得、年金免除申請、生活保護申請及び同行 被害弁済、継続的な被害者に対する謝罪(拘置所)

・帰住先・就労先確保の一助。

被害弁済、被害者との和解等の被害者関係。

連絡のつかない保護者との連絡調整。

債務整理の相談、離婚相談。

面会や手紙のない在院者の手紙等のやり取り(進級時に手紙を出す相手がいることや読んだ本の感想などを伝える相手がいることが心の支えになることがある。)(少年院)

・被害者への謝罪等についての相談 被害弁済、借金等についての相談(少年院)

・帰住先確保の支援、関係調整、福祉的支援、就学、就労に向けた調整等、様々なケースでニーズはあると思われる。(少年院)

・近親者など家族関係の調整や相談者本人が抱えている犯罪以外の問題の 専門機関への橋渡しなど(少年鑑別所)

・被収容者が社会復帰するにあたって、帰住調整等が難航している場合には心強い制度になると思われる。(少年鑑別所)

・地域生活定着支援センター等と連携した出所者・出院者の更生支援

関係機関からの要請があれば、可能な限り再犯・再非行防止に係る 支援に協力していきたいと考えている(少年鑑別所)

・帰住先や福祉的な支援の確保(少年鑑別所)

(4)「よりそい弁護士」の導入にあたり懸念すること

・受刑者が被害弁償等について当該制度を活用し、法テラスへの寄付等、仮釈放に向けたアピールとも取れる安易な依頼につながらないか危惧するところはある(10年以上・A)

・弁護士が動くに当たり費用が発生する場合の対応(10年未満・B)

・現状、本人の身分に応じ、各機関が支援を行っているところ、その支援途中の段階に入って、同弁護士制度による支援を実施していく事になると思料されるが、その調整とすり合わせが必要になるものと思料される。(10年未満・A)

・特別調整など所内において調整を行っているものの、被収容者の理解力の課題等から個々に「よりそい弁護士制度」を利用するように申出することがあれば、調整が二重になることも予想される。(10年未満・A)

・法律相談との違いの認識

現在執行中の刑についての相談や不服申出等、本来の趣旨から外れ勘違いする可能性がある(女子)

・個人情報秘匿のバランス(拘置所)

・ケースによるが、債務整理等の支援において、少年や保護者と同制度が依存関係になる可能性を懸念する面もある。

個人情報保護の観点から個人情報の取扱いの指針等を上級官庁から示していただきたい。(少年院)

・在院者の面会、通信等の外部交通については、法令等の規定に従って運用されているところ、よりそい弁護士制度における在院者の外部交通について整理しておく必要があると思料します。(少年院)

・よりそい弁護士制度(仮称)が、具体的にどのような内容で、どのようなことを依頼できるのか詳細がわからない限り、活用が難しい。(少年鑑別所)

・少年鑑別所の場合、収容期間が短い(約3~4週間)ので、それに応じて速やかに対応してくれるのかどうか。(少年鑑別所)

以上

2022年（令和4年）3月11日

広島矯正管区長 殿

2022年度（令和4年度）中国地方弁護士会連合会  
大会実行委員会

シンポジウム部会 部会長 平田 かおり

### シンポジウムアンケートについて【依頼】

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、中国地方弁護士会連合会（中弁連）は、広島高等裁判所の管轄区域内にある5つの弁護士会によって構成されている団体です。中弁連では年1回、定期総会の開催とともに時宜にかなったテーマでシンポジウムを開催しており、2022年度（令和4年度）は、10月7日に広島で開催されます。

来年度のシンポジウムでは、刑事司法の一翼を担う弁護士が、弁護人や付添人としての活動を越えた支援や権利擁護活動に関わる「よりよい弁護士制度」（仮称）の創設をテーマとする予定です。なお、中弁連では、被疑者・被告人段階において行う支援（いわゆる「入口支援」）のみならず、刑事手続きを終え、あるいは矯正施設等からの出所に向けての支援（いわゆる「中間・出口支援」）も含んだ制度の創設を目指してゆきたいと考えております。

よりよい制度の創設のために、中国5県にある各矯正施設における再犯防止のための支援の現状や課題、そして「よりよい弁護士制度」（仮称）のニーズ等を知りたいと考えておりますので、別紙のアンケートのご協力をお願いします。アンケートは、中国地方の各矯正施設からご回答いただけますと幸いです。

なお、回答期限は、2022年（令和4年）4月末日とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

敬具

【回答先】 広島弁護士会

FAX 082 (228) 0418

【問合せ先】

広島弁護士会更生保護プロジェクトチーム

弁護士 工藤 舞子

法テラス広島法律事務所

TEL 050 (3381) 1397

FAX 082 (224) 0151

kudomaiko88@gmail.com

令和4年度 中弁大会シンポジウムアンケート 兼 回答書

問1 矯正施設内における下記支援につき、現状の取り組み状況をお聞かせください。

居住先の調整

- ① 支援対象者の条件 【 】
- ② 支援開始時期 【 】
- ③ 支援を担当する部署等 【 】
- ④ 連携する外部機関等 【 】
- ⑤ 支援する際の課題 【 】
- ⑥ 支援していないが、課題として感じていること  
【 】

就労先の調整

- ① 支援対象者の条件 【 】
- ② 支援開始時期 【 】
- ③ 支援を担当する部署等 【 】
- ④ 連携する外部機関等 【 】
- ⑤ 支援する際の課題 【 】
- ⑥ 支援していないが、課題として感じていること  
【 】

生活保護申請・年金申請

- ① 支援対象者の条件 【 】
- ② 支援開始時期 【 】
- ③ 支援を担当する部署等 【 】
- ④ 連携する外部機関等 【 】
- ⑤ 支援する際の課題 【 】
- ⑥ 支援していないが、課題として感じていること  
【 】

医療（入院・治療・知能検査・認知症検査など）の調整

- ① 支援対象者の条件 【 】
- ② 支援開始時期 【 】
- ③ 支援を担当する部署等 【 】
- ④ 連携する外部機関等 【 】
- ⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが,課題として感じていること  
【 】

□ 福祉支援（施設入所,障がい者手帳申請,成年後見申請など）の調整

① 支援対象者の条件 【 】

② 支援開始時期 【 】

③ 支援を担当する部署等 【 】

④ 連携する外部機関等 【 】

⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが,課題として感じていること  
【 】

□ 薬物依存やアルコール依存の克服活動の調整

① 支援対象者の条件 【 】

② 支援開始時期 【 】

③ 支援を担当する部署等 【 】

④ 連携する外部機関等 【 】

⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが,課題として感じていること  
【 】

□ 家族関係（夫婦，親子，兄弟など）の調整

① 支援対象者の条件 【 】

② 支援開始時期 【 】

③ 支援を担当する部署等 【 】

④ 連携する外部機関等 【 】

⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが,課題として感じていること  
【 】

□ 関係交友調整の問題（暴力団からの離脱問題なども含む）の調整

① 支援対象者の条件 【 】

② 支援開始時期 【 】

③ 支援を担当する部署等 【 】

④ 連携する外部機関等 【 】

⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが,課題として感じていること

【 】

□ 被害者・関係者に対する対応の調整

① 支援対象者の条件 【 】

② 支援開始時期 【 】

③ 支援を担当する部署等 【 】

④ 連携する外部機関等 【 】

⑤ 支援する際の課題 【 】

⑥ 支援していないが、課題として感じていること

【 】

□ その他

( )

問 2 貴所内に社会福祉士や精神保健福祉士はそれぞれ何人配置されていますか。  
また、社会福祉士や精神保健福祉士は、どのような業務を担っていますか。

( )

問 3 「よりそい弁護士制度」(仮称)が導入された場合、どのような場面でニーズがあると思いますか。

( )

問 4 「よりそい弁護士制度」(仮称)が導入された場合、懸念される事項があれ

ば、教えてください。

( )

問5 その他、ご意見やご要望等がございましたら、教えてください。

( )

※回答にあたって、資料の量が多くなる場合は、下記メールアドレス宛てにデータをご送付ください。(kudomaiko88@gmail.com)

※本回答内容は、取りまとめの上、シンポ資料とすることを予定しています。

シンポ資料とすることについて差支えの情報がありましたら、予めご教示ください。  
なお、具体的な施設名を出すことは予定しておりません。

※本回答内容にあたり、追加で聴取させていただきたい事項があった場合には、下記回答者連絡先にご連絡させていただくことがございます。

回答日 2022年 月 日

矯正施設名 \_\_\_\_\_

回答者所属部署名 \_\_\_\_\_

回答者氏名 \_\_\_\_\_

回答者連絡先 電話 \_\_\_\_\_

# 保護観察所と「よりそい弁護士」制度について（報告書）

2022年（令和4年）7月20日

弁護士 坂本 慶太  
（広島弁護士会）

「よりそい弁護士」制度の活用や期待につき、広島保護観察所にて担当者から面談、聴取した結果を下記のとおり報告いたします。

## 記

### 第1 よりそい弁護士の利用が考えられる場面

保護観察所で、よりそい弁護士制度の利用が考えられる場面としては、①起訴猶予釈放時に更生緊急保護で更生保護施設に入所したとき、②保護観察付執行猶予判決を受けたとき、③仮釈放中の保護観察期間、④刑期満了後、更生緊急保護を行うとき、⑤少年の保護観察処分時が考えられる。

### 第2 考えられるニーズ、これまでの対応

#### 1 考えられるニーズ

上記①から⑤の場面に応じて、異なるニーズがあるわけではない。

当事者が抱える問題としては、病気や金銭管理の問題が多いが、現状は、本人のニーズに合う支援が十全には提供できていない。

借金、家族関係（離婚、離縁、相続）、成年後見・財産管理、生活保護等多様な法的問題がある。

#### 2 これまでの対応

問題を抱える対象者には、これまで地域生活定着支援センターと一緒に支援を行ってきた。

ただ、施設入所後6か月間経過した後は対応できない等、関わることできる期間の問題がある。6か月経過後も、本人希望があれば1年間延長できるが、なかなか難しいのが現状である。

### 第3 よりそい弁護士制度に期待する点

対象者から弁護士への直接の法律相談や、ケース会議への参加を期待する。

弁護士への相談は、弁護士側が想定している以上に対象者には敷居が高い。法テラス等の相談機関に行ってみることを勧めても行かない人が多い。弁護士から来てくれるだけで、支援につながりやすい。

また、弁護士は、保護観察所と違い、継続的な関わりが期待できる。  
特に懸念している点はない。

1件試行的に制度利用をし、相談対応を依頼したが、一定の課題解決につながった。

今後、本格的に制度運用が始まるということであり、積極的に活用したいと考えている。

以 上

既によりそい弁護士制度が始まっている単位会についての報告

	札幌	第二東京弁護士会	兵庫	愛知
導入の経緯	<p>2019.11.21 愛知県弁護士会の田原弁護士、木村弁護士を招いて研修を実施。</p> <p>2020.9.25 よりそい弁護士制度の導入に向けて、スケジュール策定。</p> <p>2020.12.15(常議)よりそい弁護士制度の導入について、頭出しの協議を開始。</p> <p>2021.3.2(常議)札幌弁護士会のパイロット事業として協議を進める。</p> <p>2021.1.19 北海道弁護士会で声明を发出。</p> <p>2021.6 札幌矯正管区長を訪問し、申合せの締結に向けて協議を開始。</p> <p>2021.7 会内研修を実施。</p> <p>2021.10.19 札幌矯正管区内の各矯正施設への説明会を実施。</p> <p>2021.11.11 札幌矯正管区との申合せを締結。</p>	<p>他県が取り組んでいることの情報を得て、約2年前によりそい弁護士度について既に取り組みがあった愛知の田原弁護士を招いて講演をしてもらった。これが契機になった。必要だということは認識を共有していたが、未だ具体化ができていなかった。</p>	<p>刑事(国選)弁護終了後の「出口支援」*として、刑務所内の受刑者に対するサポートや、刑事手続からの身体拘束解放後または刑務所の出所後における社会への橋渡しサポートの活動の契機となったのは、南高愛隣会(長崎)訪問にて刑事收容者に対する福祉的介入の重要性を学んだこと、刑事施設社会復帰部門の苦闘を知り元国選弁護人が力添えできる面があるのではないかと思ったこと等にある。弁護士がボランティアではなくプロフェッションとして報酬を得られる形で構築することを企図する。</p> <p>*「出口支援」の意義について、兵庫県弁護士会のHP(<a href="http://haw10233ybj.smartrelease.jp/consultation/yorisoi/">http://haw10233ybj.smartrelease.jp/consultation/yorisoi/</a>)では、不起訴後の関わり(他会では入口支援として位置付けられているところもあるが)、執行猶予後の関わり、実刑後の関わりをいうものとされる。</p>	<p>2015年10月 中部弁護士会でシンポジウムを行い、宣言を发出。</p> <p>2016年12月「再犯防止推進法」成立。</p> <p>2018年 国のモデル事業の募集があり、愛知県や名古屋市に参加の働きかけ。</p> <p>2019年4月～ 愛知県モデル事業(2020年2月まで)と弁護士会独自事業(2021年3月まで)を行う。</p> <p>2020年4月 弁護士会独自事業で継続</p> <p>2021年4月 愛知県事業と弁護士会独自事業の2本立てで継続。</p>
導入にあたって課題となったこと	<p>担当弁護士は30名程度(会員の約3%)。</p> <p>資格:研修受講。</p> <p>配点:刑事拘禁制度検討委員会が決定。矯正管区との協議内容:</p> <p>①管内16施設への事前照会・周知の実施</p> <p>②事業内容</p> <p>③対象地域(対象者)の範囲</p> <p>④申請方法</p> <p>⑤面会時間・方法</p> <p>⑥入口支援との関係、接見交通・弁護士活動とすみ分け</p> <p>⑦受刑者への説明文、保護者への説明案</p>	<p>会内で理解を得ること。刑事弁護やこれまでこのような分野にかかりがある人なら理解が得やすいが、一方で、被害者に対するよりそいは?との考えもあり、理解を求めよう尽力した。</p> <p>一方で、議論を通じて、よりそい弁護士が、被害者に対するアクセスに十分な配慮をしなければならないことの認識を得ることができた。第2東京弁護士会は、「刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会」が担当している。</p>	<p>担当する弁護士の人数は、始めは数名だったが、現在は約30名(ML登録者数)。この問題に関心のある有志が担当している。</p> <p>資格:研修受講。(持ち込みには制限なし)</p> <p>配点:支援対象者の国選弁護を担当していた等の関与歴がある弁護士や、寄り添い研修終了後の登録弁護士に対して声を掛けて受任希望者を募る。刑事施設の支援要請により委員会から派遣する場合は困難案件が多いことや経験伝授のため、原則的に若手の主担当とベテランの補助による複数受任としている。</p>	<p>何もないところからスタートだったので、とても苦労した。規則等の見本もないので、手探り状態から始まった。矯正管区との協議:名古屋刑務所の所長がこの事業に積極的だった。そこから名古屋矯正管区にもご協力いただき、国のモデル事業が出た際に、愛知県等に事業を受けるように働きかけをして、愛知県においてモデル事業を受託することになった。</p> <p>担当する弁護士の人数:現在70名。配点用名簿有り。</p> <p>名簿掲載にあたっては、原則資格などは特に設けていない。暴力団からの離脱案件については特別名簿あり。</p> <p>配点:名簿順。</p>
規定・マニュアル・書式など	<p>書式、矯正管区との申合せ事項、チラシ、マニュアル</p>	<p>聴取時(R4.5)は、制定未了。</p>	<p>書式、弁護士向けQ&amp;A、チラシ、実績一覧表</p>	<p>会則、規則、書式、矯正管区との申し合わせ事項、弁護士向けQ&amp;A、チラシ、実績一覧表</p>
予算について	<p>札幌弁護士会法律援助事業基金より、年間予算240万円。</p> <p>(相談業務1回、具体的支援2回程度。月4人×5万円×12か月)。</p> <p>予算に達したら支援打ち切りとなる。</p>	<p>委員会予算として、年間200万円(但し、令和4年の初年度は年度途中の10月開始見込みのため、100万円)を確保することとしている。弁護士会が制度を作り、自治体に利用してもらい、実績を作ってから、自治体からの助成を得られればと考えている。</p>	<p>「兵庫県弁護士会人権擁護リーガルエイド基金」(以前は、基金全体で1000万円の規模、現在は600万円くらい。法律扶助協会が法テラスに移行するときの残金を基礎として、その後、贈り金や自治体からの補助金(原資)を活用することとして、2016年にパイロット事業として「寄り添い弁護士制度」が発足した。国選弁護の終了後(国選弁護報酬対象外)の支援活動に対する、補完的な費用助成という位置づけ。</p> <p>支給基準に日当等を支払い。</p> <p>なお、法律事務の処理業務については原則として寄り添い弁護士制度ではなく、法テラス援助を利用するものとするとしている。</p>	<p>愛知県事業:288万(30件程度)、弁護士会独自事業:200万(うち100万は寄付金)。</p>
矯正施設への広報について	<p>2021.10.19 札幌矯正管区内の各施設への説明会を実施。</p> <p>矯正施設の職員の中には、自分たちの仕事が増えるという心配もあったようだが、直接質問を受け、丁寧に回答した結果、矯正施設の職員の不安も解消され、導入に結びついた。</p> <p>「弁護士をうまく使って」とメッセージを伝えた。</p>	<p>多くの利用申し込みがあると対応できない可能性もあるので、收容者への大々的な周知は現在予定していない。施設や定着支援センターに周知する予定。なお、元弁護士への周知が重要と考えている。</p>	<p>半年ごとに実務研修会を行っており(現在11回実施)、その際、県内の矯正施設にも案内状を出して参加をしてもらい、また、講師を招くことで広報を兼ねている。被收容者はHPを見ることができないため、国選弁護人であった会員弁護士が申込んでくれることがほとんどであり、他には支援団体や矯正施設からの寄り添い依頼が増えてきている。</p>	<p>矯正施設の職員に広報している。</p>
矯正施設以外にどのような団体に広報をおこなったか?	<p>申合せ締結式をマスコミに取り上げてもあったところ、協力機関から連絡があった。</p>	<p>なし</p>	<p>行政庁・・・大阪矯正管区、神戸保護観察所、県下の各刑事施設、少年施設、兵庫県県民生活局地被安全課(再犯防止推進会議を主催)、県下各市町の生活保護担当部局</p> <p>民間団体・・・地域生活定着支援センター、保護司会、更生保護団体、社会福祉士会、精神保健福祉士会、有志のNPO団体、研究者等</p>	<p>特にしていない。</p>

既によりそい弁護士制度が始まっている単位会についての報告

	札幌	第二東京弁護士会	兵庫	愛知
受け入れ団体（シェルター、自助グループ、居住支援法人など）との関係をどのように構築されているか。	弁護士会としての受け入れ団体との関係構築はこれからの課題。弁護士個人としては、障害者施設（知的障がい者のグループホーム）等と連携構築できている人もある。	障害ありなら定着支援センターが良いのではないかと、というように、場面によって異なる。薬物や窃盗など治療が必要な病院であり、そういうと、医療施設のリストが必要となる。よりそい弁護士制度は、それをつなげる役割ではないかと考えている。	寄り添い研修への参加を呼び掛けている。公式の協定は無いが、寄り添い研修を通じて、事実上の協力関係が出来つつある。 実際には支援弁護士自身が住居や就労先を紹介できるケースは稀であり、刑務所から出所した際の帰住先となる施設や病院への送迎、更生一時保護や生活保護の申請への同行など、支援対象者の相談に乗り、必要な支援内容を検討して、適切な公私の団体へ繋ぐという活動が主である。	連携構築はこれからの課題。
活動実績	5件（2022/3/15時点）	聴取時（R4.5）には制度がまだ導入されていないので不明。	5年間で90件、延べ対応弁護士53名。詳しくは、pdfの資料を参照してください。	実績一覧表のとおり。
導入による効果がどのように表れているか、担当している弁護士の感想・意見は？	これから。	同上	本人の生活再建に役立つことが明らかな行為であっても、国選弁護では費用が随わず、従前は弁護士が持ち出し覚悟でやるか、断るしかなかった活動について、若干でも報酬が出るようになり希望に応えられるようになったのは喜ばしい。	・新人弁護士にアナウンス ・年1～2回に事例報告研修を実施。 ・入口支援は持ち込みのできるため、入口支援で活用する弁護士が増えている。
導入により、矯正施設にはどのような効果があったか。	申合せ締結式の報道を受けて、受刑者から直接、弁護士会に手紙が来るようになった。	同上	出所後に自力で生活することに不安があるものの、高齢・心障・病気の要件（特別調整）に該当せず、または本人の同意が得られないために、特別調整に乗らない案件について、施設から弁護士会に対し寄り添い弁護を依頼した上で、支援弁護士に全面協力することにより、実際上、特別調整と同等の支援内容を実現できることが、メリットと解されているようである。	矯正施設からは、とても助かっているという意見があった。
制度を運営していく上で工夫していることは？	これから。	同上	支援事業の一覧表を作成して分析。支援の内容は弁護士の創意工夫によるので、寄り添い研修では事例報告を中心にして、経験を共有できるよう図っている。	定期的に、矯正管区と意見交換をしている。
活動を集約し、分析をしているか。	これから。	同上	している	している
制度導入により、よりそい弁護士活動をする弁護士は増えているのか。	申合せ締結式の報道を受けて、弁護士からも、何件か問い合わせがある。	同上	増えている。従前は無報酬であるために、一部の心ある弁護士以外は対応していなかった活動を、引き受けられるようになった。	入口支援をする弁護士による持ち込みが増えている。
現時点での課題は？	①登録弁護士数の増加 ②弁護士会事務局への負担 ③予算について ④行政との関係 ⑤関係機関との対応 ⑥利用希望者からの、社会復帰支援以外の相談への対応 ⑦利用希望者からの直接申込み	聴取時(R4.5)には制度がまだ導入されていないので不明。	支援活動をする会員を増やすことが課題である。出所者支援は刑事弁護そのものではなく、義務ではないから、受任したくない人はしないという態度である。本来は、被疑者段階から公判の刑事弁護、その後の受刑中～出所後までの各段階における支援を一貫して同じ弁護士が担うことが制度目標であるが、実際には同じ弁護士が担当するケースのほうが少ない。 また、制度を知らないために利用せず、ボランティアを続けている会員もいるらしい。	・支部で対応できる弁護士数が少ない。 ・法テラスなどの既存の制度とのすみ分け。 ・帰住先調整の際に、小さい市町では理解が進んでいない。
今後の展望について	刑事弁護をしている人に利用してもらいたい。 予算は行政などから出してもらえるように働きかけをしたい。	聴取時には制度がまだ導入されていないので不明（その後、R4.10から、正式に実施することが確定した。）。	研修を充実させたい。模擬事例についてグループごとに対応策を検討し発表するといったワークショップをやってみた。	全国に、よりそい弁護士制度を広げていきたい。

寄り添い弁護士制度 利用申込フォーム

寄り添い弁護士（中間・出口支援）制度

利用申込

下記の者について、元国選弁護士でないし付添人等として、環境調整等の社会復帰を支援する活動が必要とみこまれますので、貴会の寄り添い弁護士制度を利用したく、申込みます。

兵庫県弁護士会人権救済・リーガルエイド基金運営委員会 御中

弁護士名 必須	<input type="text"/>
登録期 必須	<input type="text"/> 期
電話番号 必須	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
メールアドレス 必須	<input type="text"/> <input checked="" type="checkbox"/> 寄り添い弁護士メンバー登録リストへ登録を希望する

支援を要する対象者（被支援者）について

(1)氏名, 生年月日	ふりがな <input type="text"/> 氏名 姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> 生年月日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
(2)性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 <input type="radio"/> 不明 <input type="radio"/> その他 <input type="text"/>
(3)対象者の別	<input type="text"/>

<input type="radio"/> (元) 被疑者 <input type="radio"/> (元) 被告人 <input type="radio"/> (元) 保護事件の少年 <input type="radio"/> その他 <input type="text"/>	
(4)罪名等 <input type="text"/>	
(5)対象者に対する関与類型（申込弁護士の立場） <input type="radio"/> (元) 国選弁護士 <input type="radio"/> (元) 国選付添人 <input type="radio"/> 法テラス委託援助事業による（元）弁護人ないし（元）付添人 <input type="radio"/> 委員会派遣 <input type="radio"/> その他 <input type="text"/>	
(6)裁判等（処分）の内容 <input type="radio"/> 不起訴・起訴猶予 <input type="radio"/> 執行猶予付き有罪判決 <input type="radio"/> 実刑判決 <input type="radio"/> 保護観察 <input type="radio"/> 少年院送致 <input type="radio"/> その他 <input type="text"/>	
(7)処分日, 処分時, 処分時の被収容施設 処分日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="radio"/> 処分時 <input type="text"/> 処分時の被収容施設 <input type="text"/>	
(8)兵庫県との関わり <input type="radio"/> 被収容前の住所が県内 <input type="radio"/> 身柄拘束地が県内 <input type="radio"/> 処分時（裁判所等所在地）が県内 <input type="radio"/> 帰住先ないし帰住予定先、又は現在の所在地が県内 <input type="text"/>	
(9)支援をすることについて <input type="text"/>	

- 本人の承諾を得ている
- 本人の承諾を得ていない
- その他

### 支援の必要性及び支援内容（予定）について

支援の必要性及び支援内容（予定）

※支援の必要性及び予想される支援の概要について、簡潔にお書きください。  
 例) 「本人は明らかに知的障害を有するも、有力な支援者がおらず、帰住先も未定なので、出所後の社会復帰のための必要な支援を継続したい」等

内容確認画面へ

## 寄り添い弁護士制度 結果報告フォーム

1 結果報告入力

2 実費請求入力

3 内容確認

4 完了

### 寄り添い弁護士（中間・出口支援）制度 結果報告

兵庫県弁護士会人権救済・リーガルエイド基金運営委員会 御中

支援事件番号 必須  -

支援弁護士名 必須

メールアドレス  (任意)

メールアドレスを入力いただき、内容確認画面で「自分にも送信内容のコピーメールを送る。」にチェックしていただくと、入力されたメールアドレスあてに投稿内容が送信されます。

### 被支援者について

(1)氏名

(2)現在の住所（居所）

(3)職業  (就労先)

(4)電話番号  -  -

### 支援内容及び結果について

ア 刑事施設（刑務

<p>所、拘置所)、少年院 収容中の支援活動 (刑事弁護人、付添人 としての活動を除く)</p>	<p> <input type="checkbox"/> 被支援者との面会 <input type="text"/> 回 <input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 片道50Km以上  <input type="checkbox"/> 県内  <input type="checkbox"/> 被支援者宛又は家族、支援者宛、図書発信 <input type="text"/> 通  <input type="checkbox"/> 依頼者の家族知人との面談 <input type="text"/> 回  <input type="checkbox"/> 支援者会議、行政等との会議参加 <input type="text"/> 回  <small>※具体的には下記「具体的な活動」欄にお書き下さい。</small>  <input type="checkbox"/> 意見書等発送 (外部病院受診依頼、仮出所申請の支援  等)  <input type="text"/> 通  <small>※具体的には下記「具体的な活動」欄にお書き下さい。</small>  <input type="checkbox"/> 電話多数 <input type="text"/> 回  <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> </p>
<p>イ 出口支援活動 (帰 住先の環境調整)</p>	<p> <input type="checkbox"/> 神戸拘置所 (又は神戸地裁) から神戸保護観察所に同行  と立会い (保護観察処分を受けて神戸保護観察所まで同  行・立会いした場合を含む)  <input type="checkbox"/> その他、出所時同行支援 <input type="text"/> 回  <small>※どこから、どこに同行したか等は下記「具体的な活動」欄に  お書き下さい。</small>  <input type="checkbox"/> 被支援者宛、家族、支援者宛、図書発信 <input type="text"/> 通  <input type="checkbox"/> 支援者会議、行政等との会議参加 <input type="text"/> 回  <small>※具体的には下記「具体的な活動」欄にお書き下さい。</small>  <input type="checkbox"/> 電話多数 <input type="text"/> 回  <input type="checkbox"/> 法律事務 (法テラス援助申請) へ  (概要: <input type="text"/>)  <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> </p>
<p>具体的な活動、その他参考事項</p>	
<p>具体的な活動、その他 参考事項</p>	<p> ※面会については、面会日や回数等をご記入ください。その他、  支援活動について特記すべき事項があれば、併せてご記入くださ  い。  ※あわせて中間・出口支援事業の運営上ご意見等ありましたら、  お寄せ下さい。 </p>

次へ >>

## よりそい弁護士制度 弁護士会員アンケート結果報告

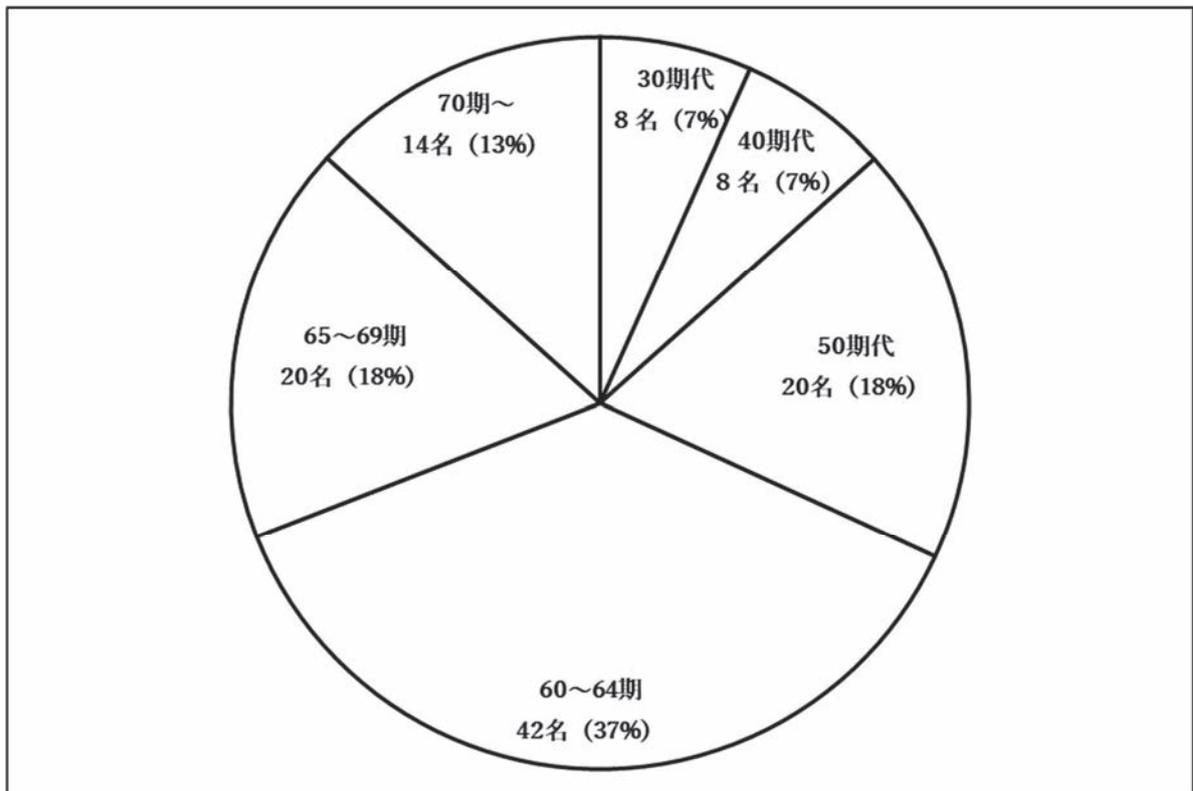
弁護士 佐藤 邦男  
(広島弁護士会)

本アンケートは、広島弁護士会及び中国地方弁護士会連合会の会員に対し、社会復帰支援の実情や課題、よりそい弁護士制度導入に関する意見や課題について広く把握する目的で実施した。

アンケートは、WEB形式で回答できるものとし、弁護士会の各媒体で告知し、112名の会員から回答を得た。

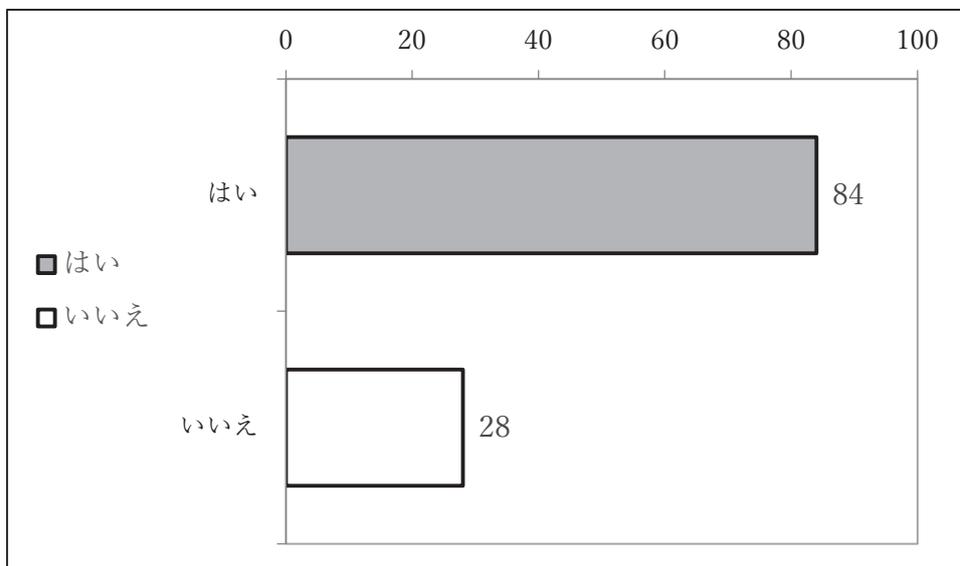
回答概要について、以下のとおり取りまとめたので、報告する。

### 回答者内訳(修習期)



**【設問1】**

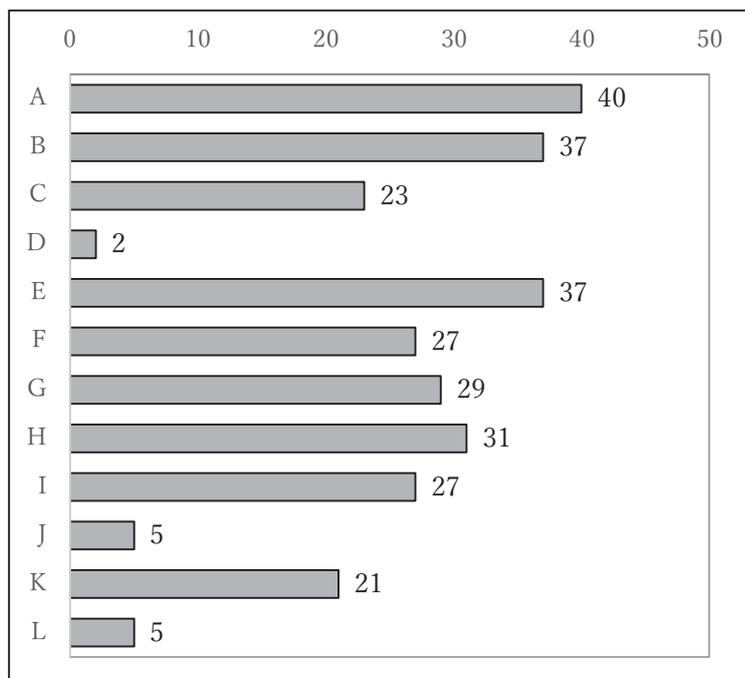
被疑者・被告人・少年が社会復帰するために、接見，示談交渉，法廷活動等の刑事弁護・付添人活動以外に何かしたことがありますか。



### 【設問2-1】

設問1で「はい」と回答された方

⇒具体的にどのような活動をされましたか？(複数回答可)



- A 居住先の調整
- B 就労先の調整
- C 生活保護申請同行
- D 年金申請同行
- E 債務整理など
- F 医療(入院・治療など)の調整
- G 福祉支援(施設入所など)の調整
- H 薬物依存・アルコール依存の克服活動の調整
- I 家族関係(夫婦, 親子, 兄弟等)の調整(離婚, 離縁等)
- J 関係交友調整(暴力団からの離脱問題なども含む)
- K 被害者・関係者に対する対応の調整
- L その他(自由記述)

#### ※その他(自由記述)

- ・少年院での面会
- ・検察庁の再犯防止対策室の社会福祉士との連携
- ・就学先高校との交渉
- ・同棲(非婚姻)解消のための荷物搬出に関する相弁護人との折衝
- ・更生支援コーディネーターへの依頼

## 【設問2-2】

具体的に活動する中で、対応に困った点があれば回答してください。

### (1)費用、立場に関する意見

- ・費用は委託援助事業以外弁護士負担である。財政的支援がない。
- ・費用面のであてがない。
- ・法律援助、扶助に該当しない場合、活動費用が出ない。
- ・国選報酬対象外の費用支出に困る。

例)連携する社会福祉士への報酬。

(被疑者被告人の情報提供同意を前提として)社会福祉士に対して用意する証拠資料の謄写費用(国選対象外)

⇒連携する専門職をタダ働きさせないかが不安で頼めなかったこともある。

- ・弁護士として何処までの活動をすべきか、そのときの費用(報酬だけでなく、実費も)はどうなるのか。
- ・いろいろな費用が発生したが全て手弁当になったこと。
- ・費用等について検討した結果、法テラス利用が可能であったため、処理が可能であった。
- ・ケース会議への出席を求められた場合の立ち位置。費用。

### (2)社会資源、つなぎ先に関する意見

- ・適切な支援先についての情報が不足している。
- ・社会的資源が個人的にないため、相談先や連携先がない。
- ・社会資源が少ないために調整が困難なケースがある。
- ・当時、社会福祉士の紹介制度がなかったため、独力で支援可能な社会福祉士を探す必要があった。
- ・入院を希望して病院に同行したが入院を断れた。
- ・誰に相談してよいか分からないこともあった。
- ・薬物にしても、精神的ケアにしても、支援先を自分で探して、その支援先が適切な団体かなど調べなければならないこと、費用は被告人あるいは弁護人の負担になること。
- ・福祉分野に詳しくないので、できることが少ない。実刑が見込まれている場合、弁護活動中に調整しようとしても、数年後のことなので出所してからにしてくださいと言われる。
- ・性障害を治療する専門機関が地方にない。
- ・近年、刑務所入所者からの相談を受けているが、帰住先が刑務所在在県とは限らない。特に後見・保佐相当の出所予定者は、対応に苦慮されている。こと刑務所入所者のよりそい支援を目指すのであれば、都道府県で分断されている弁護士だけでは限界があり、定着支援センターと連携の上、彼らとの協調を前提とした体制を作らなければ実効性がある支援にならないと考えています。

### (3)本人、親族、関係者等との調整に関する意見

- ・せっかく支援につないでも、本人の意欲が低すぎてすぐに再犯に走ったり、弁護人に必要な連絡を取らなくなったりして徒労感が大きくなることの方が多い。そういう意味でやる気を失うことが最大の問題点だと思っている。
- ・被疑者に軽度の精神障害や知的障害が疑われるがそれを証明する手立てがない。

- ・家族からの被告人の医療費の回収など、家族の理解の問題及びお金の問題。
- ・本人が支援を拒む。
- ・検察庁の支援の仕組みが不完全なので、その隙間を弁護士側がボランティアで埋める形になっている。
- ・担当教師が復学に理解のあるような態度だったため、少年の親に対して退学処分を免れるためには自主退学した方が良いと勧めていたが、結局復学ができなかったことがあった。

#### **(4) 捜査・裁判手続きに関する意見**

- ・勾留中の被疑者・被告人に医療が必要な場合に、当局の協力が乏しいこと。
- ・被疑者段階での時間的制限。
- ・刑事処分結果特に判決がわからない中で、関係先を調整しなければならないので空振りだった時にどう説明したら良いかと悩みながら活動している。

#### **(5) 弁護活動に関する意見**

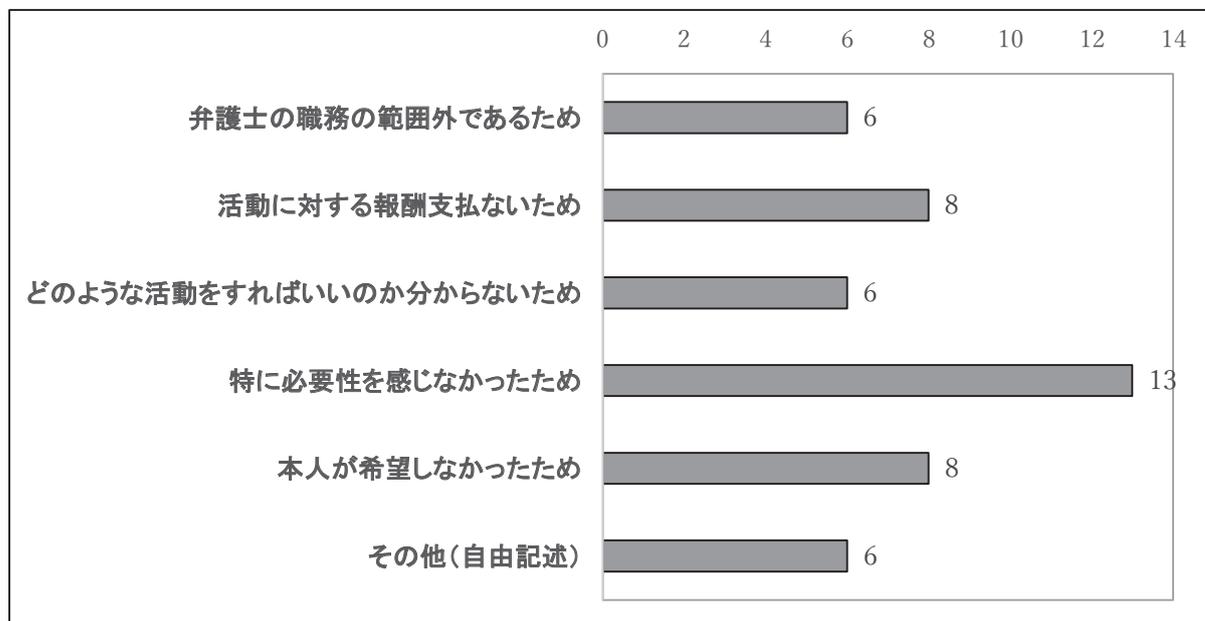
- ・弁護人として何処までの活動をすべきか、そのときの費用(報酬だけでなく、実費も)はどうなるのか不明な点が多い。
- ・福祉等の分野での知識・経験不足であるためにスムーズな動き方ができないことがある。

#### **(6) その他**

- ・被疑者勾留中に搬出を要する荷物を特定して、相弁護人を通して本人(共犯者)と折衝する点。初めての対応だったので、そもそも相弁護人に業務上対応してもらえるのか疑義があり、弁護人に連絡をして良いかを悩んだ(私選だと業務範囲を柔軟に扱うことができるだろうが、国選だと対応してくれるかどうか)
- ・被告人等への更生支援を行うこと自体はいいのですが、法テラスでは「対象外」とされ、全く評価されなかったのが、虚しかった。

### 【設問3】

設問1で「いいえ」と答えた方は理由を教えてください(複数回答可)

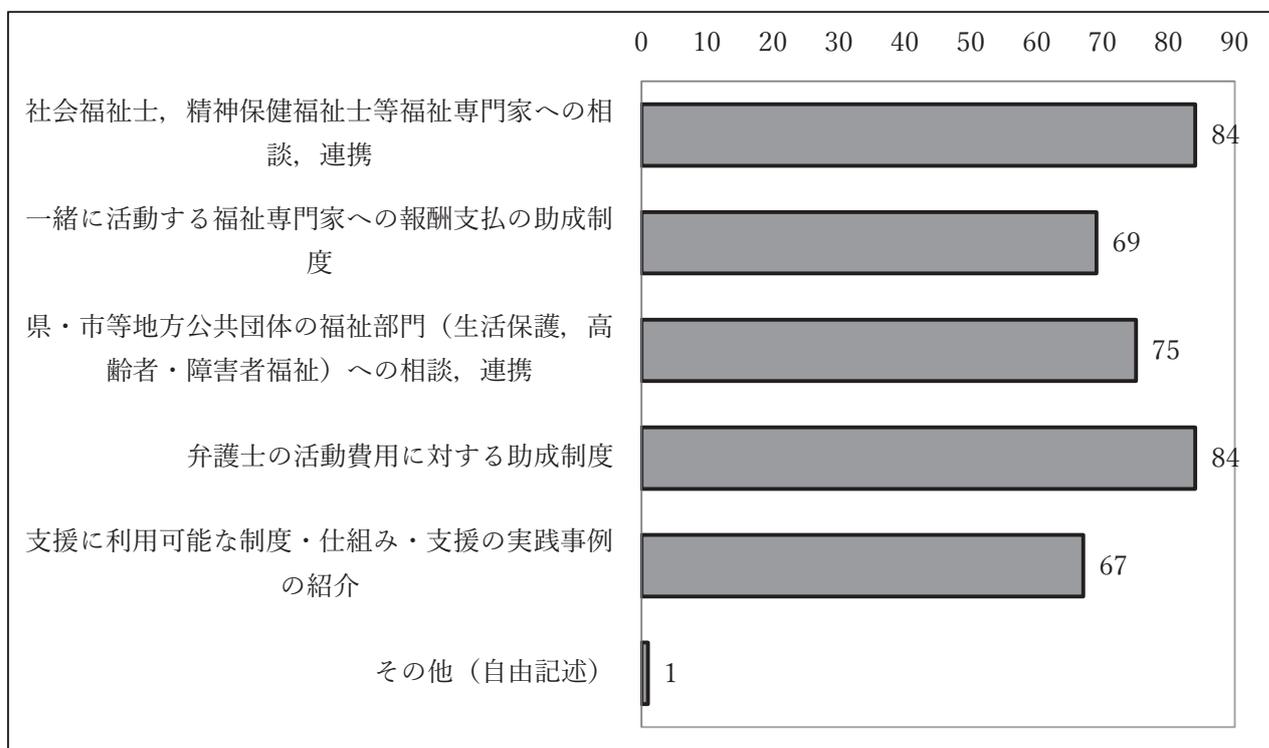


#### ※その他(自由記述)

- ・登録したばかりで、刑事弁護活動をしていないから。
- ・弁護活動の一環として、家族との連携、又、別の事件では町内会の方との連携をして、生活環境を整える活動を行った。
- ・社会福祉士に関与いただき、住居、就労、年金、医療、福祉の調整をしていただいた。
- ・長らく刑事・少年事件を受任していないため
- ・家族等の協力者がいた。

**【設問4】**

被疑者・被告人・少年の社会復帰支援のために、弁護士としてあればいいと思う制度(複数回答可)。

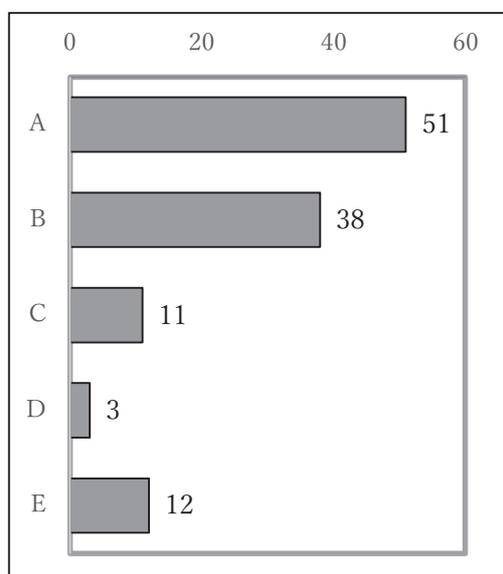


**その他(自由記述)**

弁護士自身の精神医学的知識と福祉サービスに関する知識の習得

### 【設問5】

現在、全国の単位会で、「よりそい弁護士制度」の創設・運営が進められているところです。「よりそい弁護士制度」についてのご意見をお聞かせください(複数回答可)。



- A これまで、社会復帰支援を行ってきたが、制度ができれば、積極的に活用したい
- B これまで、社会復帰支援を行うことができなかったが、制度ができれば、制度を利用し、社会復帰支援を行いたい
- C 制度を作ることに賛成するが、自らが利用する予定はない
- D 制度を創設する必要はない
- E その他(自由記述)

### ※その他(自由記述)

- ・制度の有無にかかわらず、必要性があると判断した場合には支援をしたい。また、その際に制度により支援の幅が広がるのであれば活用したい。
- ・事案に応じて利用の是非を検討希望。
- ・よりそい弁護士制度の設置は国庫負担を目指すべきである。
- ・まだ何とも言えない。
- ・法的手続きについては積極的に関与したいが、その他の例えば施設入所や医療などの調整は、それぞれの専門家にかかわってもらえる仕組みのほうありがたい。
- ・制度創設には賛成だが、刑事施設によって検討すべき課題がそれぞれある。
- ・制度内容に不勉強なため何とも言えません。
- ・社会復帰支援をやったことがなかったわけではないが、自身の知識不足もあり、十分にはできていなかったため、そのような制度ができれば積極的に利用して活動の幅を広げたい。
- ・事案によりけり。
- ・被疑者被告人の人となりによるところが多いと思う。
- ・財政的援助制度を作ることに賛成するが、公的資金による制度を目指すべき。
- ・よりそい弁護に対する正当な報酬が必要である。

## 【設問5-2】

上記設問のご回答の理由を教えてください。

### 【積極的意見】

- ・制度ができれば、弁護人ができる活動が広がると思うため賛成です。ただし、弁護士会の財政的援助ではなく、公的資金によるべきであると考えます（弁護士会による援助は結局会費が原資であるため）。
- ・現在の犯罪発生件数のうち、再犯者が占める割合が非常に高いというデータをどこかで見た記憶ですが、一度罪を犯した人の社会復帰手助けすることが根本的に社会全体から犯罪を減らすことにつながっていくと思います。犯罪の少ない平和な社会で暮らせることは誰にとっても重大な人権保障であるので、弁護士会として積極的に推進していくべきだと思います。
- ・事案により対応を柔軟に調整する必要があると考えるため。
- ・制度ができれば利用しやすくなるから。
- ・一般論として制度ができれば利用したいとは思いますが、被告人本人が制度利用を希望しない場合、福祉制度に繋ぐのは難しい面がある（例：認知症の疑いがあるが本人に病識がない場合など）。
- ・実費も弁護士負担もあったため、積極的にはなりにくかったから。
- ・これまでの事件で（最近は刑事事件をあまりやっていない）、制度があってくれたらと痛切に感じた記憶はないが、制度があれば一定のニーズはありそうだし、制度を作り周知をして活用する事例が増えていけば、定着していくのではないかと思う。ただし、弁護士として報酬に値するだけの活動ができるか否かケース次第なので、報酬支給の判断が難しいように思う。
- ・弁護士の誰もが、継続的に、入り口支援や出口支援等を行うためには、制度として確立することが不可欠であると思う。また、弁護士が関わることによって、入り口支援・出口支援を一層実りあるものにすることが可能になると考える。
- ・有用な制度と思われるので。
- ・多くの弁護士が活動できるような仕組みを作ることが望ましい。
- ・家族親族との関係が希薄な人が多く、なんらかの援助が必要と考えるところ、社会復帰支援は、再犯防止に役立つと考えるため。
- ・社会復帰（支援）は、本人にとっても、社会にとっても大事なことと思うから。
- ・再犯の問題を解決する必要があるから。
- ・今後受刑者に対して、社会復帰を目的とした作業や教育が刑事施設で行われるようになって思われますが（改正法の成立が必要）、これらも社会復帰すれば再犯防止になるという事が必要で、そのための支援をして行かないといけない。そこに弁護士としても協力できれば良いと思うから。
- ・イメージとしてはソーシャルワーカー的なものであるが、高い専門性を必要とするように思う。複数の機関との間で予め、人的な繋がりが無いとできないように感じる。刑事弁護人もしながら、そちらもとなるとなかなか難しい。刑事弁護人とは別の弁護士が「よりそい」の部分を担当されるのであれば、接触的につながりたいと思う。
- ・制度がなくても必要に応じて行すが、制度があれば利用を検討したい。もともと、手続の煩雑さや

運用にもよる。

- ・自己の年齢から今後は刑事事件をすることはないが、これまでの経験から、刑事手続きを終えた後のフォローは当該弁護人が最もやりやすいから

- ・弁護士においても更生や再犯防止のために行うことができると思うので、制度としてできるのであればなおよい。

- ・福祉職等へ引き継ぐまでの弁護士の職務に関しては出来る限りのことをするべきだが、それ以外の弁護士の不慣れな分野では抑制的であるべき。

- ・活動する正式な身分が欲しい(現在は、ボランティアなのか??)。費用面が確保出来れば、勤務先にも表だって活動しやすくなる。

- ・再犯防止に期待できるため

- ・今まではあくまで社会福祉士の専門分野というイメージがあったが、弁護士も取り組むべき活動であることを理解した。

- ・こういう主張はあまり好ましくないかもしれないが、弁護士も報酬を貰わないと生活出来ない。報酬に直結しないボランティア活動には限界がある。

しかし、これからきちんとした報酬が出るのであれば、それは積極的に活用したいから。

- ・ボランティア活動であったため。

- ・罪を犯す人の中には、精神障害や知的障害を負う方が多数おられると実感している。

刑事事件だけを処理しても、再犯防止は不可能であって、犯人のみならず社会にとっても問題を先送りするだけとなる。専門家同士の連携・ネットワークが必要不可欠であるし、費用的な側面ももう見過ごすことの出来ない状況になっていると考えられる。

- ・社会から取り残された人が出てくるのが刑務所であり、弁護士(弁護士でなくてもよいかもしれないが)がそこに取り組むことに価値があると思う。

- ・被疑者段階での「反省」や「支援」重視の傾向は、安易な黙秘解除を認める弁護士が増え、かえって被疑者に不利益な結果を生じかねない。また、被告人段階でも、情状弁護は犯情中心に行われるものであり、一般情状にすぎない事実を重視しすぎるとバランスを失する。上記制度が仮に創設されたとしても、その利用は、刑事弁護に関する基本的知識を身に着けた上で慎重に検討する必要があると考えるため。なお、刑事手続きを終えた人への支援には何の異論もないです。

- ・出口で支援を受けられずに再犯をする方も多いと思うので。

- ・更正を図るためには必要不可欠な活動な制度だと思うから。

### 【消極的意見】

- ・弁護士の本来の業務ではなく、別途専門家がいる以上、そちらに任せるべき。

- ・支援の仕方には様々なものがあり、また、被疑者・被告人からの要望も多種多様であるが、その中には実際に支援するとなると弁護士の負担が重くなりすぎると感じられるものもある。そのようななかで、「制度があるのだから、支援をしなければならない、支援するのが当然だ」という雰囲気になれば、精神的に疲弊する弁護士が出てくるおそれがある。そのため、このような点へ配慮がないまま制度が始まるのであれば、積極的に活用したいとは思わない。

- ・適切な報酬なくして適切な活動は期待できないため。
- ・弁護士だけで対応することには能力的な限界を感じるため。
- ・そもそも弁護士の職務の範囲外であるし、福祉の専門家ではない弁護士が行ってもよい結果が得られるとは思えない。
- ・国選事件を受任すると、もれなく刑期を終えた後の支援を行うのが通常となっており(シェルターに入所させ、生活保護の申請を行い、福祉関係者につなぐ、必要に応じて後見等申立をする)等、一生にわたり関わることが多いのですが、その場合の報酬助成がないため、一般的な弁護士であれば活動はできないと思います。

### 【その他の意見】

- ・社会復帰ができなければ再犯の可能性が高い。
- ・権利擁護活動をボランティアで行うには限度があるから。
- ・例えば、収容分類 LA(長期。無期懲役受刑者含む。)において、どの程度の期間、どのくらいの支援ができるのか、その報酬としての適切な金額の算定方法などが問題となり得る。刑事施設の特色に応じて検討する必要があると考える。
- ・積極的に行うことで、社会復帰の手助けになれば意味があると思う。
- ・対象者との信頼関係の形成に不安(一度環境調整活動の過程で相手方と見解が異なる事象について被疑者から要求をされ、振り回された経験があり、どんな人にも寄り添うということに限界を感じる)。
- ・再犯防止、治安維持のため。
- ・ボランティア的活動には限界があると思うから。
- ・無償での対応ということでは、十分な支援を行うことは困難と思われるため。
- ・自分が担当した刑事事件で、出所後の社会復帰を支援した案件があったが、その手続の際の地位が確立しておらず、権限も不明確であり困難を感じたため。
- ・弁護士のミッションではない
- ・財政的支援より、こんな方法で中間・出口支援に弁護士も関われるというメニューを示してもらえたい。
- ・これまで、弁護人自身が生活保護申請同行をしたのではなく、社会福祉士などに連絡し一緒に行ってもらうようにしていましたが、必要であれば弁護人自身が動くべきかと思う。
- ・本人の行動に対してよりそい弁護士がどこまで責任を負うことになるのか、いつまで任務が続くのかの想定が困難で、また弁護士会等の支給が「財政的援助」にとどまるのであれば、責任の重さと業務量に見合った金額が支給されるとは思えない。
- ・被告人等の更生、再犯防止の目線が必要。

以上

## 第3 パネルディスカッション



## パネリスト略歴

### 富田敦史裁判官の略歴

1963年（昭和38年）香川県生まれ

東京大学法学部卒業

1995年（平成7年）判事補任官（47期）

2006年（平成18年）から刑事事件を担当

鹿児島地裁部総括、広島地裁部総括を経て、2022年（令和4年）から福岡地裁部総括判事

### 田原裕之弁護士の略歴

1953年（昭和28年） 福岡県生まれ

1976年（昭和51年）3月 名古屋大学法学部卒業

1979年（昭和54年） 司法試験合格

1982年（昭和57年）4月 弁護士登録（34期）

- ・愛知県弁護士会刑事処遇に関する委員会 委員長
- ・日弁連刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長代行など、刑事施設の処遇改善、制度改革に取り組んできた。
- ・2019年からは、愛知県弁護士会「よりそい弁護士制度運営委員会」委員長
- ・愛知県再犯防止連絡協議会 委員
- ・2020年からは、日弁連刑事拘禁制度改革実現本部、社会復帰支援部会、部会長

### 仁井恭子氏の略歴

1970年7月 広島県生まれ

1993年（平成5年）3月 広島大学法学部法学科卒業

1993年（平成5年）4月 広島県入庁

2020年（令和2年）3月 広島県退職

2020年（令和2年）4月 公益社団法人 広島県社会福祉士会 採用  
(広島県地域生活定着支援センター)

# 「よりそい弁護士」制度－愛知県弁護士会からの報告

2022年(令和4年)10月7日

愛知県弁護士会

よりそい弁護士制度運営委員会 委員長

日弁連刑事拘禁制度改革実現本部

事務局長代行 社会復帰支援部会部会長

田原裕之

## 第1 制度概要－愛知の特色－

### 1 制度の背景

犯罪認知数、検挙数が減少する一方、検挙者数中の再犯者率、刑務所新入者中の再入率は増加ないし高止まり。

2016年「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）施行 2017年「再犯防止推進計画」策定。その後、再犯防止推進法8条に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定（47都道府県、市町村では政令指定都市から順に制定が進んでいる。愛知県内では、名古屋市、豊橋市、みよし市）。

法務省（検察庁、矯正局、保護局を含む）、厚労省などの国の機関、愛知県などの地方自治体、社会福祉法人等、再犯防止、社会復帰支援に向けた取り組みが進んでいる。

弁護士会も、「弁護士・弁護士会としても、罪に問われた人の社会復帰、再犯防止のための取り組みが必要だ」という認識を共有し、この取り組みを意識的に強めることとした。

### 2 制度の骨格

刑事弁護活動・付添人活動が終了した後の、「罪に問われた人」の社会復帰、再犯防止を支援する弁護士の活動を、その必要性・相当性、社会的重要性に照らして愛知県弁護士会の制度とし、一定の財政的補助を行うもの。

### 3 制度概要（愛知の特色）

#### ① 対象者に制限はない

「高齢者・障がい者」等の限定なし。ex30歳の健康な受刑者の就労先支援

「少年」を含む。再犯防止推進法2条1項が定める「犯罪をした者等」

「嫌疑不十分」「無罪」釈放者を含む。←「罪を犯した人」ではない。

※ 但し、身体拘束事案、（入口支援にあつては）国選が前提

#### ② 「罪に問われた人の社会復帰支援・再犯防止」のための活動であること

刑事事件継続中は、弁護人の役割。よりそい弁護士はその後の活動。

なお、勾留請求却下、準抗告認容により身体拘束解放、任意捜査継続中は、「特定在宅被疑者援助制度」

施設での処遇の不满（不当懲罰、外部交通制限など）は対象としない。

「罪に問われた人の社会復帰支援・再犯防止」のための活動であれば内容は問わない。

#### ③ 「支援」と「相談」の二種

相談は、支援対象者（及びその家族）からの申込を受けるが、支援は、支援対象者（及び

その家族)からの申込は受けない。

- ④ 申込にあたっての同意書
  - a) 内容と必要性 個人情報提供の同意と指導を受け入れることの同意
  - b) 施設が取り付ける同意書;施設が持っている情報をよりそい弁護士に提供することの同意書
  - c) 問題になり得ること 認知症で同意できない、少年の場合の保護者の同意
- ⑤ 支援活動の回数、期間制限はない。1人あたり15万円という金額制限のみ。支払額は以下のとおり
  - a) 相談料  
1回の相談あたり1万円(消費税別)
  - b) 支援活動費  
1回の活動あたり下記の区分に従った金額
    - ア 4時間未満 1万円(消費税別)
    - イ 4時間以上 2万円(消費税別)
  - c) 交通費  
(1)同一市町村内 1000円、(2)愛知県内 2000円、(3)愛知県外 3000円(それ以上の交通費がかかった場合は別途考慮し、超過額の全部または一部を支払)
  - d) その他の必要な実費 支援対象者への交通費などを想定(2022年度から追加)
- ⑥ 愛知県事業と愛知県弁護士会事業の二本立て
  - a) 概要  
2019年度は、二本立て(愛知県は、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」として実施  
2020年度は、愛知県弁護士会事業のみ  
2021年度(以降)は、愛知県事業と愛知県弁護士会事業
  - b) 愛知県事業と愛知県弁護士会事業の相違
    - ① 愛知県事業は「相談」を対象としないが、弁護士会事業は「相談」を含む。
    - ② 愛知県事業は、刑事手続、収容、帰住先のいずれもを「愛知県内」としている(県の事業であるからやむを得ない)、弁護士会独業は、それらの「いずれか」が愛知県内であればよい。  
ex. 「名古屋拘置所収容(名古屋地裁実刑判決)→(岐阜)笠松刑務所・福井刑務所服役→愛知県内帰住・就労」の場合、愛知県事業対象とならないが、弁護士会事業対象になる。  
愛知県内帰住予定であったが、他県(岐阜、三重など)に帰住予定先が変わった→愛知県事業としては打ち切り、弁護士会事業として継続
  - c) 費用負担  
愛知県事業は弁護士会が業務委託を受けて実施、委託費を愛知県に請求する。  
弁護士会事業は弁護士会予算から支出。(「愛知県更生保護協会」からの助成金があったので、助かっている)
  - d) 以上のため、申込事案が、県事業対象か、弁護士会事業対象かを区分する。

## 第2 現在までの進捗状況と実績

### 1 進捗状況の概要

- ① 2019年度49件(うち、愛知県事業31件)、2020年度58件(全て弁護士会事業)、

2021年度87件（うち、愛知県事業35件）、2022年度43件、（7月末日現在 うち、愛知県事業19件）

- ② 順調に推移している。年を追うごとに申込件数増加。周知、定着の反映と思われる。
- ③ 実施にあたって、個別問題は生じその都度対応しているが、特段大きな問題は生じていない。その中で、改善を要する課題が見つかってきている。

## 2 どんなことをしているか

- ① 入口支援では、保護観察所、生活保護、就労先への同行支援が多い。
- ② 出口支援では、就労先、帰住先、入院先、生活保護の調整が多い。
- ③ 関係者を含めた「ケース会議」に弁護士が参加している例がある。相談、支援の実施について、関係機関との打合せ

## 3 成果

- ① 刑事施設からは、刑事施設でこれまでは「釈放する」しかすべがなかったケースを支援に当たっている、など歓迎の声が多い。保護観察中の問題等についても、弁護士の支援を受けられることについての歓迎の声がある。
- ② 担当弁護士からは、刑事施設等から情報が得られるのでやりやすい、財政的支援が助かるなどの声がある。刑事裁判においても、よりそい弁護士支援決定書を情状証拠として提出し、判決でも、よりそい弁護士が釈放後の支援に当たることになっている、ことを量刑理由に挙げ、執行猶予判決を受けた、という例がある。
- ③ 限界

「進捗状況一覧表」は作っているが、それだけでは中身がわからない。担当弁護士からの終了報告書、支援対象者からの終了時アンケートからうかがい知る程度。十分な分析ができていない。

実証分析(よりそい弁護士制度利用により再犯がどれだけ減少したか?)は不可能。

## 第3 愛知の特色

### 1 愛知県との関係

#### (1) 経緯

2018年1月 愛知県に「地方再犯防止推進計画」策定のための協議申し入れ（この時点では4月以降に協議開始の予定）

2018年2月 法務省が「地域再犯防止推進モデル事業」募集の情報 愛知県との協議促進(以後、精力的に協議)

2018年4月 愛知県モデル事業に応募

2018年6月 法務省、モデル事業として採択 「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」

2019年3月まで 愛知県との業務委託契約（事業仕様書） 名古屋矯正管区とはモデル事業の実施についての申し合わせ 「愛知県再犯防止連絡協議会」の準備

2019年4月 モデル事業・弁護士会独自事業スタート

2020年 モデル事業評価

2021年4月から 愛知県事業スタート（2022年度以降も継続）

#### (2) 愛知県事業と愛知県弁護士会事業の関係ー前述のとおり

(3) 現在の愛知県との関係

愛知県の担当部署は、「防災安全局県民安全課（安全なまちづくりグループ）」

「愛知県再犯防止連絡協議会」に愛知県弁護士会から委員参加

「寄り添い弁護士制度」については、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会」が設置され、愛知県弁護士会から委員参加（委員長）

「寄り添い弁護士制度」について、愛知県弁護士会が受託する「業務委託契約」を締結

業務委託契約に基づき、月1回の報告と年度末の実施報告書の提出

2 名古屋矯正管区との関係

(1) 制度発足前

こういう制度を考えているが、意見を聞きたい←名古屋刑務所から「ありがとうございます」と言われます。弁護士会が名古屋刑務所から「ありがとうございます」と言われたのは初めて。

刑務所でどんなニーズがあるか教えてもらいたい←矯正管区は管下の施設に問い合わせてニーズを集めてくれた。

(2) 制度発足後

発足時(2019年)

モデル事業実施についての「申し合わせ」締結 「一般面会ではあるが、60分確保、回数制限外」とする(信書も同様)、そのための施設への連絡方法など。愛知県弁護士会事業部分も、これに準ずることを確認。

2020年 愛知県弁護士会事業について、同様の申し合わせ

2021年以降 愛知県事業、弁護士会事業の二つを対象に申し合わせ 遠隔地について、テレビ面会システムの利用

(3) 継続協議

実施状況について、2か月に一回程度の割合で、進行状況についての意見交換などをテーマに協議を続けている。

管区は、申し合わせ実施のための「実施要領」「Q&A」を作成している。弁護士会側から、改善を求める意見の述べ、管区側も対応している(ex「併行支援」)。

管区も、制度改善に向けた管轄下の刑事施設から意見聴取を行っている。

第4 今後の課題

1 継続(恒常化)

弁護士会事業は、当初2年間の時限事業として発足したが、歴年の理事者の理解もあり、発足時の一つの課題だった「継続(恒常化)」はほぼ実現できた。

2 (現在の)愛知における課題

(1) よりよい弁護士は何をするか、どこまでやるかの明確化

担当弁護士の模索

一方、すべてを任されてもできない

(2) 他制度との関係整理

今問題になっているのは、法テラスとの関係

(3) 関係機関との連携強化

矯正管区との関係（上記） 保護観察所（本年度2回実施）、裁判所（一審強刑事部会で提案、説明会の実施）、検察庁  
支援に当たっている機関・団体との連携

**3 全国化**

兵庫、愛知、札幌、広島が制度開始した。大阪もアウトリーチ事業の中で開始。第二東京弁護士会、山梨県弁護士会も準備を進めている。両会の取り組みは全国的にも影響が大きい。

管区的に言えば、札幌（北海道）、愛知（名古屋）、兵庫・大阪（大阪）、広島（中国）で実施、東京・山梨（東京）で準備中。計5つ。残るのは、仙台（東北）、高松（四国）、福岡（九州）の3つ。

日弁連でも位置づけてもらうよう努力したい。

# 地域生活定着支援センターについて

2022年10月7日

(公社) 広島県社会福祉士会  
広島県地域生活定着支援センター

に い きょうこ  
仁井 恭子

1

## 1 地域生活定着支援センター設置の経緯

地域生活定着支援センター設置に至るまでの背景

- 獄窓記を始めとして、地域生活定着支援センター設置前から、福祉関係者が、高齢・障害を有する受刑者の問題を指摘。
- 矯正施設では、名古屋刑務所事件(平成14年)以来、矯正処遇の在り方の見直しが進められていた。
- 並行して、福祉関係団体等により、調査研究が進められた。
  - ・平成18～20年度 厚生労働科学研究  
「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」  
研究代表者:社会福祉法人 南高愛隣会理事長 田島良昭氏
  - ・平成20年度 独立行政法人福祉医療機構助成事業  
「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業」  
社団法人 日本社会福祉士会
  - ・平成20年度 障害者保健福祉推進事業  
「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」  
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

2

(参考) 社会福祉と刑事司法の連携に関する動き (～平成21年まで)

年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議(法務省・15年12月報告とりまとめ)
15年7月		心神喪失者等医療観察法成立(17年7月施行)	
15年12月	山本謙司著『獄窓記』出版		
16年～17年	保護観察対象者等による重大再犯事件(奈良、愛知、青森等)		更生保護のあり方を考える有識者会議(法務省・18年6月最終報告)
17年5月			監獄法改正(18年5月、19年6月段階施行)
17年12月		障害者自立支援法成立(18年10月施行) (現:障害者総合支援法)	
18年1月	下関駅放火全焼事件(知的障害のある累犯者による放火事件)		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業(法務省と厚生労働省の連携)	
18年～20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(南高愛隣会)	刑務所に社会福祉士配置(19年から順次)
19年6月			更生保護法成立(専門的処遇プログラム等)(20年6月施行)
20年3月	刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議(20年9月とりまとめ)		
20年12月	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策関係会議決定)		
21年～		地域生活定着支援センター設置開始(都道府県) 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設(福祉職員の配置)

3

2 地域生活定着促進事業について 「地域生活定着促進事業実施要領」より

【目的】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、検察庁及び弁護士会、地域の関係機関等と連携、協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**その結果として再犯防止対策に資すること**



【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う**コーディネート業務**
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う**フォローアップ業務**
- 3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助などを行う**被疑者等支援業務** ←令和3年4月～
- 4 犯罪・非行をした者等への福祉サービス等についての**相談支援業務**
- 5 1～4の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務

4

**【事業の対象者】**

次に掲げる者で高齢であり、または障害を有するため、福祉的な支援を必要とする者

- 1 矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 被疑者又は被告人 等
- 3 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

**参考 特別調整に選定するための要件**

以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢(おおむね65歳以上)又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

5

**(参考) 令和3年度「被疑者等支援業務」の概要**

**【事業内容】**

○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

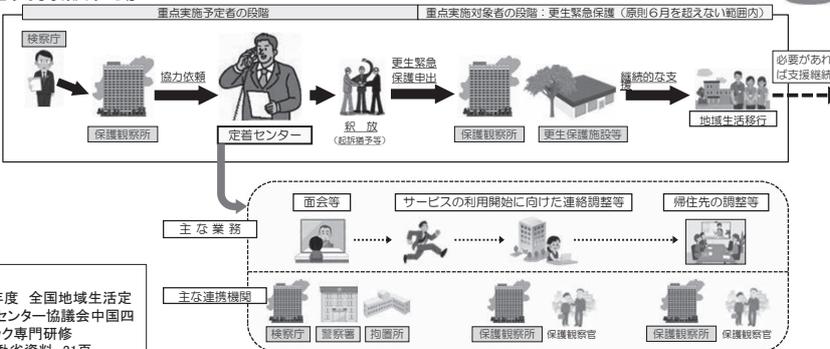
**【支援対象】**

①保護観察所からの協力依頼の発出時点で被疑者又は被告人であること。②高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により更生緊急保護の重点実施の対象とする必要性及び相当性があると判断され、選定された者。**（重点実施予定者）**  
 ③重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター（以下、定着センター）が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。**（重点実施対象者）**

**【ポイント】**

①「継続的な支援」の基本的な期間：更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。②既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。  
 ③釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更しても良い。

**【基本的な事業スキーム】**



注  
令和3年度 全国地域生活定着支援センター協議会中国四国ブロック専門研修  
厚生労働省資料 31頁

6

### 3 地域生活定着支援センターの概要

- 原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）
- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 令和3年4月現在  
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(うち社協8か所)  
                  社団法人：11か所(うち社士会9か所)  
                  NPO：5か所
- 職員数9人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟に配置可  
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

全国のセンターで  
広域調整を実施



7

### 4 広島県地域生活定着支援センターについて

- 実施主体 : 広島県
- 受託法人 : 公益社団法人 広島県社会福祉士会
- 事業開始 : 2010年6月
- 職員数 : 7名 社会福祉士5名  
                  精神保健福祉士3名
- 事務所 : 広島市南区比治山本町12-2
- 調整範囲 : 広島県内全域

8

## (1) 定着支援センターの業務

### ① コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼」に基づき、矯正施設入所者を対象として、矯正施設退所後に必要な入所サービスの内容を確認し、利用する福祉事務所等のあつせんまたは、必要な福祉サービスを受けられるよう申請支援を行う。

(主な内容)

1. 支援対象者との面接・アセスメント
2. 支援の方向性（長期プラン）の作成
3. 援護の実施市町との調整、住民票の設定
4. 障害者手帳（療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳）の申請・判定同席
5. 福祉（高齢者・障害者）サービスの申請支援
6. 受入先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
7. 「合同支援会議」の実施
8. 受入先福祉事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）

9

### ② フォローアップ業務

コーディネート業務が終了した後に引き続き支援が必要な場合は、フォローアップに移行し、対象者や受け入れ施設等に矯正施設退所後の支援やアドバイスを行う。

(主な内容)

1. フェイスシート（アセスメント）作成の支援
2. モニタリング（状況聞き取り）及び訪問
3. 処遇面の助言、関係者会議への参加
4. 関係機関との連携によるバックアップ体制の調整

### ③ 相談支援業務等

矯正施設から既に退所している方の福祉サービスの利用等の相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。

- ・その他必要な支援業務
- ・定着支援センターの業務に関する、周知・啓発活動を行う。

10

## 例えば… 施設入所を希望される場合

### 【退所まで】

- ・入所施設の調整  
空きの確認、施設見学、施設担当者の面接設定
- ・福祉サービス（手帳等）申請手続き、年金照会 などなど

### 【退所日】

朝 刑務所前出迎え  
その後、施設まで同行、施設入所の手続きに同席

### 【翌日以降】

- ・必要な物品の購入に同行
- ・各種手続き（生活インフラ、行政手続き）の支援
- ・施設を訪問して本人・施設職員と面談、職員への助言 などなど

11

## 例えば… アパートで一人暮らしを希望される場合

### 【退所まで】

- ・福祉サービス（手帳等）申請手続き、年金照会、
- ・一時帰住先（シェルター、更生保護施設等）の調整 などなど

### 【退所日】

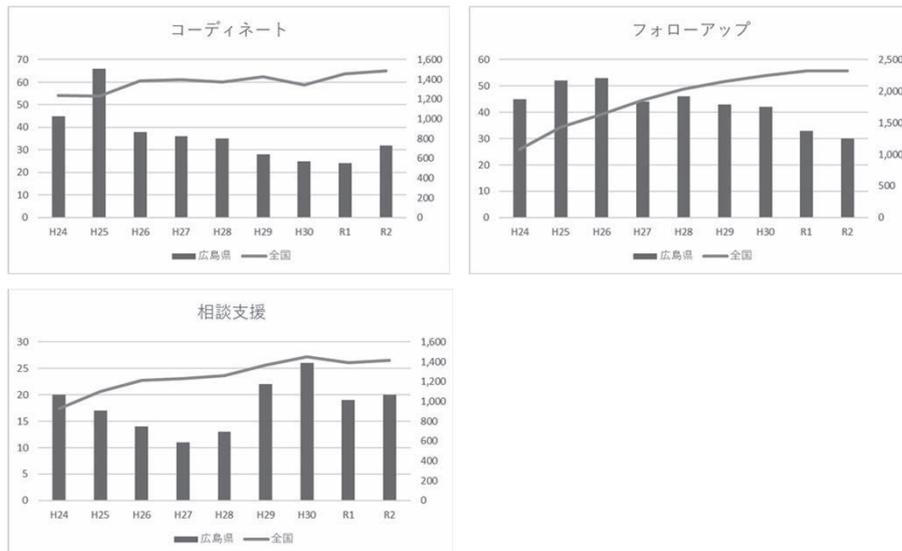
朝 刑務所前出迎え  
その後、生活保護の申請、一時帰住先の手続きに同席

### 【翌日以降】

- ・アパート探しのため不動産屋に同行
- ・家具その他、必要な物品の購入に同行
- ・生活保護決定（2週間以内）後、引越の手伝い
- ・各種手続き（生活インフラ、行政手続き）の支援
- ・福祉サービス等の助言、調整 などなど

12

## (2) 各業務の実績



13

## (3) 支援を行う上での課題

### <制度・組織上の課題>

- 受入施設の不足  
～特に高齢者施設の調整難、待機期間の長期化
- 退所後の施設の不マッチの問題  
具体的に利用施設をイメージできない  
施設・本人相互の不満
- 住居の確保（一時的・永続的）

14

### (3) 支援を行ううえでの課題

#### <その他の課題>

#### ○本人の希望？

(参考) 特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

1. 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害もしくは精神障害があること
2. 釈放後の住居がないこと
3. 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
4. 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
5. 特別調整を希望していること
6. 個人情報の提供に同意していること

#### <その他の課題>

#### ○再犯防止？

# 〇〇〇〇氏 更生支援計画書

令和〇年〇月〇日

作成者

氏名 社会福祉士 〇〇 〇〇 印  
精神保健福祉士 〇〇 〇〇 印

## 第1 はじめに（作成の経緯）

### 1 依頼の経緯

〇〇年〇月〇日、〇〇〇〇氏（以下「本人」とする）の弁護人である〇〇〇〇弁護士から、本人の生活状況等を考え、福祉的な視点からの支援が必要との依頼を受け、作成した。

### 2 行った活動

#### （1）本人との面談 3回

- ・令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時頃 弁護士、社会福祉士1名【〇〇拘置所】
- ・令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時頃 社会福祉士1名 【〇〇拘置所】
- ・令和〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時頃 弁護士、社会福祉士1名【〇〇拘置所】

#### （2）関係者への聴取・打合せ

- ・弁護士、両親・親族より聴取等
- ・〇〇サポートセンター、自立準備ホーム〇〇氏、相談支援事業所〇〇より聴取等。

#### （3）参考にした資料

- ・供述調書等

## 第2 本人について

1 本人	氏名	〇〇〇〇	性別	〇〇
	生年月日 年齢	昭和〇年〇月〇日（〇〇歳）		
2 障害の程度・診断	精神保健福祉手帳〇級 所持・知的障がいの疑い（IQ：〇〇） 診断：統合失調症 受診先：〇〇病院			
3 生育歴	0歳	●●県●●市にて出生。（父母・姉・弟の5人家族） 幼少期から家庭内で父親と長姉の争いが絶えず、警察が介入することもあった。安心できる環境になく、自らが一番幼いことから無力感を抱えていた。		
	6歳	●●市●●小学校入学。 勉強は不得意。友人の前では笑顔を作り、家庭では泣いてばかりの生活であったが、誰にも相談ができなかった。		
	12歳	●●市●●中学校入学 中学校の教師からは専門学校を勧められたが、家の経済状況を考えて近隣の公立高校を受験。		
	18歳	●●市立●●高等学校卒業		

	22 歳 25 歳 29 歳 34 歳 39 歳	<p>▲▲株式会社において、～という仕事に従事。</p> <p>▲▲株式会社退職。</p> <p>住居侵入、窃盗で逮捕 懲役●年●月</p> <p>●●刑務所を出所。</p> <p>住居侵入、窃盗で逮捕 懲役○年</p> <p>●●刑務所を出所</p> <p>→出所後の状況。本件に至るまでの生活状況等。</p>
4 事件時の生活 環境等		<p>令和●年●月●日、●●刑務所を満期出所したが、仕事はもちろん、住むところも決まっていない状態での出所であった。本人は仕事をして働きたいと思っていたものの、出所時に多額の負債があった。返済金を用立てる必要に迫られ、盗みをしなければ生活することはできないと思い込むようになり、出所直後から窃盗を繰り返した。</p>
5 事件時の本人 の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・●●刑務所出所時、出所後の生活にかなりの不安感を覚え、担当刑務官等に相談したものの「出所後の事は何もできない」と、受刑中に、出所後の支援・助言を受けることはできなかった。</li> <li>・仕事を探すためには携帯電話が必要であり、携帯電話を持つための費用を工面するために盗みをしなければならない、と考えた。</li> <li>・相談できる相手も思い当たらず、誰にも相談することもなく自己解決した道が窃盗であった。</li> </ul>

### 第3 今後の支援について

1 支援方針	本人が就労を継続できる環境を整え、自立した生活を継続する。
2 具体的支援	<p>(1) 安心できる住まいの確保</p> <p>・本人は穏やかな性格であり、就労への意欲も高いことから、更生保護施設における生活に馴染むと思われる。(本人も更生保護施設の利用を希望している。)まずは、更生保護施設に引受人等になっていただき、施設において安定した生活リズムを整える。</p> <p>(2) 就労先の確保</p> <p>・本人は、「何でもいいので働きたい」という思いを持っている。拘留所における面接時、「(受刑者就労支援を行う) お好み焼きチェーンの●●に手紙を書いてみる」と自ら話していたほど、就労には前向きである。</p> <p>・住まいが確保できたら、早急に就労先を探すと同時に就労先を踏まえた更生保護施設退所後の住まいを検討する必要がある。就労先については、協力雇用主等協力的な企業・団体もあることから、本人が安心して就労を継続できる場を、更生保護施設にいる間にあせらずに探すことが大切である。</p>

	<p><b>(精神障害がある場合等の具体的支援の例)</b></p> <p><input type="checkbox"/>短期（現在～6か月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立準備ホームに入居し「●●支援センター」が中心に、福祉サービスの調整と相談を行う。</li> <li>・就労継続支援A型など福祉的な就労の場を検討し、得意な仕事で安定した収入を得ることができる体制を整える。整い次第、住まいの場として「●●」に入居し、金銭管理・健康管理を含めた生活の枠組みを作る。</li> <li>・金銭管理に関しては残金や預貯金などを可視化し、購入すべきものや支払い方法などを支援者と共に検討、必要な物があつた際に事前に相談ができるような体制を整える。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>中期（6か月～1年後）</p> <p>「●●支援センター」「相談支援事業所●●」「就労継続支援A型事業所」「●●」と連携し、福祉サービスの利用を中心として、生活面、就労面の支援を行う。また「●●訪問看護ステーション」にて心身のサポートを行い、安定した生活を送ることのできる環境設定を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>長期（1年後以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型の利用が安定するよう、上記の関係機関が連携し生活状況の把握や日々の相談対応を行う。</li> <li>・成年後見制度の利用を検討し、身上監護を含めた本人の権利擁護を行う。充実感をもって生活できるように支援し本人のQOLの向上を図る。</li> </ul>
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少期から、最も安全で安心できるはずの家庭が、父親や姉の暴力により安心できる居場所でなかったことは、自分への自信のなさ、他者との関係性の作りにくさ等に、少なからぬマイナスの影響があつたと思われる。そのことによって犯した罪が許されるわけではないが、人に深く相談することなく、自らの限られた経験によってのみ、目の前の困難の解決を図ろうとしてきた結果が窃盗の繰り返しであつたとも考えられる。</li> <li>・一方で、●●刑務所出所時に、「～」と担当刑務官に訴えたり、「～」と保護観察所に伝える等、不安を誰かに相談する力があることは、本人の大きな「力」である。自分の不安を伝え、相談した相手から良い回答がなくても、一度の相談で諦めることなく、複数の信頼できる人に「相談し続ける」ことが、本人の再犯を防ぐためには必要である。そのためには、今回の弁護人である●●●●氏の他にも、更生保護施設や就労先、新たな生活・就労の場面で、「安心して相談し続けることができる相手」を見つけ、相談し続ける力を持つことが重要であり、安心して生活できる枠組みを構築することが再犯防止に効果的であると思われる。</li> </ul>
4 支援関係者	<p>●●障がい者基幹相談支援センター 氏名●●●●●</p> <p>連絡先：●●●●-●●●●-●●●●●</p>



# 第4 意見書



# 罪を犯した人たちの立ち直りを支える社会を目指す

## 宣言

近年、刑務所の高齢化率は著しく、累犯に及ぶ受刑者も多く収容されている。また、知的障がいや精神障がいを有しているにもかかわらず、適切な処遇が受けられないまま刑務所と社会の行き来を繰り返している「累犯障害者」も多く見られる。禁止薬物の使用を繰り返し、何度も刑務所に収容される者も多い。

いうまでもなく、罪を犯した者であっても、受刑した後、あるいは刑の執行を猶予されるなどして刑事手続が終了した後は、社会内において人間らしく生きていく権利がある。しかし、「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない」といわれるように、いくら本人が反省し、新たな決意をしたところで、生活をしていく上での環境が整わなければ、再度犯罪行為を繰り返すことになりかねない。特に、知的障がいや精神障がいを有している者、薬物依存のある者、高齢者、身寄りのない者については、自分の力のみで更生を図ることは極めて困難である。

また、高齢あるいは知的障がい・精神障がいを有すると疑われる被疑者・被告人については、医療的・福祉的知見を刑事手続内にも取り入れることの重要性が指摘されているところである。

そこで、中国地方弁護士会連合会は、

### 1 国に対し、

- (1) 保護観察官、保護司等更生保護に関わる公務員について福祉の分野を含めて専門的な教育を受けた者を大幅に増員するとともに、地域生活定着支援センター、更生保護施設の職員についても福祉分野等に知見を有する専門職を増員させる施策を講じ、「司法・矯正」と「福祉」の架け橋の役割を果たすことが可能な体制を整備すること
- (2) 矯正施設を出所し、あるいは刑事手続が終了して社会復帰する者、とりわけ高齢者、障がい者、薬物依存者等更生にあたって特に支援が必要な者であっても、帰住先のない希望者全員が、更生保護施設、自立準備ホーム等により衣食住を確保し、専門的かつ十分な支援を受けることができるような体制を整備すること及び本人の権利擁護のために必要に応じて弁護士の援助を求めることができるような制度を創設すること
- (3) 充実した支援に必要十分な予算を確保し、支援を必要とする者の特性に応じたより柔軟な費用支出を認めること

### 2 法務大臣、厚生労働大臣に対し、刑事手続内において、高齢あるいは知的障がい・精神障がいを有すると疑われる被疑者・被告人について、医療的・福祉的見

地から、処遇の必要性、相当性を提言できるような専門家組織を全国において立ち上げること

- 3 検察庁、裁判所に対し、前記の専門家組織による調査の協力にあたって、十分な調査が可能となるよう、必要に応じて接見の機会の確保や情報の提供などに配慮した運用をすること

を求めるとともに、刑事司法の一端を担う弁護士として、弁護人として関与する被疑者・被告人段階における、いわゆる「入口支援」はもちろんのこと、刑事手続を終えた者や矯正施設等からの出所者の権利擁護活動、いわゆる「出口支援」についても積極的に取り組むこと及び総合法律支援法改正等これらの取り組みのために必要な体制の整備を求める運動を展開することにより、罪を犯した人たちの立ち直りを支える社会を目指すことを宣言する。

2014年（平成26年）10月10日

中国地方弁護士大会

## 提 案 理 由

### 第1 「反省は一人ではできるが、更生は一人ではできない」

#### 1 刑務所と社会を往復する人たち

犯罪を繰り返し、刑務所と社会の往復を繰り返す、累犯受刑者が増加している。2012年（平成24年）度において、全受刑者中、2度以上刑務所に収容された者の割合は、58.5%に及び、10年前と比較して9.4ポイント増加している（2012年（平成24年）矯正統計年報、平成25年版犯罪白書）。

出所受刑者の出所事由別5年以内再入率によると、覚せい剤取締法違反（49.3%）、窃盗（48.3%）、傷害・暴行（40.7%）がいずれも再犯率40%を超えており、これらの罪名の犯罪を繰り返して刑務所と社会を往復する累犯受刑者が多いことを示している。

その中でも、高齢者の刑務所収容者に占める割合の増加は著しい。

1995年（平成7年）度は全受刑者に占める65歳以上の高齢者比率は2.2%であったのに対し、2012年（平成24年）度は約8.8%と約4倍に増加している（平成25年版犯罪白書）。

全人口における65歳以上の高齢者比率は1995年（平成7）年度には全人口比14.6%であったのに対し、2012年（平成24年）度は24.1%（平成25年版高齢社会白書）と、約1.65倍の増加に留まっているこ

とからも、刑務所収容者の高齢化が一般社会より2倍以上のペースで進んでいることが分かる。

国際的に見ても、同じく高齢化が進んでいる韓国、米国と比較しても突出している。

そのうち、2012年（平成24年）度において、全高齢受刑者に占める2度以上の入所者の比率は73.3%であり、全体の平均である58.5%を大きく上回っている。また、6度以上の入所者比率は39.8%に及ぶなど、累犯に及ぶ高齢者の割合が高く、比較的軽微な犯罪により短期間服役することにより刑務所と社会の往復を繰り返し、累犯高齢受刑者となっていく状況がわかる。

また、受刑者の中には、精神障がいや知的障がいを有する、あるいはその疑いのある者が多数存在する。

精神障がいを有すると診断された入所受刑者数についても徐々に増加を続け、2009年（平成21年）度以降2000人を超えており、2012年（平成24年度）において2368人が収容されている（平成25年版犯罪白書）。これは、全受刑者の9.6%にあたる。

また、2012年（平成24年）度新規受刑者の中で、知的障がいの疑いがあるとされる目安である知能検査指数（IQ）69以下の者は、21%にのぼり、かなりの割合を占めている（2012年（平成24年）矯正統計年報）。

このように、刑務所内には高齢受刑者や精神的あるいは知的な障がいを有する受刑者が多数収容されており、しかも割合は増加傾向にある。

## 2 犯罪を繰り返さないために何が必要か

誰しも刑務所で罪を償い、あるいは執行猶予の付された判決がなされたり、罰金刑の判決・略式命令により、社会復帰した後は、今後は罪を犯さずに、社会内において生活したいと決意するであろう。

しかし、「反省は一人でできるが、更生は一人では出来ない」という言葉に現れているとおり、社会復帰したときには衣食住を確保し、社会内で自活していかなければならないが、身寄りのない高齢者や障がい者はそもそも社会内において生活の基盤がなく、出所後たちまち経済的に困窮してしまう。いくら刑務所等で反省したとしても、生きていく術がない以上、再度犯行に走らざるを得ない実態もある。

2006年（平成18年）法務省特別調査によれば、親族等の受入れ先がない満期釈放者は毎年約7200名いるが、このうち高齢者又は障がいを抱え自立が困難な者が約1000名もいることが判明している。これらの満期出所者の多くは、満期出所後の帰住予定先が「その他」「未定、不詳」とされている。知的障がい者の犯罪動機は「困窮、生活苦」が最多であり、高齢者でも「生活

苦」が多くを占めている。そして、知的障がい者の約7割、高齢者の約5割が出所後1年未満で再犯を犯している。

仮に衣食住が確保されたとしても、個々の高齢者や障がい者が抱える根本的な問題を社会内において解決する必要がある。すなわち、借金や離婚等の個人的問題を抱えている場合は、法的サービス等により解決する必要があるし、持続的に衣食住を確保するためには、就労にむけた支援や今後の生活において福祉サービスが必要となる者にはその手続の支援をする必要がある。

また、高齢者や障がい者は、治療等が必要な者もあれば、専門家による支援プログラムに基づいて支援していく必要がある者も多い。繰り返し罪を犯した高齢者、障がい者の生育歴を調査すると、ほとんどの場合、家族関係の形成に困難性があったり、家庭内のしつけ・教育を受けていなかった、障がいの気づきが遅く、適切な療育・教育を受けなかった、定職に就かなかつたなど様々な問題が積み重なっている。障がい特性による認知のゆがみがあり、そこからくる個人の性格、あるいは社会・経済的要因が複合的に重なり合っている状況をひとつひとつ解きほぐしていく必要がある。

さらには、依存性のある薬物からの離脱については、専門の互助組織や治療、訓練が必要となる。

このように、刑務所での受刑生活を終え、あるいは執行猶予の判決や罰金刑の言渡等により刑事手続を終えた者（以下、単に「刑事手続を終えた者」という。）が、再び罪をおかすことのないよう社会生活を送るためには、衣食住の確保や専門家による支援が多くの場合必要である。しかし、頼れる親族や友人等の支援者がいない者、特に高齢者や障がい者は、支援の手がなければ衣食住の確保すら困難となり、いつそのこと再犯して衣食住が保障されている刑務所に入りたいと願う者もいる。

刑務所での受刑生活を終え、あるいは刑事手続を終えている以上、通常の市民と同様、社会内において尊厳をもって生活していく権利がある。彼らを支えていく社会を作り、彼らが再び罪を犯さなくてもすむことが可能な社会を作ることが、結果的に犯罪が減り、よりよい社会となることは明らかである。

## 第2 我が国の更生保護の現状と課題

### 1 更生保護の現状

従前から更生保護を主に担っていた行政機関や更生保護法人の現状は次のとおりである。

#### (1) 更生保護行政

刑務所からの仮釈放者、執行猶予で保護観察が付された者、家庭裁判所の審判において保護観察処分とされた少年、少年院を仮退院した少年について

は、保護観察所の保護観察に服し、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である保護司の指導を受けることになる。

実際に保護観察に従事する保護観察官は全国で約982名（2014年（平成26年）2月21日現在、同日衆議院法務委員会法務省保護局長答弁）、保護司は4万7990名（定員5万2500名）である（2013年（平成25年）1月1日現在、平成25年版犯罪白書）。保護司の年齢は60歳以上が78.7%であり、女性の保護司の比率は約26%である（2013年（平成25年）1月1日現在、平成25年版犯罪白書）。

他方、2012年（平成24年）度末現在で保護観察に付されている者の総数は4万0840名である（2012（平成24）年保護統計年報）。

## (2) 更生保護施設

更生保護施設は、更生保護事業法に基づいて認可された更生保護法人や社会福祉法人などが事業主体として、主として帰住先のない矯正施設出所者や刑事手続を終了した者に対し、住居や食事等を提供し、自立に向けた支援を行う施設であり、2013年（平成25年）4月1日時点で全国に104施設（男子施設90、女子施設7、男女施設7）、定員は2340名（成人男子1845名、少年男子314名、成人女子134名、少年女子47名）である（平成25年版犯罪白書）。

## 2 更生保護の新たな担い手

山本譲司氏の「獄窓記」「累犯障害者」などが出版され、この問題について社会的注目が集まる中、我が国においても累犯に及ぶ高齢者・障がい者を始めとする矯正施設出所者や刑事手続を終えた者を社会内において支える受け皿作りが少しずつではあるが進んでいる。

### (1) 地域生活定着支援センター

平成21年度に厚生労働省の地域生活定着支援事業として、全都道府県に地域生活定着支援センターを設置し（設置完了は2012年（平成24年）度）、高齢又は障がい者を有するため福祉的支援を必要とする矯正施設出所者について、出所後、直ちに福祉サービスが受けられるよう、本人や関連行政機関、施設の調整にあたることとなった。2012年（平成24年）度からは、同省の地域生活定着促進事業として、出所者の相談、矯正施設出所後のフォローアップまでも事業の範囲となっている。

地域によっては、後述の「入口支援」を積極的に行っているところもあるが、センターの業務の延長の範囲内で取り組んでおり、余力がないセンターとの間でばらつきが生じているのが現状である。

### (2) 自立更生促進センター、就業支援センター

円滑な社会復帰のために必要な環境が整えられない仮釈放者等を対象とし、

一時的な宿泊施設を提供する国の施設として、2009年（平成21年）6月に北九州市、2012年（平成22年）8月に福島市に設置された（収容定員は成人男子のみ合計34名）。保護観察官が常駐し、生活面での指導監督の他、協力雇用主やハローワークとも連携し、就労支援も充実させている。

また、農業等の職業訓練を行う施設として、2007年（平成19年）10月に北海道沼田町（少年対象、定員12名）に、2009年（平成21年）9月に茨城県ひたちなか市（成人男子対象、定員12名）に就業支援センターが設置されている。

### (3) 自立準備ホーム

2011年（平成23年）から法務省の「緊急的住居確保・自立支援対策」として、社会福祉法人、NPO法人、個人等の事業者が保護観察所に登録し、宿泊場所や食事を提供するとともに自立生活指導を行う、「自立準備ホーム」の制度が始まった。平成25年3月31日現在で、全国236事業者が登録し、平成24年度の新規委託件数が947件であった（平成25年版犯罪白書）。

### (4) 刑務所における取り組み

刑務所においても、社会福祉士・精神保健福祉士を職員として採用し、福祉による支援が必要な者の選定や円滑な社会復帰に向けた帰住先の調整を行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、高齢者・障がい者を対象とした「特化ユニット」を作り、専門家の指導のもと、受刑者の特性にあったプログラムに基づく教育や円滑な社会復帰に向けた調整が行われている。

## 3 課題

このように、国としても新たな制度や事業を始めるなど、この問題に対して、対処しようとしているが、以下のとおり、課題も多い。

### (1) 専門性を有する人員の不足

上記のとおり、高齢者や障がい者、薬物依存者で犯罪を繰り返している者については、その者の生育歴や障がいの内容、社会における生活状況等様々な要素を丁寧に分析し、更生に向けた支援プログラムを作成し、その進行状況に応じて柔軟に修正する必要がある。

そのためには、社会福祉、精神保健、矯正・保護の実務に通じた知識と経験が必要不可欠である。

ところが、上記のとおり保護観察を担うことの出来る保護観察官は1000名弱しかいない。

保護司も単純な割合でみてもかろうじて対象者1名につき保護司1名を配

置できる程度である。その保護司の年齢構成が非常に高いことから、今後継続して対象者に十分に関わることが困難になるおそれも高く、問題性のある対象者に専門的な対応ができないおそれもある。

更生保護施設においても、これらの処遇困難者については、受け入れを断る施設も多い（「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」更生保護施設等に対する調査）。地域生活定着支援センターの調整の対象となっている高齢者・障がい者を受け入れる指定更生保護施設に指定されている施設もいまだに全都道府県に行き渡っていない状況にある。受け入れを断った更生保護施設は、理由として雇用が決まる見込みがない、専門的な処遇を行えないという理由を挙げており、これらに対応する福祉専門職等の育成及び配置が急務である。

地域生活定着支援センターも各地によって対応のばらつきがあると指摘されており、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会の平成26年度に向けた国への要望書においても、件数等に応じた新たなセンターの設置や職員の加配にむけた条件整備を求めている。同センターはコーディネーターとして司法と福祉との架け橋となることが期待されているが、センターによっては福祉等の専門職が1名ということもあり、さらなる充実と体制強化が不可欠である。

そして、国は、このための予算措置をとるべきである。

## (2) 衣食住を提供する施設数の絶対的不足

上記のとおり、更生保護施設、自立更生促進センターの定員及び自立準備ホームの新規委託数を合計したとしても約3300名しかない。この内、自立更生促進センターは仮釈放者しか受け入れておらず、更生保護施設も、平成24年度では延べ4382名の仮釈放等による保護観察対象者を受け入れていることから（平成25年度保護統計年報）、帰住先のない満期出所者、とりわけ処遇の難しい累犯の高齢者、障がい者、薬物依存者等を受け入れる物理的余裕もなく、社会内において生活する場所を見つけることは困難な状況が続いている。

これらの者は比較的短期の刑が多く、作業報奨金の額もさほど多くはない。衣食住について支援を得られず、少ない作業報奨金を使い果たし、再犯に及んだ事例も多数あるところである。

また、更生保護施設や自立準備ホームにおいても女子の定員が圧倒的に少なく、女子受刑者の増加を考えると、今後の帰住先確保については不安が残る。

さらには、高齢者、障がい者、薬物依存者あるいは少年といった対象者の特性に応じた専門的支援が重要となるが、例えば薬物依存についての支援が

必要な場合であっても、後述のとおり更生保護施設や自立準備ホームの受入数に限界があることから、必ずしも適切な支援が受けられるような更生保護施設や自立準備ホームに入所できる仕組みとはなっていない。このことから、対象者と支援のミスマッチングが発生し、対象者の更生につながらないケースもあると聞いている。

よって、国は、高齢者や障がい者、薬物依存者等処遇が困難な者であっても、社会復帰の際の衣食住の受け皿となり、かつ適切な支援を受けられる施設等を選択できるよう、受け入れ可能な指定更生保護施設の増加、充実及び自立準備ホームに対する支援を拡充するなどの方策をとるべきである。

### (3) 画一的な予算執行や制度適用の弊害

更生保護施設や自立準備ホームにはそれぞれ委託費として費用が支出されているが、そのほとんどは職員の人件費や設備費、対象者に関する必要経費とされてしまい、対象者についての支援プログラムを実施する際に使用出来る費用を捻出するのは困難な状況にある。

また、更生保護施設の入所者は生活保護として医療扶助しか支給されないため、収入を得る術のないことで最低限の日用品や嗜好品も購入できない障がい者、高齢者の存在が顕在化してきている。

さらには、対象者が病気等で入院した際には、医療カンファレンス等への出席など施設として関与することが多いにも関わらず、入院から8日目で除籍され委託費がなくなったり、自立準備ホームでは対象者の状況を全く考慮しないまま画一的に6か月で保護委託期間を打ち切られるなど、制度を画一的に運用されることで十分な支援ができない現状もある。中には、担当保護観察官からさらに短期間で退所させるよう示唆された事例もあると聞いている。

そもそも更生保護の分野は、これまでも保護司を始め、更生保護女性会等の熱心なボランティアにより支えられているが、更生に必要な経費については国の予算により支出するべきであるし、施設や職員、ボランティアに過度に無償の職務を要求することは決して健全な更生保護環境を実現することにつながらない。

したがって、国は、更生保護について、過度にボランティアや寄付に依存するのではなく、必要な費用は財政支出し、かつ対象者の個性に応じた柔軟な対応が可能な制度運営をすべきである。

## 第3 入口支援の充実にむけて

### 1 長崎発の取り組みから5県のモデル事業へ

平成21年から平成23年にかけて、社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲

仙)が中心となり、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が行われ、その研究報告において、矯正施設において懲役刑等を受刑する前段階である、犯罪事実には争いがなく不起訴処分となった高齢者、障がい者及び執行猶予判決を受けた高齢者、障がい者などに対する、矯正施設に代わる更生教育の機能・制度が必要であると指摘がなされた。

この研究成果に基づき、長崎県を始めとする5県においてモデル事業が実施されている。中国地方では島根県で実施されている。

モデル事業の内容は、時期・地域により多少仕組みの違いがあるものの、福祉関係者、精神科医、精神保健福祉士、地域生活定着支援センター職員等で構成される「障がい者審査委員会」あるいは「調査支援委員会」を設置するというものである。同委員会は、弁護士又は検察官の要請に基づき、被疑者と面接するなどして、生い立ちや障がいの程度、犯罪の起こった経緯・要因の調査や福祉による更生支援の必要性・妥当性を精査し、医学的あるいは福祉的観点から意見を述べることによって、被疑者・被告人の社会内による更生を図る可能性を探ってきた。

これらのモデル事業の成果として、従来では公判請求されていた事案が不起訴(起訴猶予)となり、また従来なら実刑となっていた事案が執行猶予の付された判決となったケースが報告されている。島根県においても、控訴審で実刑判決が破棄されて執行猶予の付された判決となり、社会内において福祉の支援につなげたケースがある。

## 2 「入口支援」の新たな取り組み

大阪弁護士会では、社会福祉士会と連携して、高齢者、障がい者等支援の要する被疑者・被告人について、社会福祉士とともに接見し、受入施設を探すなどして更生支援計画を立てて、証拠として提出するような取り組みがなされている。

また、広島や高松など全国7か所の保護観察所において、万引きや起訴猶予処分が見込まれる被疑者に保護観察官が面談し、社会復帰を支援する取り組みを試行している。

## 3 「入口支援」の課題

### (1) 全国的な体制の整備

2013年(平成25年)度第67回中国地方弁護士大会(宇部)において、島根県弁護士会から、司法と福祉が連携する支援策の一つである「障がい者支援委員会」並びに「調査支援委員会」を設置するなどのモデル事業の成果を検証し、早期に本格事業化し、全国的に展開するよう求める、「罪を犯した高齢者・障がい者の社会内処遇を支える支援体制の構築に関する議題」が提案され、圧倒的多数の会員の賛成をもって決議されているが、未だに全

国的な運用には至っていない。

平成28年までに刑の一部執行猶予制度が始まる。この制度については是非があるものの、一部執行猶予を付するか否かは、「入口」である被告人段階で判決により決まることから、弁護人としては、社会内においてどのような更生支援計画を立て、早期に社会内において支援を受けられるようにするかを情状として主張する機会も今以上に増えると考えられる。

モデル事業が実施されている県にのみ、更生支援計画を立てることが可能なシステムがあるというのでは、モデル事業の対象となっていない他の都道府県と比べて不公平であり、公平性という刑罰の根幹を揺るがすことにもつながりかねない。

国は、早急に全国においても、専門家による医学的・福祉的知見を求め、福祉的な観点から更生支援計画を策定できるような体制を作るべきである。

## (2) 十分な調査を可能とするための配慮

また、医療・福祉の専門家による十分な調査、とりわけ本人への面接調査やテスト、生い立ち等の調査が必要となるが、一般的には接見時間も制限されているし、特に起訴前は一般的には捜査で収集された被疑者の情報が開示されないことから、必要十分な調査ができないおそれもある。このようなことにならないよう、裁判所や検察庁は接見について弁護士接見に準じた十分な配慮や調査に必要な範囲での被疑者に関する情報の提供について配慮すべきである。

## 第4 弁護士として何が出来るか

龍谷大学法科大学院の浜井浩一教授は、著書の中で更生保護についての法律家の役割について「法律家として、生活困窮や社会的孤立などの問題を解決し、彼らが社会に適応して生きていけるようにすることも法曹の役割である。刑事手続は、そうした問題点を発見するための重要な機会だと考えてもらいたい。問題の本質は万引きや無銭飲食といった事件にあるのではなく、その背後にある生活困窮や社会的孤立にあるのである。」(同著書「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦 隔離から地域での自立支援へ」より抜粋)と述べている。罪を犯した人たちが、再び罪を犯すことのないよう支える社会を目指すためには、刑事司法の一端を担う弁護士の役割が不可欠である。

### 1 刑事手続内における弁護士の役割

刑事手続内(判決以前)においては、多くの弁護士が弁護人として、犯罪事実を争わないときには、被疑者・被告人が今後二度と社会において罪を犯すことのないようにするためには何が必要かを考え、出来る範囲で取り組みを進めてきた。

今回の宣言では、より制度的に福祉と結びついた形で被告人の更生について考え、福祉の専門家とも協議しながら帰住先を確保し、判決後、被告人のための更生支援プログラムが実現出来るような制度づくりを提案し、今後、個々の刑事事件においても情状弁護などで活かしていく役割がある。

そのためには、弁護士は、例えば障害者手帳等の公的認定を受けていないが「障がい者」であることに気づくための技術や社会福祉の基本的知識を研修などで身につける必要がある。大阪弁護士会ではそのような疑いがある被疑者・被告人については研修を受けた弁護士が派遣されることになっている。

もっとも、責任能力が争点になるような事案、事実関係を争う事案のなかで、この制度を用いるか否かという点については弁護士である弁護人による慎重な判断を要することは当然である。あくまで被告人の利益となる範囲で用いられるべきであり、被告人の利益を守る法律専門家である弁護人の意思に反してまでこの制度が用いられることは認められるものではない。逆にいかなる事案についてこの制度を利用するかを弁護人が法律家的観点から十分検討する役割を担っているといえる。

関与する社会福祉士等の専門家に法律家的観点から手続の説明やアドバイスをすることも弁護士の重要な役割となる。

## 2 刑事手続終了後の弁護士の役割

刑事手続終了とともに、刑事訴訟法上の弁護人としての弁護士の役割は終わることになる。

しかし、別途負債の整理等の法律問題を抱えている場合に加え、高齢者、障がい者、薬物依存者等一人での更生が困難なケースでは、彼ら自身の権利を正當に擁護するために弁護士が必要な場合がある。

例えば入所施設でトラブルを起こした場合や施設の方針や保護観察官の指導が彼らの利益と合致していない場合も想定されるが、そもそも権利主張が難しく、かつ罪を犯したという意識を持っている彼らが、施設や保護観察官に自分の主張を述べるというのは困難であり、弁護士が彼らの立場に立って主張し、調整を図るといった役割が考えられる。

岡山県では、少年のケースではあるが、NPO法人子どもシェルターモモの運営する施設に入所する際に、少年事件の付添人弁護士が、子ども担当弁護士として、子どもの立場に立って話を聞いたり、施設や法人と交渉したりして、子どもの権利を守るほか、入所したもののやむを得ず施設を出て行かざるを得ない少年の帰住先を調整するなどの役割を担っている。

このように、刑事手続終了後でも、弁護士は、特に高齢者、障がい者等自らの意思表示が困難な者については、彼らの立場に立って立ち直りを支援する役割が求められている。

もつとも、このような者が自ら弁護費用を支出することは極めて困難な場合が多い。現在の総合法律支援法では、少年以外の「出口支援」は原則として対象となっていないことから、同法の改正を含めた体制作りが必要となる。

## 第5 まとめ

以上のとおり、当連合会は、罪を犯した人たち、特に高齢者、障がい者、薬物依存者等更生に困難を抱える人たちが、刑務所と社会の往復の末、人生を終えるのではなく、人間らしく生きることができるよう社会全体で支える体制を構築するために努力していくことを宣言する。

以上

# 罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援に関する意見書

2022年（令和4年）3月17日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち、障がいを有するため又は高齢のために支援が必要な者（以下「罪に問われた障がい者等」という。）に対する弁護士による切れ目のない支援のために、総合法律支援法を改正し、同法30条が定める日本司法支援センターの業務として、以下の内容を含む「罪に問われた障がい者等を援助する業務」を追加すべきである。

- 1 罪に問われた障がい者等のうち、逮捕又は勾留されたが終局処分前に釈放された者に対する被疑者段階における弁護士による支援の活動について、弁護士に支払うべき報酬及びその弁護士が行う事務の処理に必要な費用の立替えをすること。
- 2 罪に問われた障がい者等のうち、不起訴処分又は判決を受けた者に対するその後の弁護士による支援の活動について、弁護士に支払うべき報酬及びその弁護士が行う事務の処理に必要な費用の立替えをすること。

## 第2 意見の理由

### 1 刑事手続における障がい者等

我が国における刑法犯認知件数は、2002年には約285万件に達したが、2003年以降減少に転じており、2020年は約61万件と戦後最小を更新した<sup>1</sup>。

その一方、刑法犯により検挙された者のうち再犯者<sup>2</sup>が占める比率は、1997年以降増加を続け、2016年以降はほぼ横ばい状態となっていたが、2020年は約49.1%と過去最高を更新した<sup>3</sup>。入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率は、2004年から2016年まで上昇し続けた後、横ばい状態

---

<sup>1</sup> 警察庁「令和3年版警察白書 統計資料」

<sup>2</sup> 以前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

<sup>3</sup> 法務省「令和3年版犯罪白書」234頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」47頁

となっているが、2020年は約58.0%と高い水準を維持している<sup>4</sup>。そのうち出所受刑者の2年以内の再入率は、全体としては減少傾向で、2019年出所者総数で約15.7%だったが、高齢者（65歳以上）については約19.9%と高い割合を示している<sup>5</sup>。

刑務所で服役している者の中には、福祉的支援が必要な知的障がい者や高齢者が多く存在することが2003年頃から知られるようになり<sup>6</sup>、更にその後の調査研究によって、知的障がい等を有し、支援の網から漏れたまま服役を繰り返す者が多数存在することが認識されるようになった<sup>7</sup>。

2020年の法務省矯正統計年報によると、年末在所受刑者の約14.1%、新受刑者の約12.9%が65歳以上の高齢者である<sup>8</sup>。また、新受刑者の約15.3%が何らかの精神障害を有するとの診断を受けており、能力検査値（旧知能指数）が70未満の者が約20%（テスト不能を含めると約22.4%）を占めている<sup>9</sup>。

再犯防止に向けての取組を考えるに当たっては、刑事手続の過程において、知的障がい者や高齢者への福祉的支援を考える必要があることが明らかになっている。

## 2 本意見書の対象

本意見書が対象とする「罪に問われた障がい者等」とは、被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち障がいを有するため又は高齢のため支援が必要な者を意味する。

そして、ここにおける「障がい者等」とは「障がい者」及び「高齢者」のことだが、「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいを有し、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるため（障害者基本法2条1号<sup>10</sup>参照）、支

---

<sup>4</sup> 法務省「令和3年版犯罪白書」241頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」48頁

<sup>5</sup> 法務省「令和3年版犯罪白書」247頁、同「令和3年版再犯防止推進白書」50頁

<sup>6</sup> 山本譲司『獄窓記』（ポプラ社・2003年12月）等による。

<sup>7</sup> 田島良昭（研究代表）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（平成18～20年度）」（厚生労働科学研究，2009年）等

<sup>8</sup> 法務省「2020年矯正統計年表『年末在所受刑者の年齢及び累犯・非累犯』『新受刑者の刑名・刑期別年齢』」

<sup>9</sup> 法務省「2020年矯正統計年表『新受刑者の罪名及び入所度数別精神診断』『新受刑者の罪名別能力検査値』」

<sup>10</sup> 同号が定義する「障害者」は、医学的に機能的障害を有する者をいう「医療モデル」に基づくのではなく、その社会参加や人権の行使を阻害している障害（障壁）は社会の側にあるという「社会

援を必要とする者をいうものとし、「高齢者」とは、おおむね65歳以上の年齢で、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるため、支援を必要とする者をいう。

### 3 罪に問われた障がい者等に対する支援

#### (1) 入口支援と出口支援の必要性

罪に問われた障がい者等は、障がい等の特性による生きづらさゆえに罪を犯してしまうことが少なくなく、適切な社会復帰を実現するためには、それぞれの特性を理解し、生きづらさを解消していくような福祉と連携した支援を行うことが必要である。

このような観点から、刑務所等を出所した者に対する支援（いわゆる「出口支援」）の重要性がクローズアップされるようになり、出所する帰住先のない高齢者や障がい者を支援する地域生活定着支援センターが、2012年3月までに全都道府県に設置された。

また、そもそも刑事手続段階で適切な支援があれば刑務所等に行かずに済んだ者も相当数いるのではないかという指摘の下、刑務所等に至る前の捜査・公判段階からの支援（いわゆる「入口支援」）が望ましいということも認識されるようになり、本格的な研究やモデル事業が行われるようになった<sup>11</sup>。

当連合会でも、2017年8月25日付けで「罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書」を公表し、出口支援と共に入口支援に意義があることを指摘し、更に入口支援における福祉と連携した弁護活動の意義及びその費用が国費から支出されるべきことについて述べている。

#### (2) 法的な観点からの支援の必要性

##### ① 公正な刑事裁判を受ける権利の観点

罪に問われた障がい者等が、刑事手続の中で、自己の言い分を正確に伝え、事態を理解して適切な応答をすること、また、自己の抱える問題を認識して効果的な防御活動を行うこと等をできるようにするためには、司法と福祉が連携した支援が必要であり、入口支援は、公正な刑事裁判を受ける権利（憲法32条、37条1項）の保障に資するものと言える。

---

モデル」に基づく。診断を受けていたり、障害者手帳を有していたりする者に限らず、何らかの社会的障壁によって断続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある者を広く含んでいる。

<sup>11</sup> 田島良昭(研究代表)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(平成21～23年度)」(厚生労働科学研究, 2013年)等

## ② 障害者差別解消法の観点

罪に問われた障がい者等は、障がい等の特性による生きづらさゆえに罪に問われる行動に出てしまうことが多く、また、刑事手続においても適切な対処ができず、いたずらに厳罰化・累犯化を招いてしまうという実態がある。このような生きづらさに基づく実態は、罪に問われた障がい者等が直面している社会的障壁<sup>12</sup>そのものであると言える。

2016年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、国・地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定・実施の義務を負うこととされ（同法3条）、また、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている（同法7条2項）。

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉が連携した支援は、社会的障壁を除去するための合理的配慮として、国において広く推進すべきものである。

## (3) 国の施策

### ① 再犯の防止等の推進に関する法律

2016年12月7日、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立し、同月14日付けで公布・施行された。同法は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の実現という国際目標の方向性に沿おうとするもので、「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者）が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず社会復帰後も途切れることなく必要な指導及び支援を受けられるようにすること等を規定し、国や地方公共団体、民間団体等の協力について定めている。

同法が対象とする「犯罪をした者等」に限定はないが、同法制定の過程においては、「犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる」ことが直面する課題として認識されており<sup>13</sup>、罪に問われた障がい者等につい

<sup>12</sup> 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう（障害者基本法2条2号）

<sup>13</sup> 犯罪対策閣僚会議決定「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（2016年7月12日）

での施策は、同法の対象として大きな部分を占めるものであった。

同法7条に基づき、2017年12月15日に政府は、2018年度から5年間についての再犯防止推進計画を策定した。同計画では、犯罪をした者等が社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となれるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国だけでなく、地方公共団体、民間団体等の関係者と緊密な協力をすることや、犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法のあらゆる段階において切れ目のない指導や支援を受けられるようにすること等が基本方針として定められている。

また、同計画は、今後取り組んでいく施策として、「法務省は、(中略)必要に応じ、更生支援計画(主として弁護士が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的施策等について取りまとめた書面)等の処遇に資する情報を活用とした処遇協議を実施する」ことをうたっており<sup>14</sup>、また、保護司等の民間協力者との適切な役割分担と連携体制の構築を述べるとともに、「法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく」ともしている<sup>15</sup>。

そして、法務省は、再犯防止推進計画に基づく重点施策の一つとして、「10の再犯防止アクション宣言」を公表し、その中で、「一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について検討を行います」としている(同宣言7)。

また、再犯防止推進法においては、地方公共団体も地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされているところ(同法8条)、2021年11月時点において、190の地方公共団体で同計画が策定されるに至っている。

## ② 検察庁における取組

検察庁でも、障がいや高齢その他の理由により、主に起訴猶予が予想されるケースを中心に、釈放後の福祉サービスにつなぐなどの入口支援の取組を行い、大規模庁においては社会復帰支援室等の専門部署や社会福祉アドバイザーを置くなどして、その体制の充実を図ろうとしている。

---

<sup>14</sup> 「Ⅱ第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」の「1(2)①イ関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用」26頁

<sup>15</sup> 「Ⅱ第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組」の「1(2)⑤ア適切な役割分担による効果的な連携体制の構築」33頁

限られた時間の中で、罪に問われた障がい者等にとって必要かつ有効な支援を行っていくために、弁護士との連携をより一層図っていくことが重要と考えられる。

### ③ 地方公共団体再犯防止推進モデル事業

法務省は、地方公共団体の再犯防止のための取組を促進するために、2018年度から2020年度まで地域再犯防止推進モデル事業を実施しており、結果として合計36の地方公共団体が受託し、そのうち17団体が入口支援に、15団体が出口支援に取り組んだ<sup>16</sup>。

愛知県では、この制度を用いて、弁護士が犯罪をした者等に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において寄り添い、居住手続や就労窓口、医療・福祉機関への引継ぎ等の各種支援を行うことで円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」を行い、愛知県弁護士会がその委託先となった<sup>17</sup>。

### ④ 更生支援計画の活用に関する試行

罪に問われた障がい者等については、被疑者・被告人段階で、弁護士が福祉関係者と連携し、その者の障がいの特性や必要な福祉的支援等について調査・検討した更生支援計画を作成することがあるが、実刑判決や保護観察になった場合にそれが関係機関に引き継がれていないと、せっかくの支援が途切れ、特性に応じた処遇や更生支援がなされなくなるおそれが高くなる。

その観点から、法務省は、当連合会及び東京三弁護士会と協議し、2018年度から、東京地方裁判所を一審とする事件について、刑事施設や保護観察所が更生支援計画を引き継ぎ、処遇調査や出所後の環境調整等に活用する試行を始めた。2019年度からは大阪地方裁判所を一審とする事件についても拡大された。これまでのところ、拘置所の受理分で年間20件程度、保護観察所の受理分で年間5件程度の実績が上がっており、更に全国に拡大していく方向での検討を始めている。

### ⑤ 地域生活定着支援センター

厚生労働省が2012年3月までに各都道府県に設置した地域生活定

---

<sup>16</sup> 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室補佐官原淳一郎「地域再犯防止推進モデル事業等について」（2021年2月9日）12頁

<sup>17</sup> 愛知県「愛知県再犯防止推進計画」（2021年3月）86頁

着支援センターにおいては、福祉的支援が必要な障がい者や高齢者について、矯正施設からの釈放後直ちに福祉的サービスを受けられるようにするための出口支援を行っており、また、一部の同センターにおいては、「相談支援業務」の枠組みの中で被疑者・被告人についての入口支援も行うようになっていたが、地域によってその取組には差があった。

この点、2021年度から「被疑者等支援業務」が同センターの新たな業務として加えられ、入口支援について全国的な事業化が図られることとなり、また、その指針<sup>18</sup>においては、各地の弁護士会等の関係機関との協議・連携の促進について触れられている。

もともと、現時点では、検察庁と連携した保護観察所の更生緊急保護の制度を活用するスキームに限定されており、弁護士会及び弁護士との連携による入口支援については、今後、各地の実情に応じて、関係機関が協力しながら円滑化・拡大化を図っていく必要がある。当連合会においても、各弁護士会に対して、各都道府県の地域生活定着支援センターとの連携に向けた協議を行うことを要請しており、地域ごとの連携が徐々に進み始めたところである。

#### ⑥ まとめ

このように、国の各施策においても、罪に問われた障がい者等について、出口支援と共に入口支援の意義がますます重視されるようになっており、また、弁護士との連携の強化の必要性も認識されるに至っている。

#### (4) 当連合会の取組

##### ① 罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する連絡会議とキャラバン等

罪に問われた障がい者等についての刑事弁護活動を促進し、その重要性を広く会員に認識してもらうため、当連合会は、2013年9月から、日弁連刑事弁護センターと日弁連高齢者・障害者権利支援センターの委員により「罪に問われた障がい者の刑事弁護に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し、積極的な活動を始めた。

そして、厚生労働省、法務省及び検察庁で先行する動きを確認するとともに、早急に弁護士会においても体制作りをすることの必要性を認識し、2015年3月には、全弁護士会に対し、各弁護士会において検討組織を立ち上げ、罪に問われた障がい者等の刑事弁護を各地で担うことができる

---

<sup>18</sup> 厚生労働省社会・援護局総務課長「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（2009年5月27日・2021年3月26日最終改正）

体制を整備することを要請した。

また、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の体制整備等に関するキャラバン（研修・意見交換会）や障がい者刑事弁護に関する研修会を全国各地で展開してきた。研修やキャラバンを実施した弁護士会は、2021年12月時点で31会に及ぶ。この間、キャラバンの成果を全弁護士会で共有するための情報交換会も開催し<sup>19</sup>、会員向けに障がい者の刑事弁護に関するオンライン学習プログラムも提供している。

当連合会は、今後も罪に問われた障がい者等の刑事弁護を促進するための全国的な活動を引き続き行っていく。

## ② 罪に問われた障がい者等の刑事弁護体制に関するアンケート調査

### ア アンケート調査の実施

2015年9月、全弁護士会に対し、罪に問われた障がい者等の刑事弁護体制についてのアンケート調査を行い（回答率100%）、2018年1月には第2回調査（回答率約84.6%）、2021年3月には第3回調査（回答率100%）を実施した。

### イ 調査結果から分かるキャラバン等の成果と課題

第1回調査と第3回調査の結果を比較すると、地域生活定着支援センターと連携をしている弁護士会は19会から31会に、社会福祉士や精神保健福祉士と連携している弁護士会は13会から30会に増えており、また、連携の具体的活動内容も豊富になっており、当連合会によるキャラバン等の成果が上がり、確実に体制整備が進んでいることがうかがわれる。

他方、連携に当たって福祉専門職へ費用を支払う仕組みを有している弁護士会は、4会から12会へ増加したものの、いまだ少ないと言わざるを得ない。

弁護士と連携する福祉専門職への費用の支払は、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の充実のために必須の課題である。

## ③ 罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉の連携費用に関する意見書

福祉専門職との連携における費用について、当連合会は、前述のとおり、2017年8月25日付けで「罪に問われた障がい者等に対する司法と福

---

<sup>19</sup> 「罪に問われた障がい者等の刑事弁護の体制整備等に関する情報交換会」（2016年3月29日）

社の連携費用に関する意見書」(以下「2017年意見書」という。)を公表し、その後、費用の基準案も作成して、法務省及び日本司法支援センターに対し検討の要請を行っている。

(5) 各弁護士会の取組

各地の弁護士会においても、罪に問われた障がい者等に対する弁護士の支援活動について、様々な取組が行われるようになってきている。主な取組の例を以下に挙げる。

① 東京三弁護士会の取組

東京三弁護士会では、2015年4月、東京社会福祉士会・東京精神保健福祉士協会から連携可能な社会福祉士・精神保健福祉士を弁護人に推薦してもらう制度を設け、また、その支援活動に対して原則として上限5万円の援助金(事案によって少なくとも10万円程度までの増額が可能)を支給する制度を設けている<sup>20</sup>。

② 神奈川県弁護士会の取組

神奈川県弁護士会では、2015年12月に神奈川県社会福祉士会と社会福祉士等の紹介に関する協定を締結し、障がいのある被疑者・被告人の刑事事件について、弁護人と社会福祉士等が連携して活動できる取組を行っている<sup>21</sup>。

また、2018年2月からは、社会福祉士等の費用を弁護士会の人権救済基金から支出できる制度を始めている<sup>22</sup>。

③ 千葉県弁護士会の取組

千葉県弁護士会では、2015年10月から、社会復帰支援活動援助制度を導入している。同制度は、弁護人が、身体を拘束された帰住予定地のない被疑者又は被告人の社会復帰を支援する事業者に対して支払った費用(アセスメントのための面接費用等)について、弁護士会が援助するものである<sup>23</sup>。

また、同会では、2016年から、千葉県社会福祉士会との協議に基づき、弁護人が社会福祉士会から社会福祉士の紹介を受けることができるマッチング支援事業を導入しているが、社会福祉士の活動に対する費用を援助する制度と

---

<sup>20</sup> 東京三弁護士会合計での実績は、2020年度が紹介件数61件、援助金申請53件。2021年度(10月末現在)は、紹介件数61件、援助金申請41件

<sup>21</sup> 制度導入から2020年度までの紹介実績は68件

<sup>22</sup> 1件当たりの上限額は5万円で、2020年度までの支払実績は26件

<sup>23</sup> 利用実績は、2021年6月までで210件

はなっていない<sup>24</sup>。

#### ④ 静岡県弁護士会の取組

静岡県弁護士会では、2019年度から、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関し、福祉専門職等の面会や更生支援計画書の作成費用を拠出する制度を開始している。

また、これまで関係機関と共に複数のシンポジウム、協議会、研修等を行っている。刑務所職員とも意見交換する機会があり、静岡県外の刑務所から出所後に静岡県内での居住を希望する受刑者の支援の要請がある場合にも、生活保護申請の同行支援や出所後の環境調整への協力等を行えるようになった<sup>25</sup>。

他方で、このような活動は、生活保護の同行という枠組みでは費用が出るものの、生活環境調整一般の支援のための費用は出ない。

#### ⑤ 大阪弁護士会の取組

##### ア 大阪モデル

大阪弁護士会では、2014年6月から、大阪社会福祉士会及び大阪府地域生活定着支援センターが連携する「大阪モデル」というスキームを構築している。弁護士から申込みがなされると、事案に応じて社会福祉士又は同センターの相談員を紹介するものであり、年間40件ほどの利用がなされている<sup>26</sup>。

また、更生支援計画書の作成費用等の弁護士と社会福祉士等との連携費用については、別途弁護士会の刑事弁護援助事業として支払われる<sup>27</sup>。

##### イ 在宅高齢者・障害者刑事被疑者弁護援助事業

2016年9月から、これまで当連合会が実施する法律援助事業（刑事被疑者弁護援助事業）の対象となっていない在宅の罪に問われた高齢者又は障がい者に対して、当番弁護士派遣を受けて、準抗告その他の弁護活動により釈放されたなどの一定の要件を満たす者について、弁護士

---

<sup>24</sup> 利用実績は、2021年8月までで14件

<sup>25</sup> 栃木刑務所から出所した後の生活保護申請を行ったなどの事例が存在する。

<sup>26</sup> 利用実績は、2021年5月までで累計293件

<sup>27</sup> 国選弁護事件及び法律援助事件につき、原則として30万円（税抜き）を上限とする。

会が弁護士費用を援助する事業を行うようになった<sup>28</sup> <sup>29</sup>。

#### ウ 障害者国選刑事弁護法律援助事業

2020年3月には、障がいのある被疑者・被告人の弁護人の活動<sup>30</sup>に対し、国選事件への上乗せ報酬を手当てする援助事業を創設した<sup>31</sup> <sup>32</sup>。

#### ⑥ 兵庫県弁護士会の取組

兵庫県弁護士会では、元国選弁護人等が各種支援<sup>33</sup>を行った場合に、弁護士会が管理する人権救済・リーガルエイド基金から費用等を支出する「寄り添い弁護士制度」を、2016年8月に導入した（なお、支援対象者は、罪に問われた障がい者等に限定されていない。）。

同制度の導入により、弁護士も積極的に支援に取り組むことができるようになったが<sup>34</sup>、限られた財源による運営であり、支援対象者1人当たりの支出上限が原則15万円等の制限がある。

#### ⑦ 愛知県弁護士会の取組

##### ア よりそい弁護士制度

愛知県弁護士会では、2019年4月より、兵庫県弁護士会とほぼ同様の「よりそい弁護士制度」を開始した。相談（支援対象者本人からの申込みも可）、支援の二本立てになっていることに特徴がある<sup>35</sup>。具体的には、県内の刑務所・少年院の出所者・退院者や執行猶予付き有罪判決を受けた者の相談を受け、社会復帰後の見守りや債務整理、生活保護申請等の支援をした弁護士に対し、相談料・支援費及び交通費等を支給するものである。

---

<sup>28</sup> 援助額は、当初、原則報酬9万円及び実費1万円であったが、2021年5月から、ウ記載の障害者国選刑事弁護法律援助事業と同様の基準を適用して算定したポイントを合算し、20万円を上限として算出することとしている。

<sup>29</sup> 利用実績は、2016年度4件、2017年度5件、2018年度6件、2019年度1件、2020年度6件、2021年度（8月末現在）5件

<sup>30</sup> （ア）付添・同行、接見、その他被疑者・被告人への対応、（イ）主治医、協力医、相談支援専門員、就労先（作業所等）、通訳者、その他被疑者・被告人の更生支援への協力者等との面談等、（ウ）医療機関や療育手帳の判定機関等に対する開示手続等、証拠収集活動、更生支援のための諸手続等

<sup>31</sup> 援助額は、基準を適用して算定したポイントを合算し、1ポイント当たり1万円として算出し、成果加点も含め30万円を上限とする。

<sup>32</sup> 利用実績は、2019年度1件、2020年度70件、2021年度（8月末現在）25件

<sup>33</sup> 刑事施設収容中の元被告人との面会・信書交通、障害者手帳取得援助、刑事施設出所時の帰宅先・病院・福祉機関等との連絡調整・同行等

<sup>34</sup> 利用実績は、2021年8月までで89件

<sup>35</sup> 相談を担当した弁護士が支援が必要と判断した場合は、支援の申込みをすることによって相談から支援に移行できる。

2019年度は、前述のとおり、愛知県が法務省のモデル事業として「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」を実施し、愛知県弁護士会が業務実施の委託を受けた。また、モデル事業でカバーできない事案は、同会の独自事業として実施した。2020年度は、県の事業が実施されなかったため同会単独の事業として行った。同会の制度は、2019年度から2020年度の2年間の事業としてスタートしたが、ニーズがあることが実証され、成果も上がってきたので、2021年度からは恒常的の制度となった。また、2021年度、愛知県も法務省モデル事業とは離れて、県としての「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」を開始し、同会が業務委託を受ける方式となったため、同年度は、2019年度と同様に県事業の受託部分と同会独自事業部分の二つの部分からなることとなった<sup>36</sup>。

#### イ 特定在宅被疑者弁護援助事業

2021年7月から、在宅の被疑者である高齢者、障がい者及び少年、又は弁護人の準抗告その他の弁護活動により釈放された被疑者で、一定の要件を満たす者について、弁護士会が弁護士費用を援助する事業を開始した<sup>37</sup>。

#### ⑧ 福岡県弁護士会の取組

福岡県弁護士会では、福岡市と北九州市の障害者基幹相談支援センターと連携して、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に際し、福祉専門職の面会や更生支援計画書の作成を行っている。

また、2021年4月からは、福岡県の地域生活定着支援センターと連携して、罪に問われた障がい者のみならず高齢者の福祉的支援を連携して行うことになった。そして、被疑者・被告人が帰住先にて生活を始めた後も継続した支援が可能となるよう、関係各機関でケース会議を持つ努力をし、元弁護人にも可能な限り会議に参加することを奨励している<sup>38</sup>。

同年10月には、このような弁護士の一定の支援活動について、弁護士

---

<sup>36</sup> 利用実績は、2019年度50件、2020年度58件、2021年度（8月末現在）34件

<sup>37</sup> 2021年8月までの2か月間で5件の申込みがあり、釈放された被疑者が4件（うち障がい者1件、少年1件）、在宅の高齢者が1件となっている。

<sup>38</sup> ケース会議に元弁護人が参加することは、本人にとっては、事件のことを振り返り、同じ過ちを犯さないように思い出してもらい契機として位置付けられる。また、弁護士が長期にわたって関わり、面会を通じて支援を行うことにより、本人が失敗して再度逮捕されたような場合でも、担当の福祉専門職から早期に連絡を受け、速やかに接見ができることになる。

会が国選弁護人報酬に10万円を上限として加算する制度ができた。

#### ⑨ 札幌弁護士会の取組

札幌弁護士会では、2021年11月からよりよい弁護士制度を導入した。刑務所等を出所して半年以内の者を支援の対象とし、その社会復帰のための弁護士による活動について、一定の費用を支給し、担い手の拡大を図ろうとするものである<sup>39</sup>。

### 4 罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援の必要性

#### (1) 国選弁護活動としての入口支援及び出口支援

このように、罪に問われた障がい者等に対する入口支援及び出口支援の重要性が認識され、各地での取組も進展を見せている状況の中で、大きな課題となっているのは、活動を支えるための費用についてである。

弁護士が国選弁護人としての活動を行う過程において、社会福祉士等の福祉専門職と連携して入口支援や出口支援に関わる活動を行っても、福祉専門職に支払うべき更生支援計画作成や面会等の活動についての費用は、国選弁護費用の対象になっていない。そのため、継続的・安定的な支援活動の裏付けがあるとは言い難い状態である。

この観点から、当連合会は、2017年意見書において、罪に問われた障がい者等の国選弁護活動の中で、更生支援計画の作成等環境整備のために弁護人が支弁した適正な経費については、国選弁護費用の対象にすべきであるとの意見を述べている。

更に問題となるのは、罪に問われた障がい者等に対して必要な支援活動としては、形式的には国選弁護人としての活動の範囲内とは言えない部分も生じることであり、以下、この問題について述べる。

なお、以下の記述における用語として、「入口支援」は、被疑者・被告人又は被疑者・被告人であった者のうち、自由刑の執行を受けていない障がい者等に対して福祉と連携して必要な支援を行うこと、「出口支援」は、自由刑の執行を受けた障がい者等に対して福祉と連携して必要な支援を行うことを意味するものとする。

#### (2) 捜査段階における釈放された者への支援（入口支援の一部）

##### ① 問題の所在

罪に問われた障がい者等が逮捕又は勾留された場合、弁護人の弁護活動

---

<sup>39</sup> 援助額は支援対象者1人につき最大15万円

により、勾留請求がなされない又は却下される、勾留決定に対する準抗告が認められる、勾留決定後に勾留が取り消されるといった場合も少なくない。障がいや高齢のために勾留の必要がないと認められることが、近年増えてきたためである。

ところが、現行法上、被疑者の身体拘束がなされない状態で捜査が行われる場合は、国選弁護人が付されない。一旦勾留されたときに国選弁護人が選任されていても、被疑者が釈放された場合には、国選弁護人はその地位を失う。その結果、被疑者が引き続き弁護を受けるためには、私選弁護の費用を負担する又は弁護人が無償で活動を行うということになる。

被疑者は、勾留決定がなされ、勾留されたままであれば国選弁護人の弁護を受けられたのに、弁護人の身体拘束からの解放に向けての弁護活動が功を奏した場合には、捜査段階における国選弁護が受けられなくなるという事態となり得るのである。

弁護人にとっても、熱心に弁護活動を行った結果として国選弁護人の地位を失い、釈放後に活動を行った場合の費用が支払われなくなるという皮肉な結果が生じ得ることとなる。

しかし、コミュニケーション能力に問題があるため捜査官に誘導されやすく又は迎合しやすく、自己を守る力の弱い障がい者等にとって、弁護士の存在は不可欠である。また、とりわけ環境の変化によるストレスに対して脆弱な者が多い障がい者等の身体拘束は、可能な限り避けなければならない。すなわち、罪に問われた障がい者等にとっては、弁護士の存在も身体拘束からの解放も、どちらも非常に重要性の高いものである。

## ② 改正の方向性

したがって、在宅捜査になった場合においても罪に問われた障がい者等に弁護士を付す必要性が高いと言えるが、罪に問われた障がい者等は経済的困窮者であることが非常に多いため、その費用については国費による対応がなされるべきである。

すなわち、釈放後の弁護士による面談、示談活動、環境調整等の活動に対する報酬及び費用（交通費、通訳料等）について、いずれは被疑者国選弁護活動と同様に国費からの支給がなされるべきであるところ、少なくともまずは、日本司法支援センターによる立替援助の対象にすべきである。

具体的には、綜合法律支援法30条の業務の範囲に、「罪に問われた障がい者等を援助する業務」の項目を追加し、罪に問われた障がい者等の中

で、逮捕又は勾留されたが終局処分前に釈放された者に対する被疑者段階における弁護士の支援の活動について、報酬及び交通費や福祉関係者に対する費用等の必要な費用を立替援助の対象に含めるようにすべきである。なお、適切な償還免除の制度の検討も必要である。

### (3) 不起訴処分後や判決後の支援

#### ① 問題の所在

##### ア 不起訴処分後や執行猶予判決後等における支援（入口支援の一部）

国選弁護人は、被疑者の釈放や被告人に対する判決言渡しにより、その地位を失う。そのため、弁護人が福祉的支援につなげて環境を整備した結果、被疑者が不起訴処分となり、又は被告人が執行猶予判決を受けると、その後は、国選弁護人として被疑者・被告人に対する支援を続けることができないということになる。罰金刑の判決で釈放された者や最終的に無罪判決を受けた者についても、同様のことが言える。また、自由刑の実刑判決を受けて執行される前の者も、やはり弁護の切れ目の状態下にある者であると言える。

しかし、これまで適切な福祉的支援を得られなかったことで生きづらさを増幅させてきた者にとっては、不起訴処分後や執行猶予判決後等に引き続き福祉的支援を受けることは極めて重要であり、それがなされない場合は、元の環境に戻り、その後また罪に問われる行為に及んでしまうという可能性が大きくなると言わざるを得ない。国選弁護人として活動していた弁護士が引き続き罪に問われた障がい者等の支援に関わり、更生支援計画に沿った切れ目のない支援に尽力する必要性は大きい。

具体的には、弁護士が対象者の釈放時に留置場や拘置所まで迎えに行き、保護観察所、福祉事務所、病院等に同行して福祉的支援につなぐことや、支援者らによるケース会議に参加し、更生支援計画の円滑な実施に協力することなどが考えられる。

##### イ 自由刑の実刑判決の執行後における支援（出口支援の一部）

出口支援についても、再犯防止推進計画において弁護士の関与が期待され、また、刑務所においても捜査・公判段階で弁護人の関与の下に作成された更生支援計画の活用の重要性が認識されており、弁護士が積極的に関わる必要性は大きいと言える。

ところが、現行の制度では、国選弁護人としての地位がある期間は、勾留後から判決言渡しまでの間に限られている。そのため、判決後の支援活

動は国選弁護士としての活動の対象外ということになり、心ある弁護士が無償で行うような場合を除き、従前の支援が途切れてしまうことが多く、出所後の再犯化の大きな原因になっていると言える。

更生支援計画を作成したが結果として実刑判決を受けた場合も、その後更生支援計画が活用されなければ、やはり支援が途切れてしまうことにつながる。なお、更生支援計画はそもそも起訴猶予や執行猶予判決等を前提として作成されているものであるため、実刑となった場合は再調整をする必要があり、そのため、弁護士は、面会に行ったり、支援者らによるケース会議に参加したりする必要がある。

## ② 改正の方向性

したがって、罪に問われた障がい者等について、不起訴処分後や判決後の弁護士の活動に関する費用についても国費での対応をすべきであり、いずれは被告人国選弁護活動と同様に国費からの支給がなされるべきところ、少なくともまずは、日本司法支援センターによる立替援助の対象とすべきである。

具体的には、綜合法律支援法30条の業務の範囲に、「罪に問われた障がい者等を援助する業務」の項目を追加し、不起訴処分又は判決を受けた障がい者等のうち、引き続き弁護士による支援が必要な者に対する社会復帰等のための弁護士の活動について、報酬及び交通費や福祉関係者に対する費用等の必要な費用を立替援助の対象に含めるべきである。なお、適切な償還免除制度の検討も必要である。

対象として考えるべき弁護士の活動としては、刑事施設収容中の面会やケース会議参加、居住・就労関係や医療・福祉関係に関する支援（連絡調整や同行）等が考えられるが、具体的に制度化を検討する際には、対象とする活動の期間や支出する費用の上限を画定する必要がある。

## 5 まとめ

いくつかの弁護士会で始まっているよりそい弁護士活動に見られるように、およそ全ての被疑者・被告人や被疑者・被告人であった者、受刑者等について、社会復帰を支援する弁護士の活動が重要であることは論を俟たず、今後、活動を支える諸制度の拡大に向けての検討も必要である。

その中で、本意見書が特に罪に問われた障がい者等を対象としたのは、罪に問われた障がい者等が、障がい等があることで一般の者と実質的に平等な刑事手続を受けることができなかつたという実態があり、かつそれが長く見過ごさ

れてきたため、厳罰化や累犯化ばかりが進み、受刑者の相当部分を知的障がい者や認知症高齢者が占めることとなったという問題に刮目し、検討を重ねてきたからである。この問題を是正するためには、罪に問われた障がい者等が負っている社会的障壁を除去するための手続上の合理的配慮が必要であり、それには司法と福祉が連携した支援こそが適切かつ有効である。

罪に問われた障がい者等に対する司法と福祉が連携した支援の重要性についての認識が高まり、各方面における制度や活動も進展を見せてきているところ、現状の刑事弁護制度における間隙に落ちて継続的な支援が途切れるという事態が生じることは、支援の実効性を失わせることになってしまうものである。速やかにその改善が図られるべきである。

よって、罪に問われた障がい者等に対する弁護士による切れ目のない支援の実現のために、終局処分前に釈放された者、不起訴処分を受けた者及び判決を受けた者に対する弁護士による支援の活動の報酬及び費用について、意見の趣旨記載の内容の法改正をすべきである。

以上



## 第5 関係法令その他資料



# 再犯の防止等の推進に関する法律

## 目次

### 第一章 総則（第一条―第十条）

### 第二章 基本的施策

#### 第二節 国の施策（第十一条―第二十三条）

#### 第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪によ

一

る被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であつた者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であつた者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、

拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その

三

四

地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

五

六

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表す

るよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行いものとする。

七

八

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあつせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たつて予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者

九

等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

一〇

る。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等

一一

に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検 討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点課題と主な施策

### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ